



第3期

東松島市 地域福祉推進計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



誰もが**安心**して**笑顔**で暮らせる

“**支え合い**”のまちづくり

～地域共生社会の実現を目指して～

令和5(2023)年3月

東松島市・社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会

第3期東松島市地域福祉推進計画 (地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度

誰もが安心して笑顔で暮らせる“支え合い”のまちづくり

～地域共生社会の実現を目指して～

第3期東松島市地域福祉推進計画策定にあたって

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域におけるつながりが希薄化し、社会的孤立やひきこもり、80代の親が50代の子どもを支える「8050問題」、親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」等、地域の福祉課題が複雑化・複合化してきています。



また、東日本大震災から12年が経過し、本市の復興は、ハード事業は概ね完結しておりますが、被災者に寄り添った「心の復興」は今後も重要であると認識しております。

このような中、本市の将来像を示す「東松島市第2次総合計画後期基本計画」では「住み続けられ持続・発展する東松島市」地方創生のトップランナーをめざすこととしており、喫緊の政策課題は少子化対策であります。

また、地域において高齢化が進む中、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、「自助」「互助」「共助」「公助」の仕組みの下、地域の中で、お互いが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」に向けた包括的な支援体制を構築していくことが必要です。

今回の第3期地域福祉推進計画は、前計画から引き続き東松島市による「地域福祉計画」と東松島市社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を包含しています。

本計画においては、「誰もが安心して暮らせる“支え合い”のまちづくり～地域共生社会の実現を目指して～」を基本理念として掲げ、市と社会福祉協議会が地域課題を共有し、連携して地域福祉の推進に努めてまいります。

また、本計画の実効性を高め、地域共生社会を実現するためには、市と社会福祉協議会だけでなく、地域住民や関係団体、ボランティア、民間事業者などあらゆる主体と連携を強化し、分野や組織の枠組みに捉われることなく、必要とする支援に切れ目なくつながる支援体制が不可欠ですので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました東松島市地域福祉推進委員会委員の皆様をはじめ、地区座談会やアンケート調査にご協力をいただきました市民、関係機関、団体など多くの皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和5年3月

東松島市長 渥美 巖

第3期東松島市地域福祉推進計画策定にあたって

近年、私たちの生活は技術革新やグローバル化により便利さ、豊かさが確保されてきている反面、核家族化、少子高齢化の進展など、ライフスタイルや価値観が多様化するなか、家庭や地域の持つ助け合いの機能やつながりの希薄化が懸念されています。

また、社会の変化により「子ども」「高齢」「障がい」「困窮」といった分野・福祉制度にあてはまらない生活課題や複合的な生活課題に対し、分野を超えた包括的な支援や福祉サービスの必要性が高まってきました。

このような背景から、国は、地域における生活課題を行政や福祉関係者のみならず、地域全体で包括的に受け止める「支え手」「受け手」の関係を越えた「我が事」として取り組む「地域共生社会」の実現を掲げています。

東松島市社会福祉協議会も、地域住民がともに支え合い、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指して、地域住民や福祉関係者とともに地域福祉活動に取り組んでまいりました。

そのような中、策定した本計画は、前計画の基本理念「誰もが安心して笑顔で暮らせる“支え合い”のまちづくり」を継承し、地域における生活課題を整理したうえで、東松島市の地域福祉計画と一体で策定し、行政との連携、さらには地域の皆さまとのつながりを強化しながら「地域共生社会」の実現を目指す内容となっています。

3年続いた新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との交流が自粛されるなど地域福祉にとって厳しい状況が続いてきましたが、今後も、「地域共生社会」の実現に向け、皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力賜りました東松島市地域福祉推進委員会の皆様をはじめ、市民アンケートや住民座談会・団体ヒアリングにご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係者・団体の皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会

会長 阿部 英一




目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
(1) 地域福祉とは.....	1
(2) 地域福祉の役割分担.....	2
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画.....	3
(4) 社会の動きと地域福祉の視点.....	5
(5) 地域福祉が目指す「地域共生社会」.....	6
(6) 地域包括ケアシステムと「地域共生社会」.....	7
(7) SDGsの目標を念頭においた地域福祉の実現.....	7
(8) 国と県の動向.....	9
(9) 計画策定の目的.....	11
2. 計画の位置付け.....	12
(1) 行政計画と民間計画との一体策定.....	12
(2) 関連計画との関係.....	12
3. 計画期間.....	13
4. 計画の策定体制.....	14
第 2 章 東松島市をとりまく地域福祉の現状	15
1. 統計データから見る本市の状況.....	15
(1) 総人口と世帯数.....	15
(2) 人口ピラミッド.....	16
(3) 年齢 3 区分別の人口の推移.....	17
(4) 高齢者世帯数の推移.....	18
(5) 要介護等認定者数及び障がい者手帳所持者数の推移.....	19
(6) 生活保護世帯数の推移.....	20
(7) 児童扶養手当対象者の推移.....	20
(8) 移動手段の状況.....	21
(9) ボランティアの状況.....	22
(10) 刑法犯認知件数等の推移.....	23
(11) 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移.....	23
(12) 統計データから見た東松島市のまとめ.....	24

2.市民アンケート調査から見る本市の現状	26
(1)市民アンケート調査の概要	26
(2)市民アンケート調査結果の概要	27
①居住年数及び愛着心について(問 5、問 11)	27
②“地域とあなたの関わり”について(問 8、問 9)	28
③地域福祉について(問 13、問 14)	29
④地域での助け合い、支え合いについて(問 15、問 16・17)	31
⑤ボランティア活動等について(問 26、問 26-3)	33
⑥再犯防止について(問 29、問 30)	35
⑦成年後見制度について(問 31、問 32)	37
3.地区別座談会や当事者団体等とのヒアリング結果	38
(1)地区別座談会.....	38
①実施概要	38
②座談会で出た意見と課題	38
③課題の分類割合	39
(2)地区別の状況	40
①矢本東地区	40
②矢本西地区	42
③大曲地区	44
④赤井地区	46
⑤大塩地区	48
⑥小野地区	50
⑦野蒜地区	52
⑧宮戸地区	54
(3)当事者団体等とのヒアリング結果	56
①実施概要	56
②各団体等から出た主な意見等	57
4.前計画の主な取組内容と課題	62
5.東松島市の地域福祉をめぐる主な課題	70

第3章 計画の基本的な考え方	73
1. 基本理念.....	73
2. 基本目標.....	74
3. 地域福祉圏域の捉え方.....	76
4. 計画の施策体系図.....	78
第4章 施策の展開	79
基本目標1 地域活動を支える人づくり.....	79
基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり.....	87
基本目標3 誰もが必要な支援につながり、自分らしく暮らせる仕組みづくり.....	97
基本目標4 地域福祉を推進するための基盤づくり.....	113
第5章 計画推進のために	123
1. 計画推進を目指すための取組.....	123
(1)市民の取組.....	123
(2)地域団体、関係団体、関係機関等の取組.....	123
(3)社会福祉協議会の役割.....	123
(4)市の役割.....	123
2. 計画の周知及び普及啓発.....	123
3. 計画の進行管理.....	124
資料編	125
1. 委員名簿.....	125
2. 計画策定の経過.....	126
3. 計画の策定体制.....	131
4. 関連計画の概要.....	142
5. 用語解説.....	144

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画期間
 - 4 計画の策定体制
- 

第1章 計画の策定にあたって

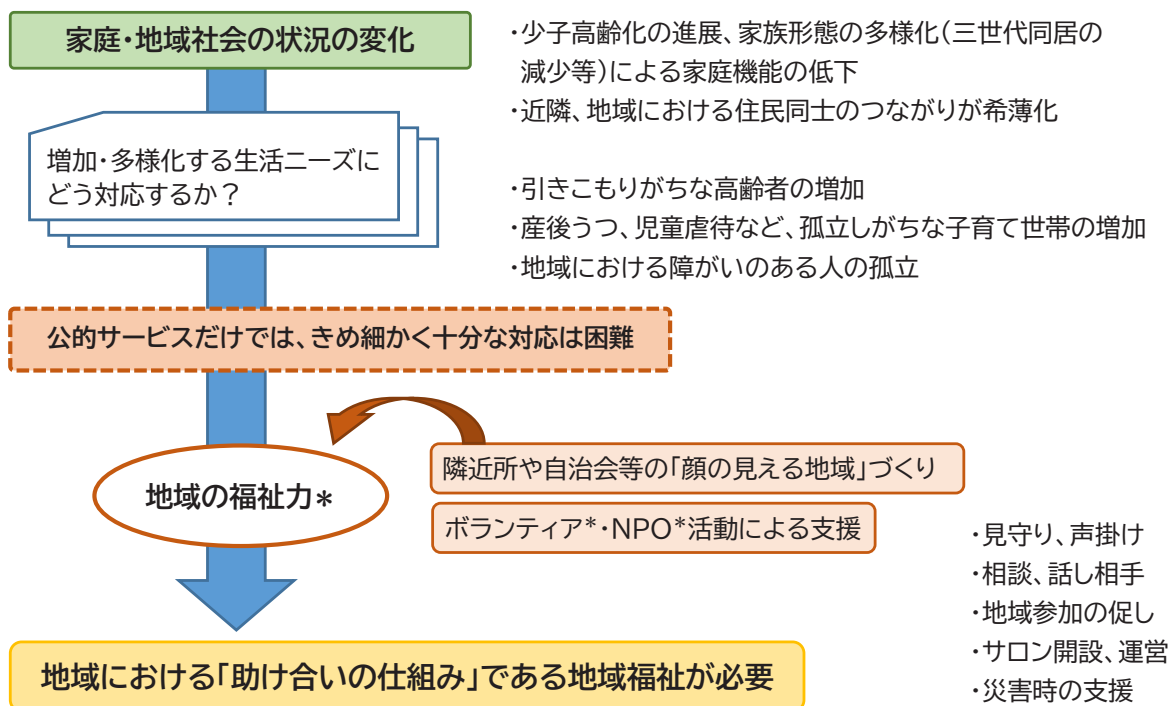
1. 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯化が進み、高齢者などの孤立死、子育てに悩む親の孤立、ひきこもり、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待、配偶者などへの暴力等が新たな社会問題になるとともに、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者など支援を必要としている人が増加している状況にあります。また、抱えている悩みや必要とされる施策は、個々人によって異なり、地域住民が抱えるニーズは複雑多様化・複合化の傾向にあります。

「地域福祉」とは、こうした手助けや支援を必要としている人たちが生活する上での様々な課題を地域の中で解決できるよう取り組むとともに、このような課題を生み出さないために、地域を構成する住民・行政・福祉関係機関や団体・企業などが連携・協働して何ができるかを、地域に住む人たちが主役となって考え、「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」に取り組むことです。

「地域福祉の必要性」のイメージ



*は資料編で用語を解説しています。

(2)地域福祉の役割分担

地域の課題を地域で把握し、地域で主体的に解決を図っていくためには、自分や家族を自ら守る「自助」、ボランティア活動や住民組織の活動などの地域の人的資源等による取組「互助」、介護保険に代表される加入者の相互扶助による「共助」、高齢者・障がい者など、制度化された生活保障に係る社会福祉制度「公助」の4つの視点が必要です。

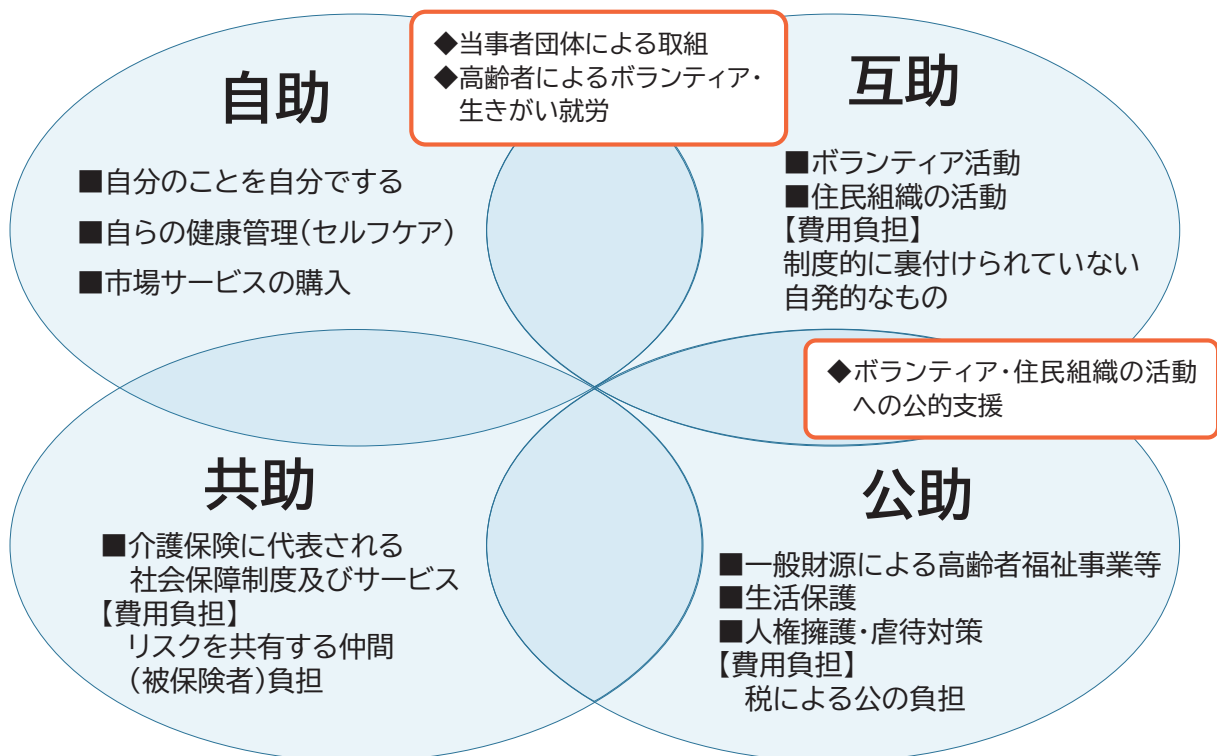
高齢者や障がい者など何らかの支援を必要とする人を支えるためには、「公助」が原則であり、よりよい制度づくりを進めていくべきことは言うまでもありませんが、「公助」だけでは十分に対応できない領域(制度の狭間)があることも事実です。

その領域(制度の狭間)をカバーするものが地域福祉であり、地域福祉については、日常生活の中で何らかの支援が必要な人を、地域を基盤として包み込み、支えていく「互助」「共助」の仕組みが中心となります。

その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会、専門機関、事業者、ボランティアといった多くの人・組織などの役割分担と協働が大切になります。

「福祉の4つの助け」

- ◎自助:個人や家庭による自助努力による取組(自分でできることは自分です)
- ◎互助:ボランティア活動や住民組織の活動など、制度化されていない地域の人的資源等による取組
- ◎共助:介護保険をはじめとする社会保険制度の活用を含めた制度的取組
- ◎公助:自助・互助・共助では対応できない取組
(例:生活困窮等の問題に対し最終的に必要な生活保障を行う社会保障制度)



(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画は、住み慣れた地域において、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの縦割りではなく、各々の実情に応じた形で、地域住民、福祉等の関係機関及び行政等が一体となって地域福祉を推進するための仕組みづくりに取り組むための行政計画です。

「地域共生社会*」の実現に向けた取組を推進し、地域包括ケアシステム*を強化するため、国は社会福祉法の一部を改正し、社会福祉法第107条に市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として地域福祉計画が位置付けられました。また、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり、生活困窮者自立相談支援機関*等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに努めることとされています。

■ 社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進に関すること」と規定されている社会福祉協議会が中心となって策定する、民間の行動計画です。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とした事業を経営する者」等が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

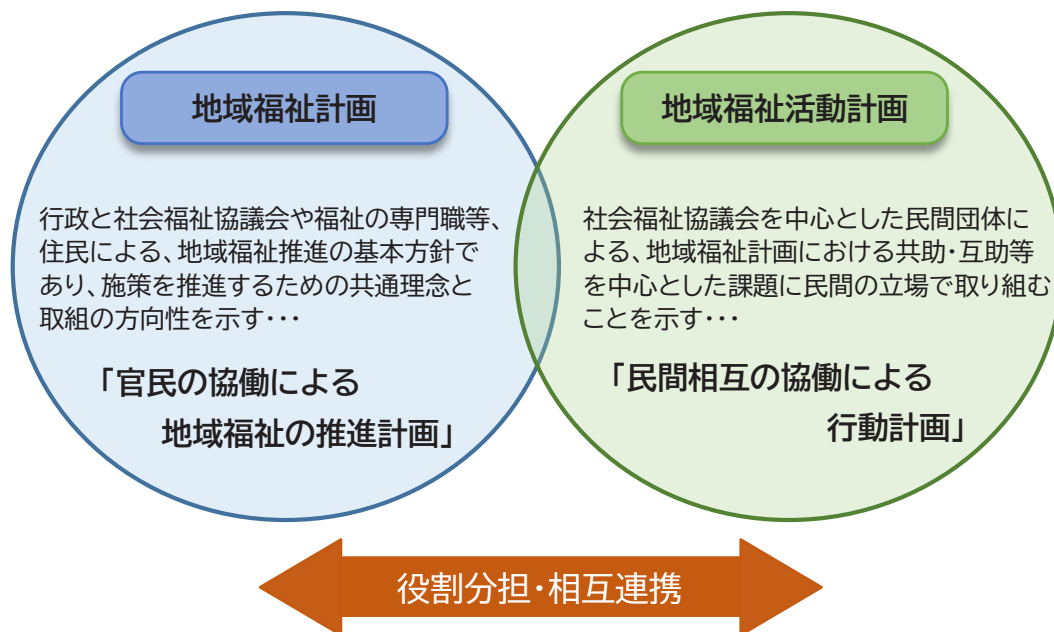
■ 社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、本計画に掲げる「共助」「互助」を推進していくこととも密接に関係し、両計画は役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。



(4) 社会の動きと地域福祉の視点

我が国の福祉は、特に昭和 55(1980)年代後半以降、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などを中心に改変が行われてきました。その方向性は、たとえ障がいを持つようになっても、要介護になっても、できる限り地域で普通の暮らしができることでした。現在では、それぞれの分野における福祉の制度は発展し、専門的な支援が提供されるようになってきています。

個々の福祉が発展していく一方で、このような縦割りの分野別での福祉では対応が困難なケースがあることが、次第に問題として現れてきました。例えば、高齢の親とひきこもりで無職の子が同居する「8050 問題*」、子育てと親の介護の両方を同時に行う「ダブルケア*」、様々な課題が重なって生活が困窮している世帯などです。

社会の変化により、個人や世帯の生きづらさが複雑化(様々な分野の課題が絡み合うこと)・複合化(複数の分野にまたがる課題を抱えること)しています。複雑化・複合化した課題*を解決していくためには、福祉サービスの不足への対処が重要となっています。

また、さらに深刻なのは、課題に直面している人が社会的に孤立している場合です。支援を必要としていながら孤立している人を、いかに見つけるかが問題であり、このためには地域の状況をよく知っている人達の協力が必要不可欠です。

加えて、国の将来の状況を見ると、令和 7(2025)年度には団塊の世代が 75 歳になります。その後さらに、人口減少・少子高齢化が進み、高齢者人口がほぼピークを迎える令和 22(2040)年度には、ひとり暮らし世帯が 4 割、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面して、生活課題の増加、複雑化・複合化が進むと予測されます。この一方で、地域の助け合い機能の低下が続いていること、現役世代(担い手)が減少していくことが、大きな課題となっています。

地域福祉は、縦割りの分野別福祉では対応が難しい、複雑化・複合化した課題を解決していくことを目指して進めていく福祉であり、今後ますます必要となります。

(5)地域福祉が目指す「地域共生社会」

地域福祉はさらに検討が進められ、現在は「地域共生社会」の実現を目指すものとされています。

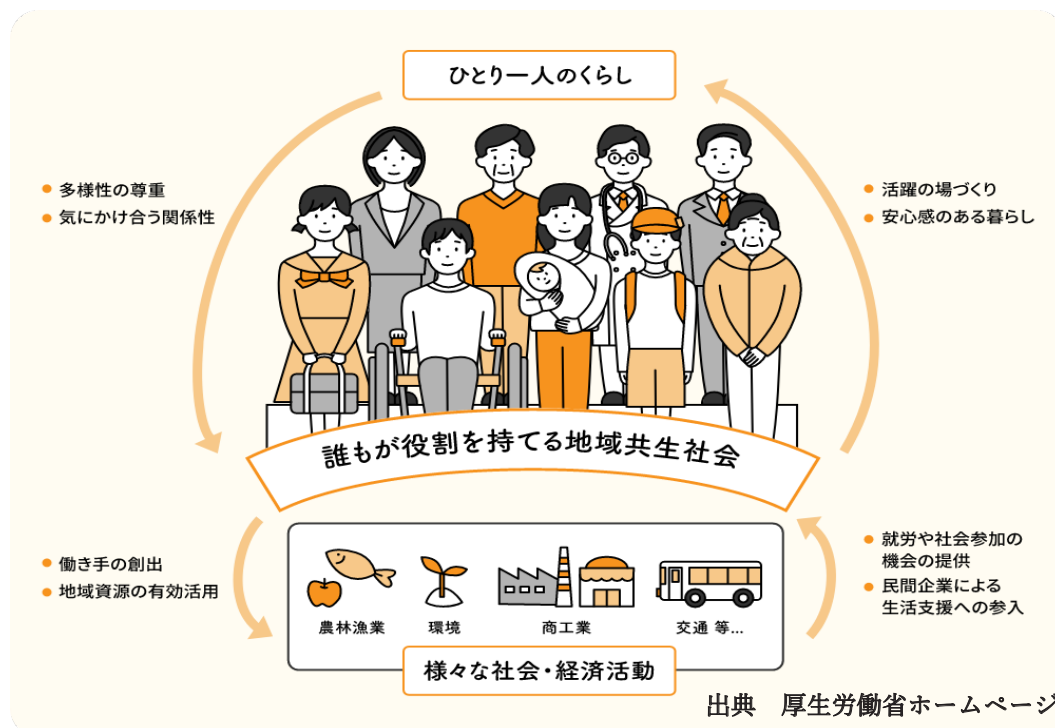
「地域共生社会」とは、若い人も高齢の人も障がいのある人も、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

同じ地域に暮らす、ほかの人が抱える生活上の課題を容易に解決できる地域をつくることは、現在や将来の自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える方への支援の土台ともなります。また地域は、社会・経済活動の基盤であり、多様な社会資源が存在しています。

昨今顕在化してきた、耕作放棄地、空き家などの課題は、高齢者や障がい者、生活困窮者などの就労・活躍の機会を提供する資源ともなっています。

保健・福祉などの関係者が分野を超えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できる可能性があります。

このように、地域に循環を生み出していくことにより、社会の変化や課題を乗り越え、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていくことを目指します。



(6)地域包括ケアシステムと「地域共生社会」

高齢者の福祉領域では、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築が進められております。

これは、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みであり、各地域の特性に応じて作り上げることが必要です。さらに、近年この「地域包括ケアシステム」の理念は、障がい者、子ども、外国人などを含む地域社会を構成する全ての人々に拡大され、複雑化・複合化した課題を抱えても誰もが支え合って暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が目指されています。

(7)SDGsの目標を念頭においた地域福祉の実現

SDGs(持続可能な開発目標)*とは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指した国際的な目標です。平成 27(2015)年の国連サミットで 150 か国を超える加盟国参加の下、全会一致で採択され、令和 12(2030)年までの国際社会の指針となっています。SDGsは 17 の目標と 169 のターゲットを持ち、その実現はわが国の社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにもつながるものです。例えば、1 番目の目標「貧困をなくそう」は、生活困窮者への支援、子どもの貧困対策に、また、3 番目の目標「すべての人に健康と福祉」は、住み慣れたまちで健康的に暮らしていくことを目指した地域福祉活動や社会福祉事業につながります。全国の自治体において、SDGsへの取組が広がっています。

東松島市は、平成 30(2018)年 6 月 15 日に「SDGs未来都市」として国から選定されました。東松島市の目標は「人口減少を食い止め、地域社会・経済を成長軌道に乗せること」を目指し、計画策定から 10 年間で「子ども・若者・高齢者の全世代にわたって住みよいまちづくり」を重点的に取り組む課題と位置付けています。今後も震災による復興の総仕上げと地方創生*推進のため、持続可能な行政運営を行っていくことにしています。この地域福祉推進計画の推進にあたっては、SDGsを踏まえて地域福祉を推進していきます。

SDGsの17の目標

 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

(8)国と県の動向

国は、「ニッポン一億総活躍*プラン」(平成28(2016)年6月閣議決定)において「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。その後、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、平成29(2017)年5月に社会福祉法が一部改正され、平成30(2018)年4月から施行されました。そして、これに合わせ平成29(2017)年12月12日付け厚生労働省告示第355号「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」及び同日付け厚生労働省3局長通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されています。

ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、他の健康・福祉部門の福祉計画の上位計画として位置付けるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項が定められています。また、この流れの中で、令和2(2020)年6月にも社会福祉法が一部改正され、改めて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制整備について盛り込まれ、令和3(2021)4月1日から施行されました。

この改正では、社会福祉法第107条のうち、第1項第五号が改正され、これにより、第106条の3第1項各号に掲げられていた事項(地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項)が、市町村地域福祉計画に盛り込んで策定するよう努めることとされました。また、第106条の4において、任意事業として「重層的支援体制整備事業*」について規定されました。

宮城県においては、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする「第4期宮城県地域福祉支援計画」を策定しています。この計画は、国の動向や東日本大震災の経験をもとに、「すべての県民がともに支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会」を基本理念とし、広域的な観点から市町村の地域福祉が推進されるように支援していくことを目的としたものとなっています。

また、宮城県社会福祉協議会では、令和5(2023)年度から令和8(2026)年度を計画期間とする「宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画」を策定し、宮城県地域福祉支援計画や市町村社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、「地域共生社会」の実現に向けた県社協としての取組が盛り込まれています。

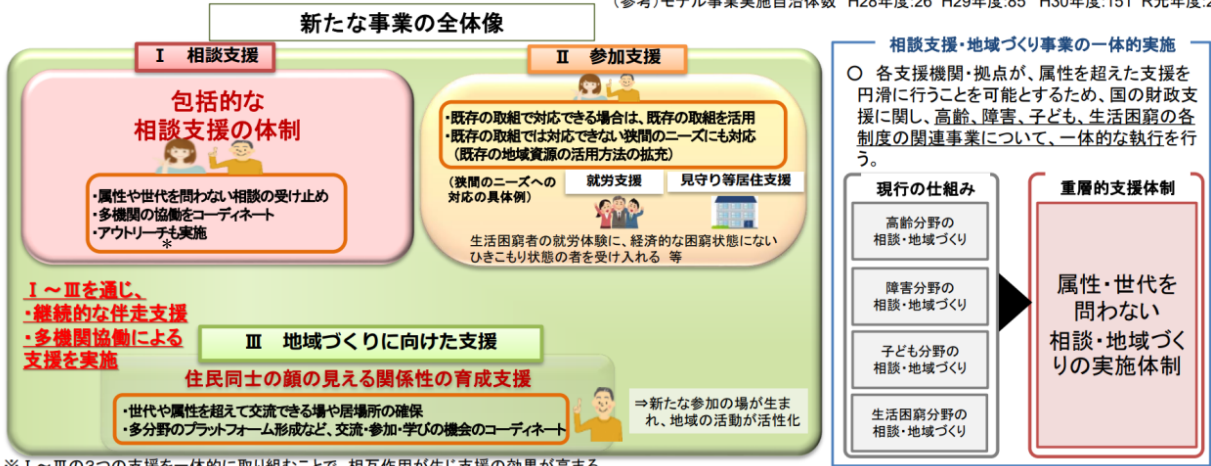
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

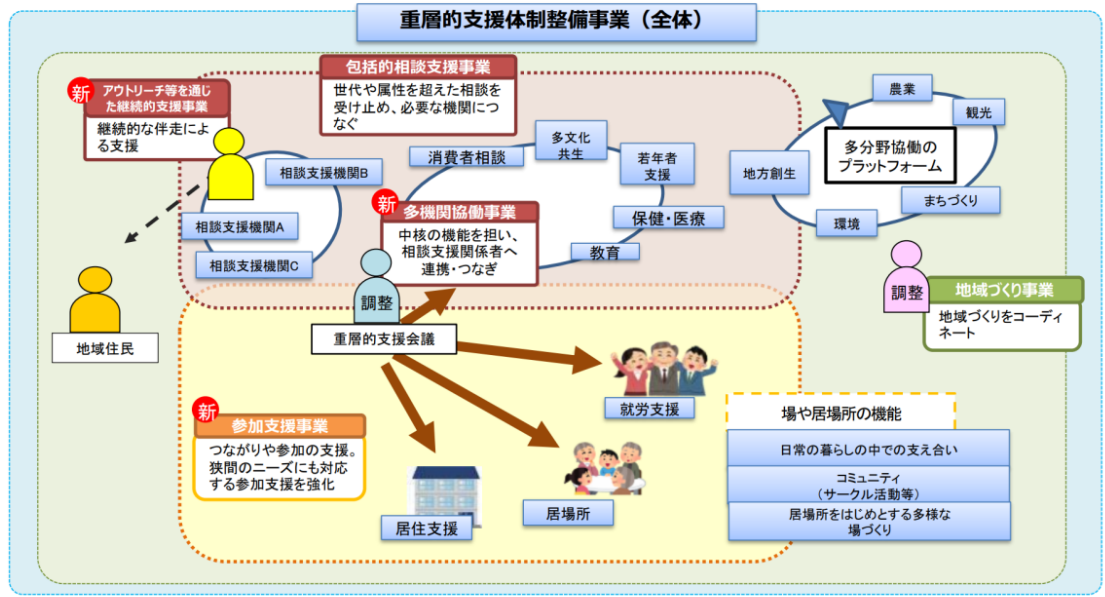
(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**※につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料) 厚生労働省

(9) 計画策定の目的

東松島市と東松島市社会福祉議会では、平成 27(2015)年 3 月に平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度までの 3 カ年計画である東松島市地域福祉推進計画の策定を皮切りに、平成 30(2018)年 3 月には、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの 5 カ年計画(第 2 期地域福祉推進計画)を策定し、東松島市に住む全ての市民が「誰もが安心して笑顔で暮らせる“支え合い”のまちづくり」を目指して施策を展開してきました。

この計画は、令和 4(2022)年度に計画期間が終了する第 2 期地域福祉推進計画の次期計画として策定するもので、社会の変化や国や県の動向を踏まえ、令和 9(2027)年度までの 5 年先を目指した第 3 期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)として策定するものです。



2. 計画の位置付け

(1) 行政計画と民間計画との一体策定

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第109条に基づき設置されている民間(社会福祉協議会)がつくる「地域福祉活動計画」とを一体化し、「第3期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)」としています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であり、両計画の連携・整合を図ることで、効果的に地域福祉の推進を図ることができるため、一体的に策定したものです。

(2) 関連計画との関係

「第3期東松島市地域福祉推進計画」は、市の「第2次総合計画」に基づく福祉分野の個別計画であり、今回、社会福祉法の改正および地域福祉計画の策定ガイドラインにより、「福祉分野の上位計画」として位置付けられました。よって、子ども・子育て支援計画をはじめ、障がい者、高齢者などの福祉に関する市の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。

なお、この計画が福祉分野の上位計画となったことから、既存の各福祉分野の計画と内容が重なる部分について、この計画で定める内容に読み替えるものとします。

■総合計画など各行政計画との関係図



3. 計画期間

本計画は、令和 5(2023)年度を初年度とし、令和 9(2027)年度を目標年度とする 5 力年の計画とします。また、社会情勢の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度
総合計画	第2次基本構想					第3次基本構想	
	第2次後期基本計画					第3次基本計画	
SDGs 未来都市計画	第2期			次期計画(予定)			
地域福祉推進計画 (地域福祉計画・ 地域福祉活動計画)	第2期		第3期				
医療福祉サービス 復興再生ビジョン	基本構想・基本計画						
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期			第9期		第10期	
障がい者計画	第3期			第4期			
障がい福祉計画	第6期			第7期		第8期	
障がい児福祉計画	第2期			第3期		第4期	
子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期		
健康21計画 (自殺対策計画含む)	第2次(見直し計画)			第3次			
食育推進計画	第3期					第4期	
教育振興基本計画	基本計画					次期計画(予定)	
宮城県地域福祉 支援計画	第4期					第5期	

4. 計画の策定体制


本計画の策定にあたっては、市民の地域福祉についての関わりや意向などを把握することを目的とした市民アンケート調査を実施するとともに、地域の地縁組織、福祉関係団体を対象に、市と合同開催した住民座談会の意見やパブリックコメントなど、広く地域住民の意見を反映しました。

また、本計画の内容については、市職員と社会福祉協議会職員によるワーキンググループを設置し、それぞれ役割を分担し、計画策定に必要な資料の収集、調査及び施策の検討を行い、素案を作成し、市民や関係機関・団体の代表などで構成する「東松島市地域福祉推進委員会」において審議を行いました。



東松島市地域福祉推進委員会の様子

第2章 東松島市をとりまく地域福祉の現状

- 1 統計データから見る本市の状況
 - 2 市民アンケート調査から見る本市の現状
 - 3 地区別座談会や当事者団体等とのヒアリング結果
 - 4 前計画の主な取組内容と課題
 - 5 東松島市の地域福祉をめぐる主な課題
- 

第2章 東松島市をとりまく地域福祉の現状

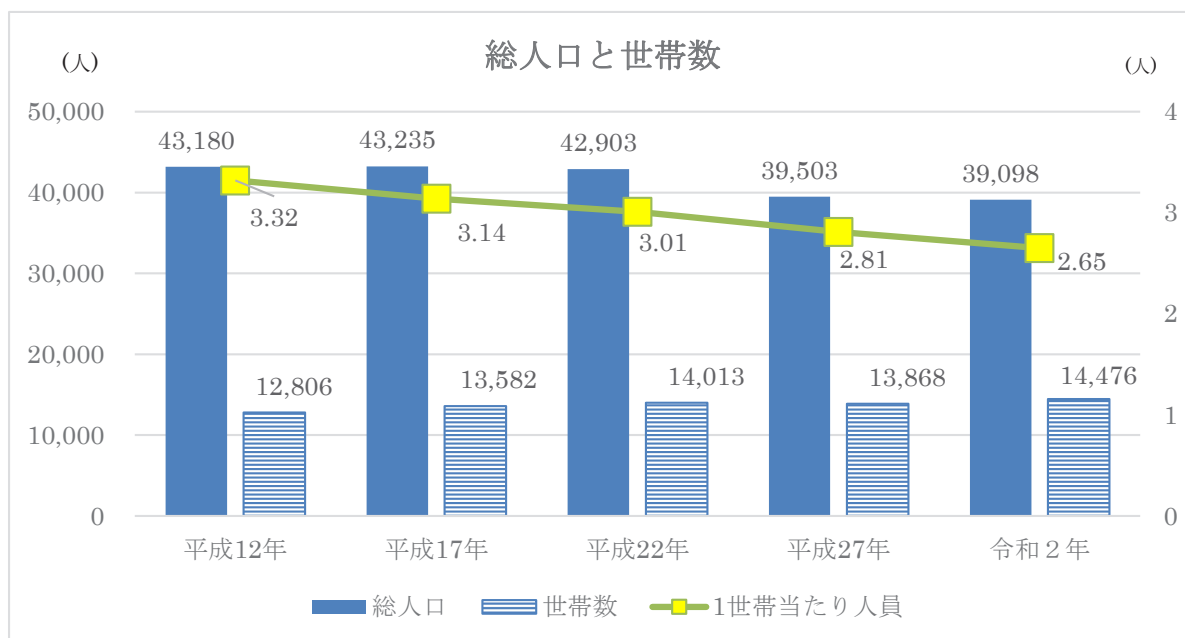
1. 統計データから見る本市の状況

(1) 総人口と世帯数

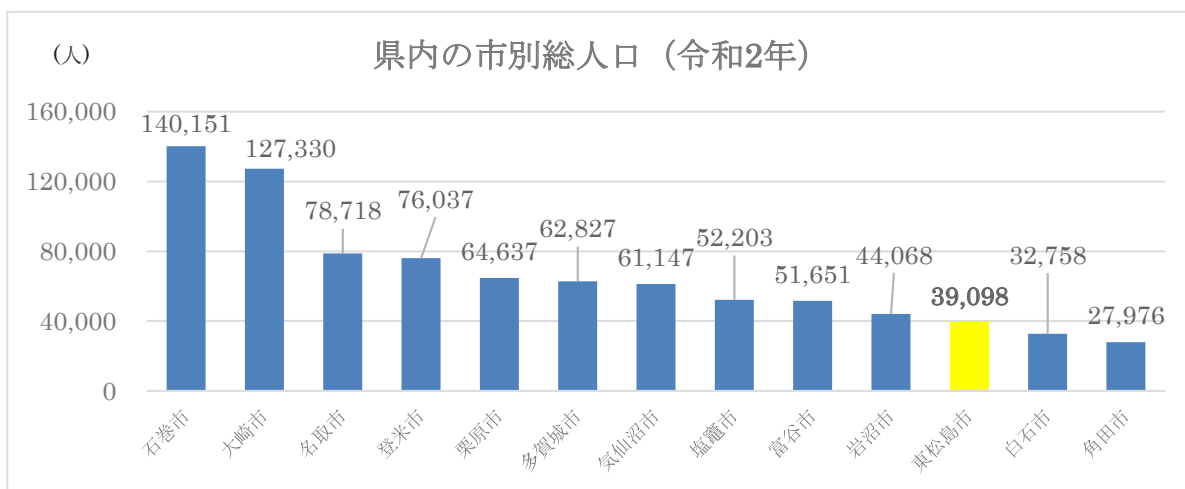
本市の人口は平成17(2005)年をピークに減少傾向に転じています。特に、東日本大震災(平成23年)では多くの市民の尊い人命が失われました。

世帯数は、平成12(2000)年から平成22(2010)年まで増加しており、平成27(2015)年にはわずかに減少していますが、平成27年から令和2(2020)年にかけては増加に転じ、減少前のピークの平成22年を上回っています。

1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化が進行していることがわかります。



資料) 国勢調査

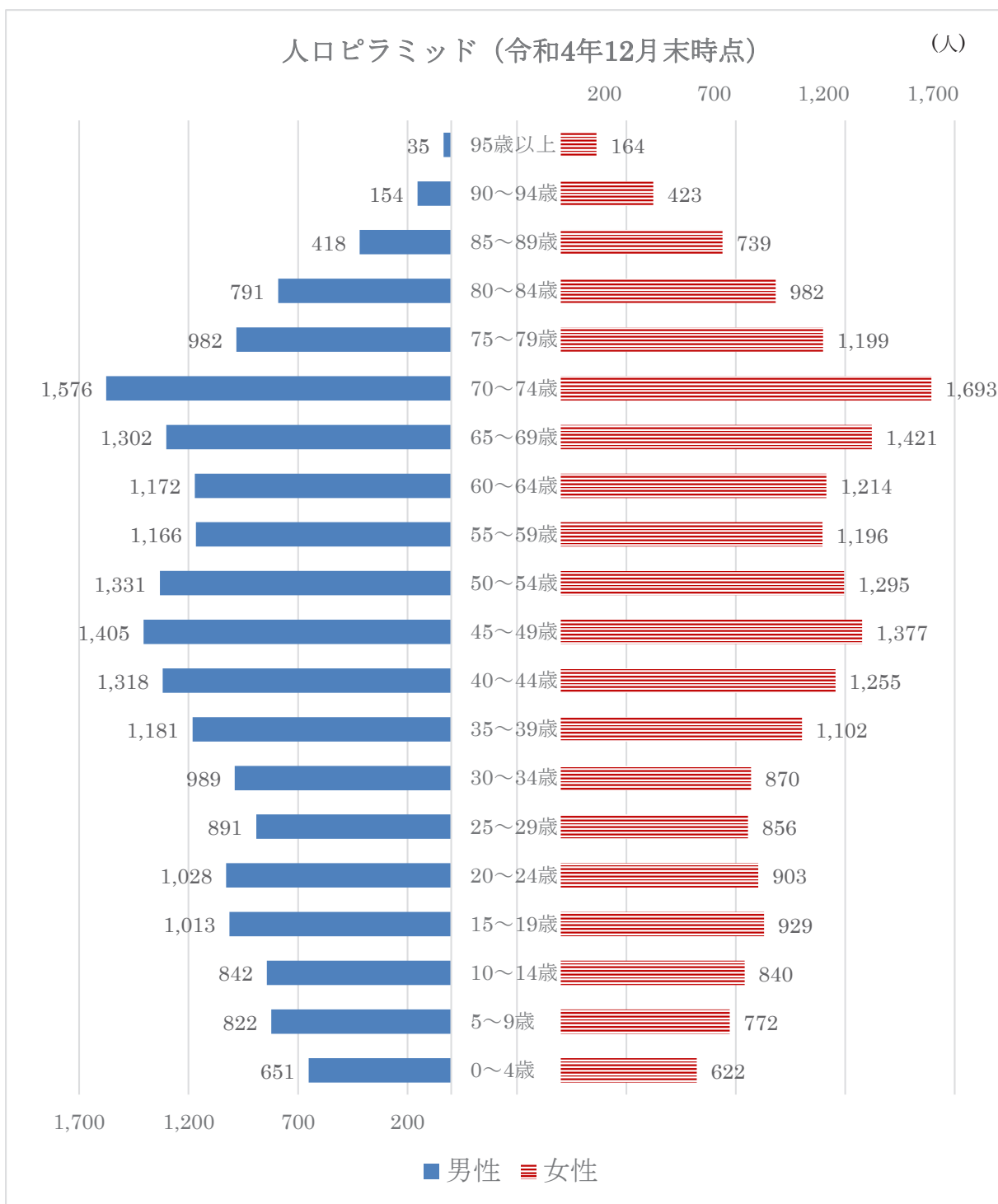


資料) 国勢調査

(2)人口ピラミッド

人口ピラミッドを見ると、2つの大きなピークがあります。70～74歳で男性が1,576人、女性が1,693人、45～49歳で男性が1,405人、女性が1,377人と多くなっています。

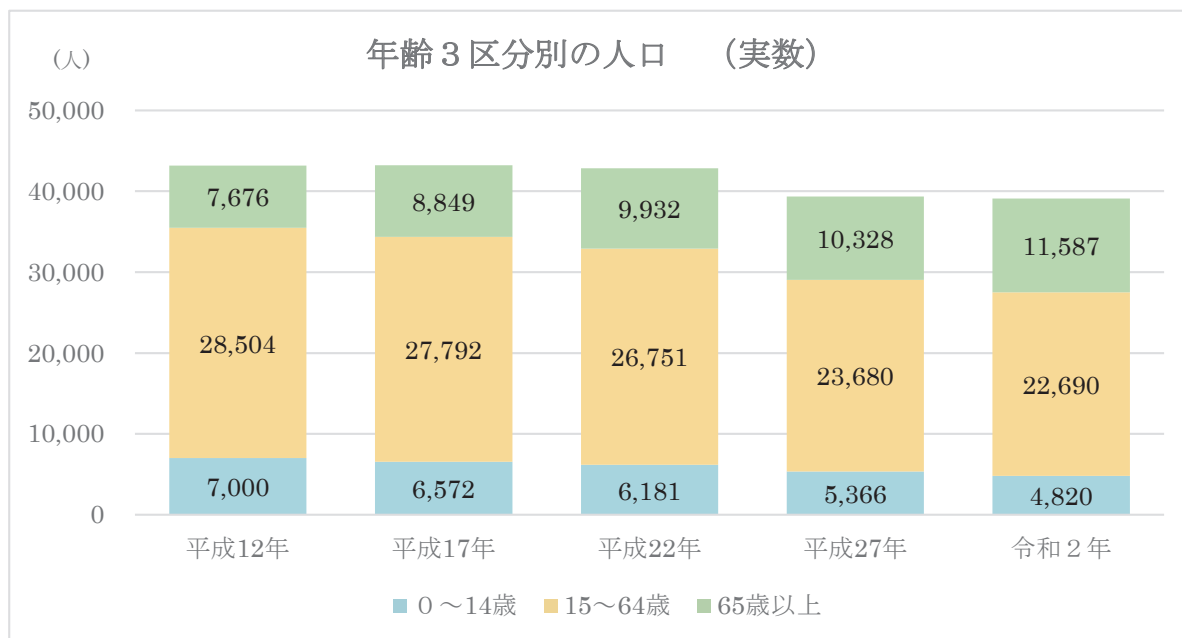
また、49歳以下については、年齢が低くなるにつれて、人口が少なくなる傾向にあります。



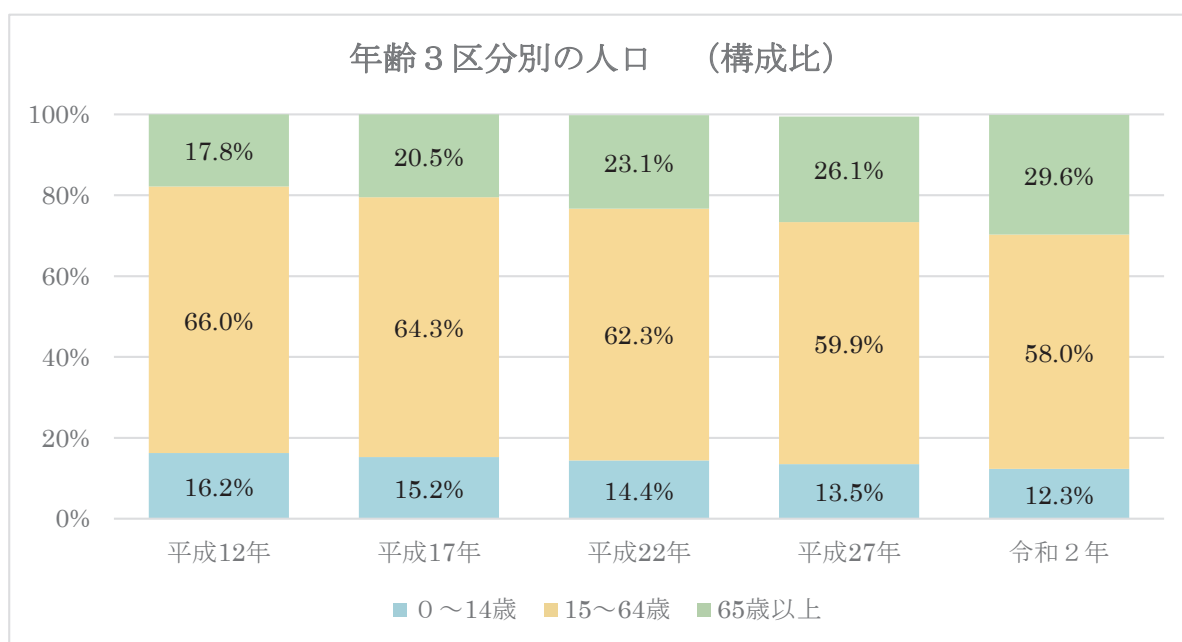
資料) 市民生活課

(3)年齢3区分別の人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、実数、構成比ともに、0～14歳、15～64歳が一貫して減少し、65歳以上は増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



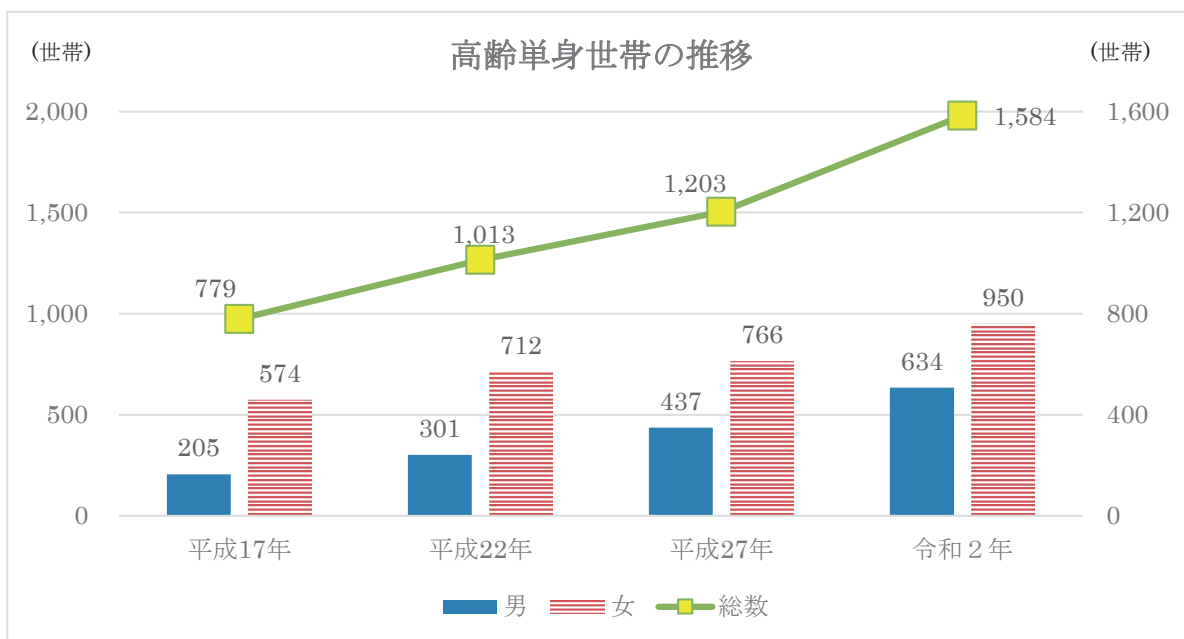
資料) 国勢調査



資料) 国勢調査

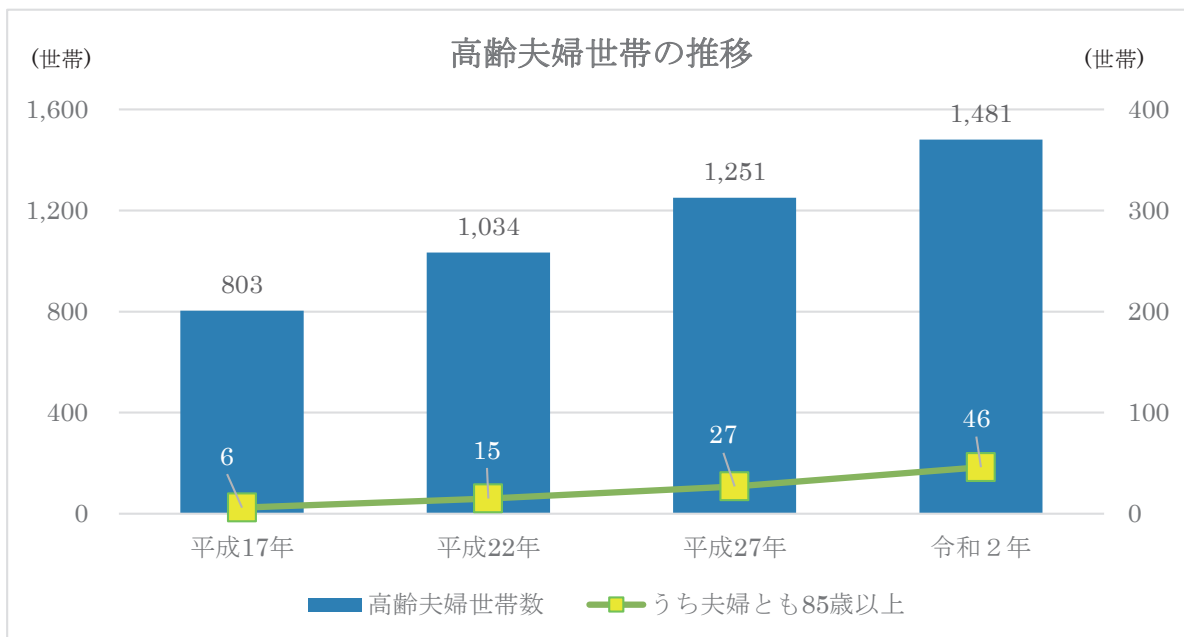
(4) 高齢者世帯数の推移

高齢単身世帯は、平成 17(2005)年から令和 2(2020)年まで男女ともに増加傾向で推移し、とくに男性及び総数では 2 倍以上の増加となっています。



資料) 国勢調査

高齢夫婦世帯は、平成 17(2005)年から令和 2(2020)年まで増加傾向で推移し、2 倍近い増加となっています。また、夫婦ともに 85 歳以上の世帯は、8 倍近い増加となっています。

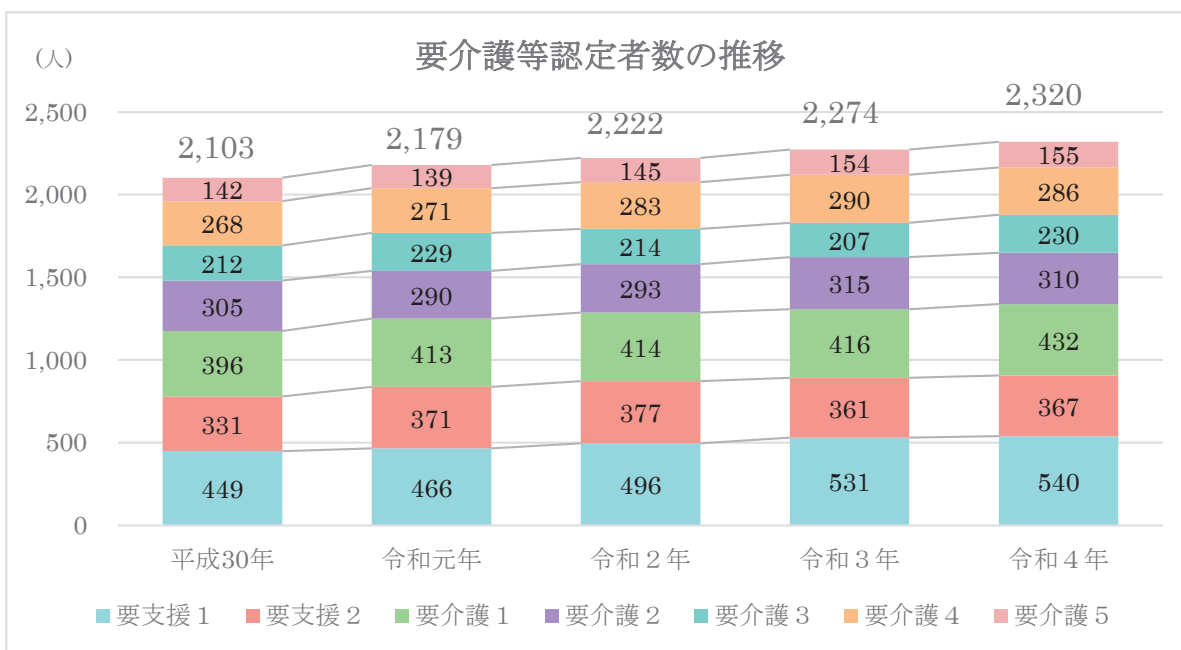


資料) 国勢調査

(5) 要介護等認定者数及び障がい者手帳所持者数の推移

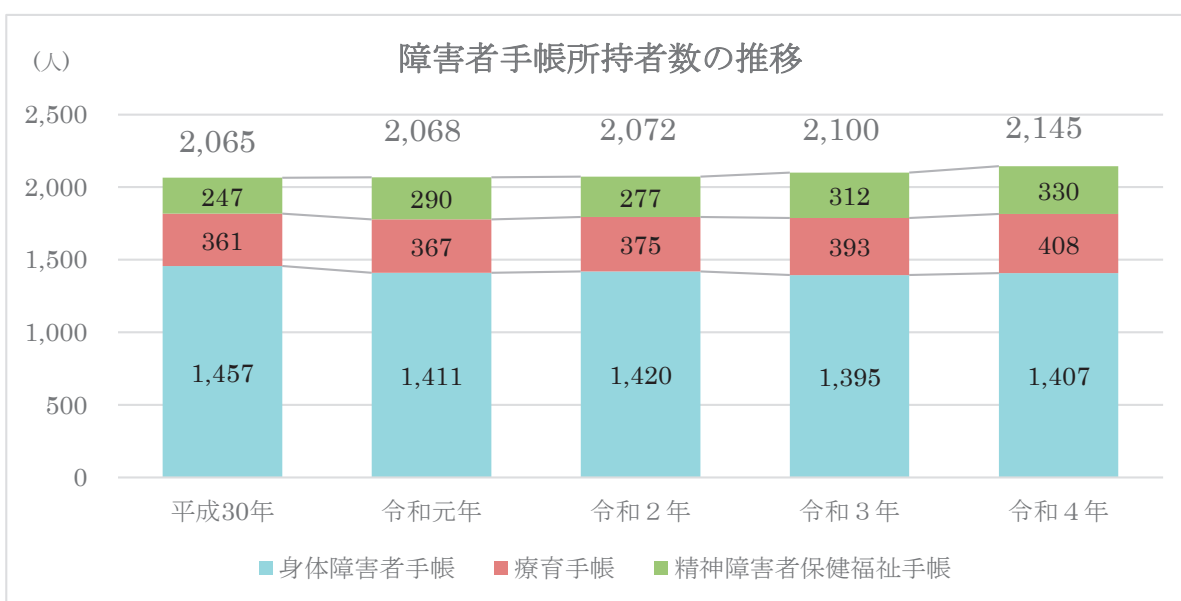
高齢化の進行に伴い、介護などの日常生活の支援を必要とする人も増加しています。

要介護等認定者数は、毎年、増加傾向で推移しています。特に、施設入所の対象となる要介護3以上の認定者より、在宅生活が基本となる要介護1・2及び要支援1・2の認定者が多く増加しています。



資料) 介護保険事業報告 (各年9月末時点)

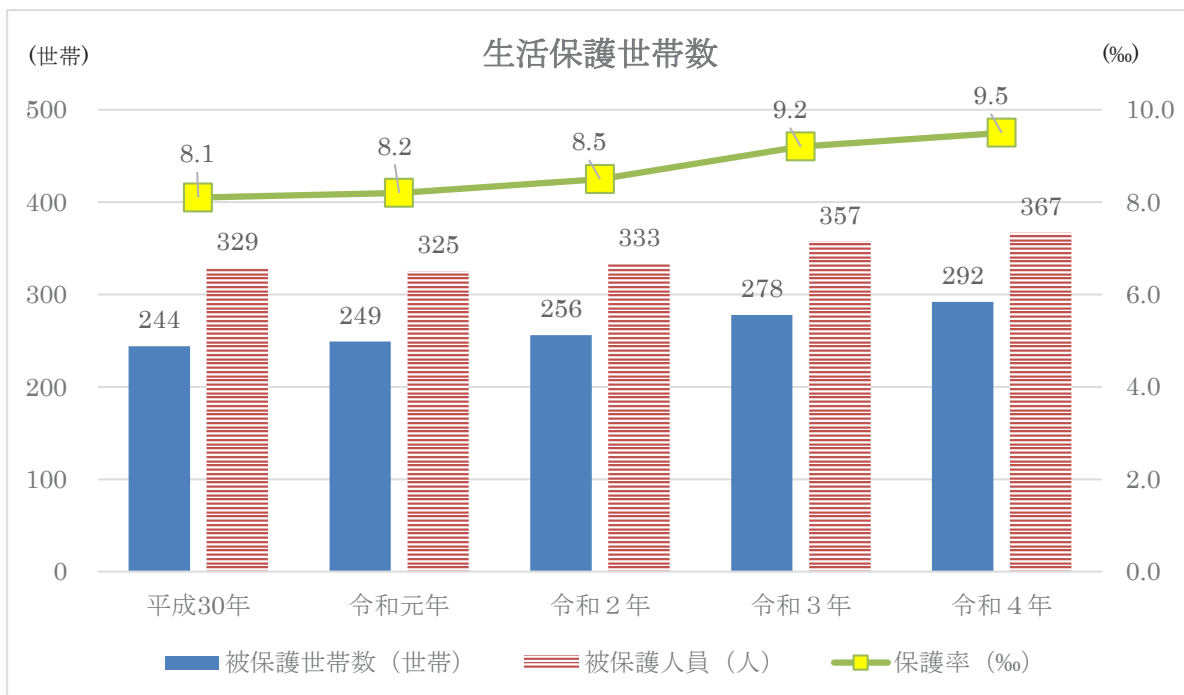
身体障害者手帳の所持者数は、約1,400人前後で推移していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加し続けています。



資料) 高齢障害支援課 (各年3月末時点)

(6)生活保護世帯数の推移

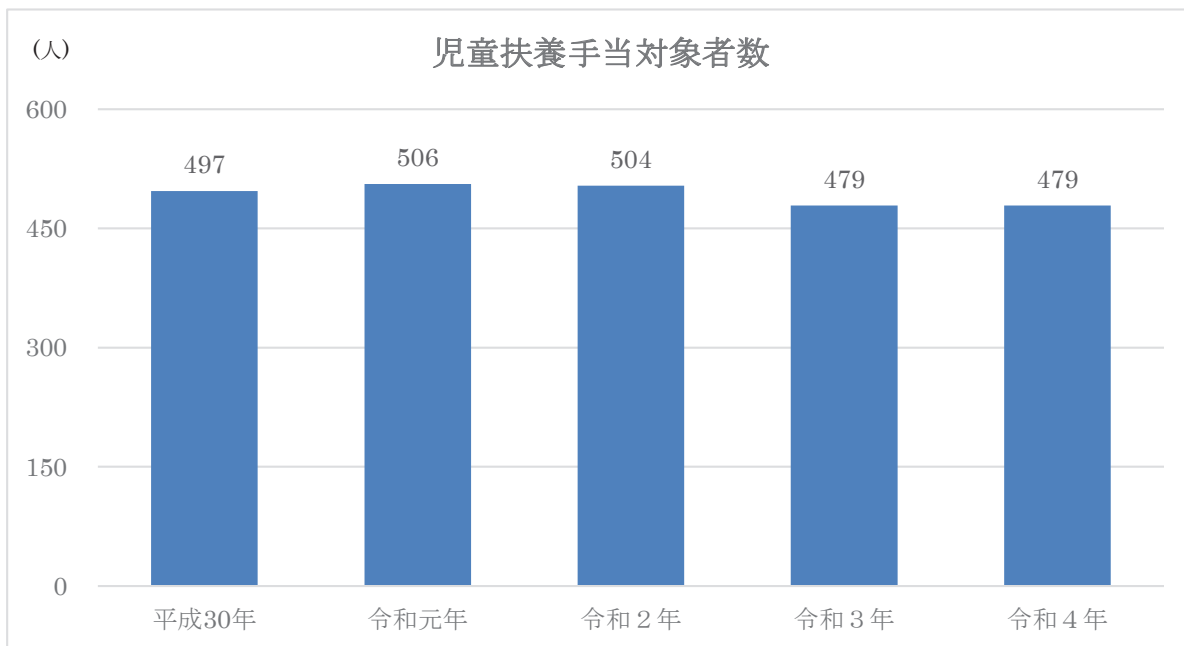
生活保護世帯数、保護人員、保護率とも、毎年、増加傾向で推移しています。



資料) 福祉課 (各年3月末時点)

(7)児童扶養手当対象者の推移

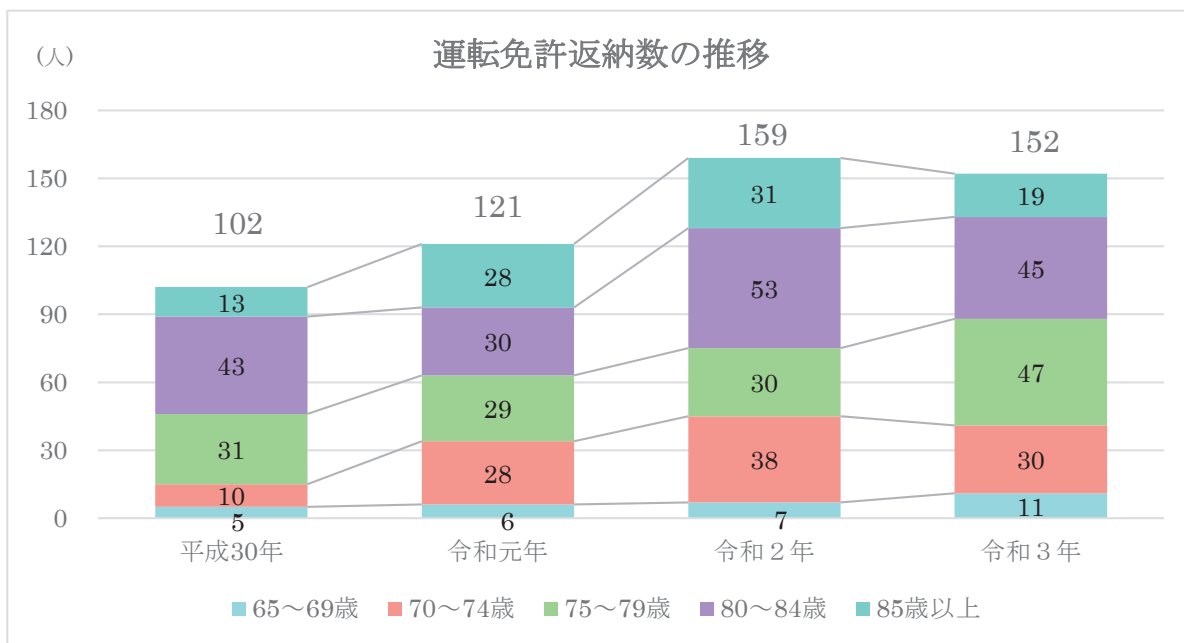
少子化の進行に伴い、子育て世帯は減少傾向にありますが、児童扶養手当*の対象者は500人前後でほぼ横ばいです。



資料) 子育て支援課 (各年3月末時点)

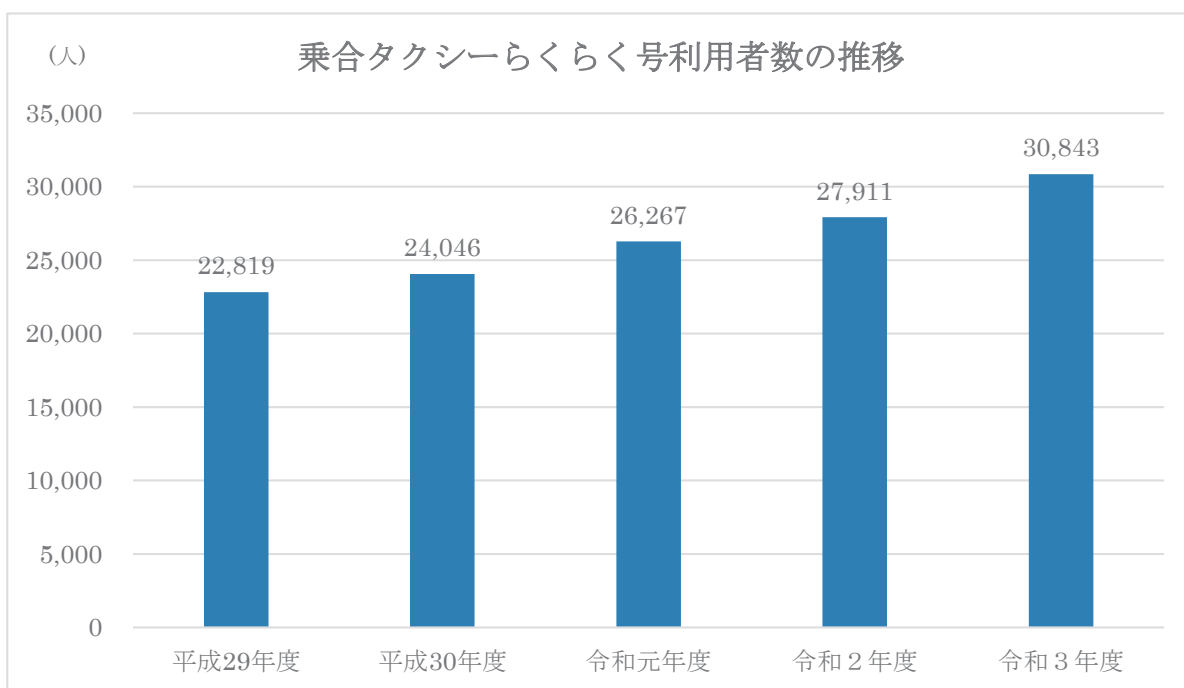
(8) 移動手段の状況

市内の運転免許返納数は、令和元(2019)年以降、著しく増加しています。全国で続いた高齢者の運転による死傷事故を発端に、運転を控える高齢者が増加したと考えられます。



資料) 宮城県警 (各年 12 月末時点)

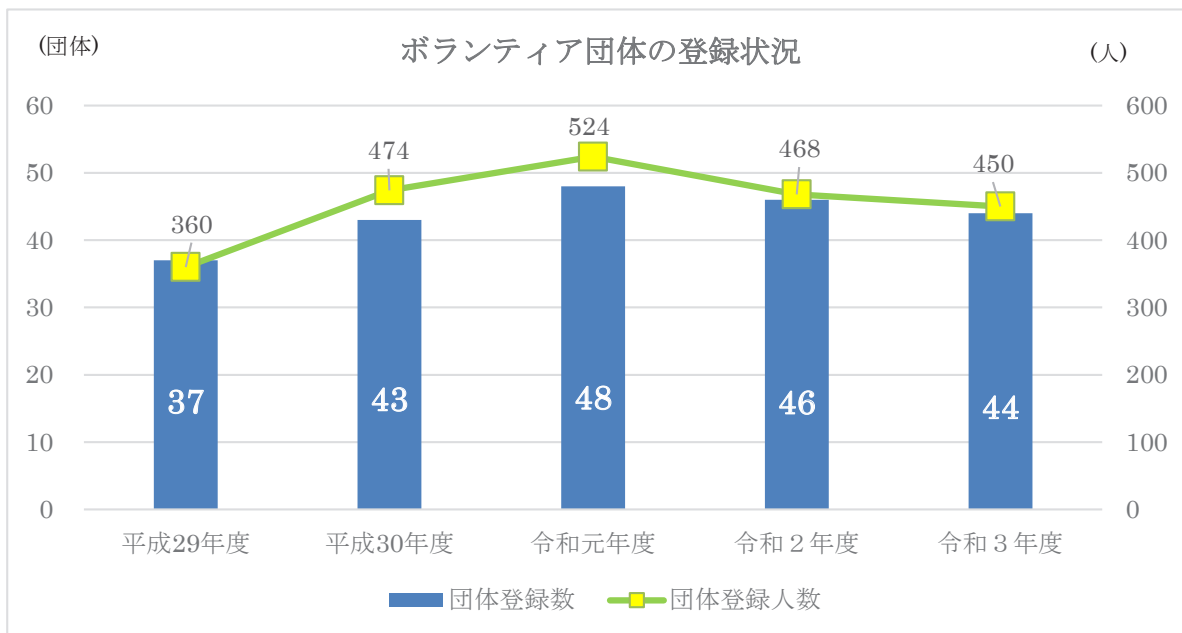
市で運行している予約型乗合タクシーらくらく号*の(延べ)利用者数は、毎年度、増加しています。



資料) 復興政策課

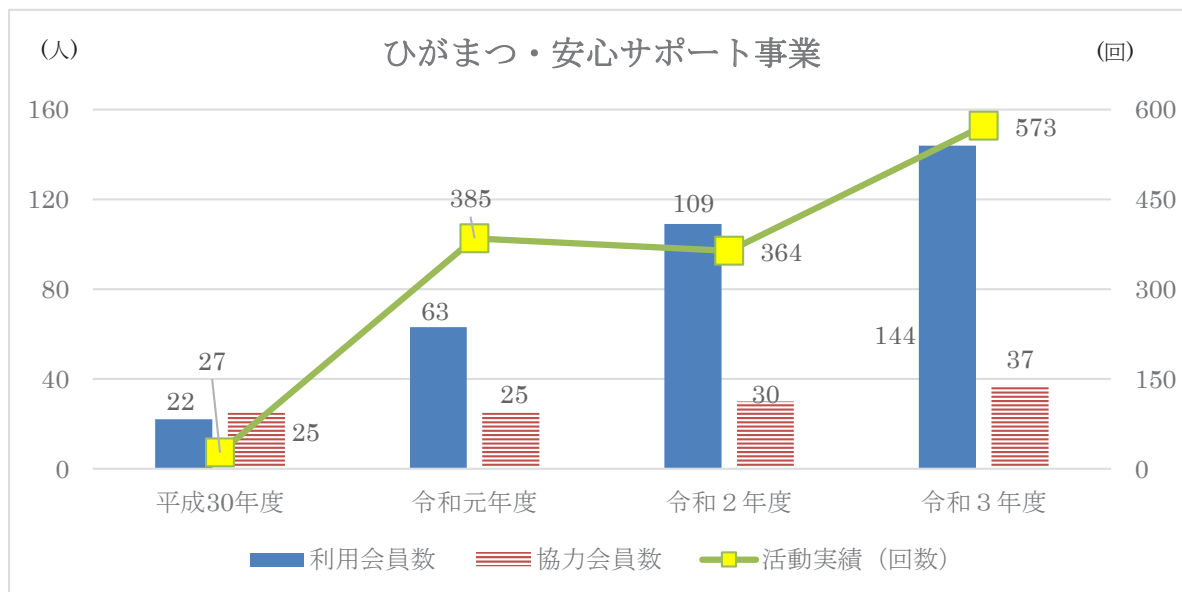
(9) ボランティアの状況

ボランティアの団体登録数及び団体登録人数はともに、令和元年度をピークに減少しています。新型コロナウイルス禍の影響もあったと推測されます。



資料) 社会福祉協議会

社会福祉協議会が実施している住民参加型の生活支援サービス「ひがまつ・安心サポート事業*」(平成30年12月から実施)については、活動実績は順調に増加しています。

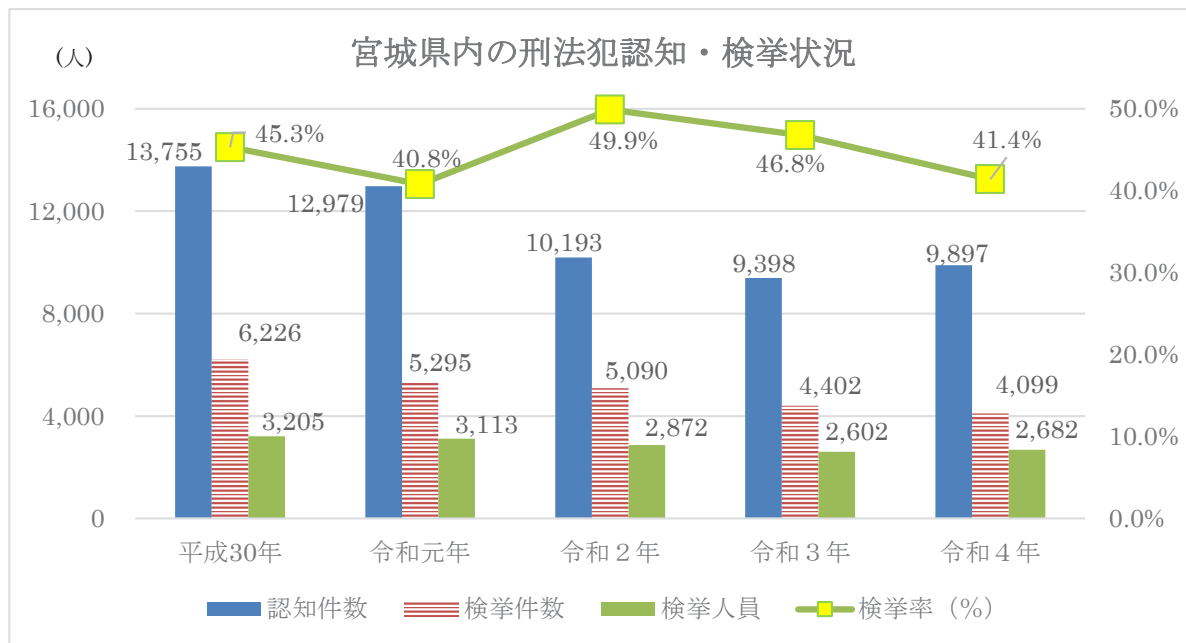


資料) 社会福祉協議会

(10) 刑法犯認知件数等の推移

宮城県内の刑法犯認知件数は、毎年、減少傾向で推移しており、令和3(2021)年では平成30(2018)年の約7割まで減少しています。

一方、検挙率は年ごとの増減はあるものの、令和4(2022)年は41.4%になっています。

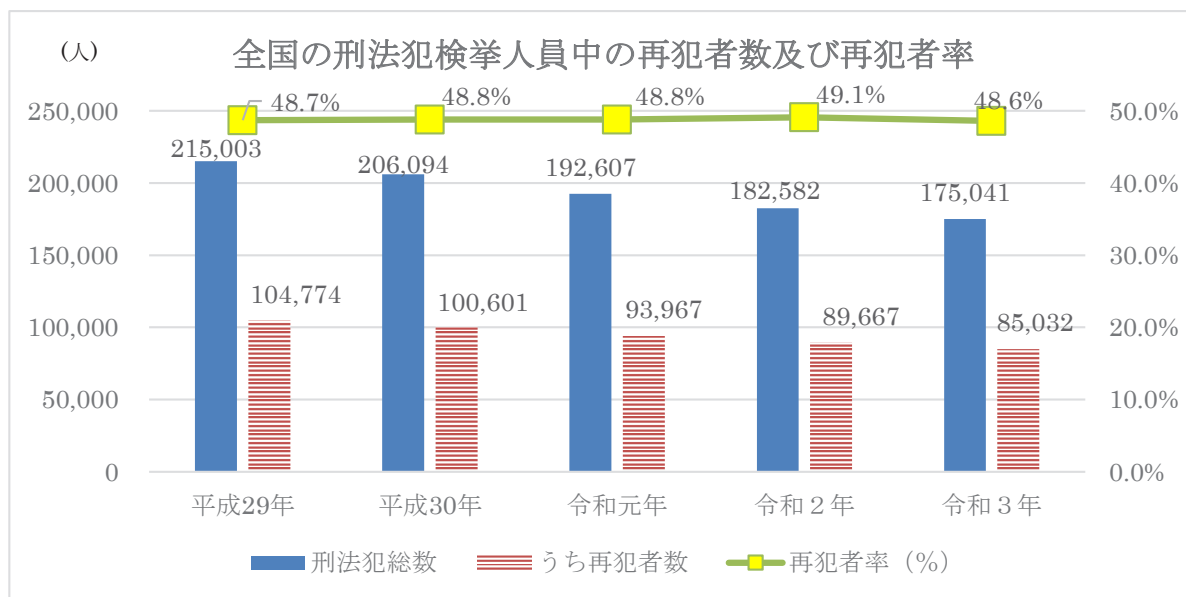


資料) 宮城県警

(11) 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移

全国の刑法犯の検挙人員及び再犯者数は、毎年、減少傾向で推移しています。

一方、再犯者率は微増傾向にあり、令和3(2021)年は概ね50%になっています。



資料) 犯罪白書

(12)統計データから見た東松島市のまとめ

① 少子高齢化や世帯の小規模化の進行による課題の増加

わが国の人口は平成20(2008)年をピークに減少に転じていますが、今後、その減少の幅は大きくなると見込まれています。その背景には、高齢者数の伸びの鈍化と64歳までの人口減少の加速があります。国の高齢化率は令和元(2019)年28.4%に達し、今後も高齢化率の上昇は続いていきます。高齢化率の上昇に伴い、介護など社会保障の対応が重要になってきます。

本市を見ると東日本大震災の影響もあり、総人口は減少が続いています。さらに、高齢化率は増加し(令和5年1月末 30.5%)、年少人口や生産年齢人口は減少し続け、世帯の小規模化が進んでいます。そして、支援が必要な高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者、さらには要介護・要支援認定者が増えています。

ひとり暮らし高齢者などは、頼れる人がいない場合もあり、財産などの管理が難しい場合には、成年後見制度*などの権利擁護*が必要になってきます。全国で続いた高齢者の運転による死傷事故を発端に免許返納者が増えており、交通手段の充実が求められます。

また、買い物など生活面での手助けや見守りなど、様々な支援や手助けも重要になってきます。近所の人による日頃のちょっとした手助けで解決する場合もあり、地域のつながりの強化が必要です。

さらに、課題を抱えた人が増えることにより、ケアラー*、ヤングケアラー*の増加も見込まれるため、これらの人の負担を軽減していくことも必要です。

② 複雑化・複合化した課題の増加

社会の経済状態の変化、意識の変化により、生活保護世帯やひとり親世帯が増加しています。また、上述のように、少子高齢化、世帯の小規模化も進んでいます。このことから、複雑化・複合化した課題を抱える市民が増えてきています。

要介護・要支援者の増加により懸念される「老老介護*」「認認介護*」、高齢の親とひきこもりで無職の子が同居する「8050問題」、子育てと親の介護の両方を同時に行う「ダブルケア」など、抱えた問題を相談できずに困っている人を受け止める相談窓口の充実が必要です。また、孤立して助けが呼べない人に支援を届けるための施策を検討することも非常に重要です。

③ 福祉の担い手の減少

高齢者が増え、相対的に65歳未満の人口が減ることで、支える人が減ります。このため、ボランティアへの参加が増えていくことが望まれますが、増加していない状況です。

今後、地域福祉を充実していくために、ボランティアへの参加者を増やすことが重要です。また、元気な高齢者が増えていることから、これらの人が支える側として活躍することが期待されます。



地域交流会（お茶会）



地域支え合いフォーラム



レクリエーション講習会

2.市民アンケート調査から見る本市の現状

(1)市民アンケート調査の概要

(目的)

本計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的に実施しました。

(調査期間)

令和4(2022)年7月15日～8月10日

(調査対象者)

東松島市に在住する18歳以上の市民から無作為に抽出した1,500人

(調査方法)

郵送配布・郵送回収

(配布数等)

配布数1,500 有効回収数597 有効回収率39.8%

○ 前回調査について

本計画の中で、全計画の策定の際に行ったアンケート調査との比較をしている箇所があります。前回のアンケート調査の概要は次のとおりです。

(実施時期)

平成29(2017)年9月8日から9月30日

(調査対象者)

東松島市に在住する18歳以上の市民から無作為に抽出した1,500人

(調査方法)

郵送配布・郵送回収

(配布数等)

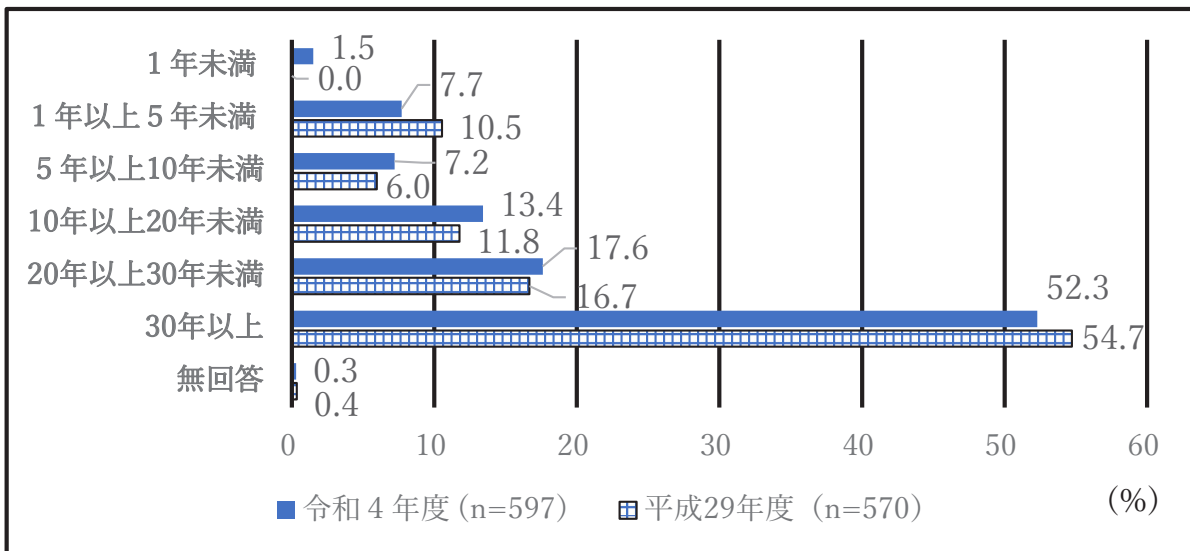
配布数1,500 有効回収数570 有効回収率38.0%

(2)市民アンケート調査結果の概要

①居住年数及び愛着心について(問5、問11)

(問5 居住年数)

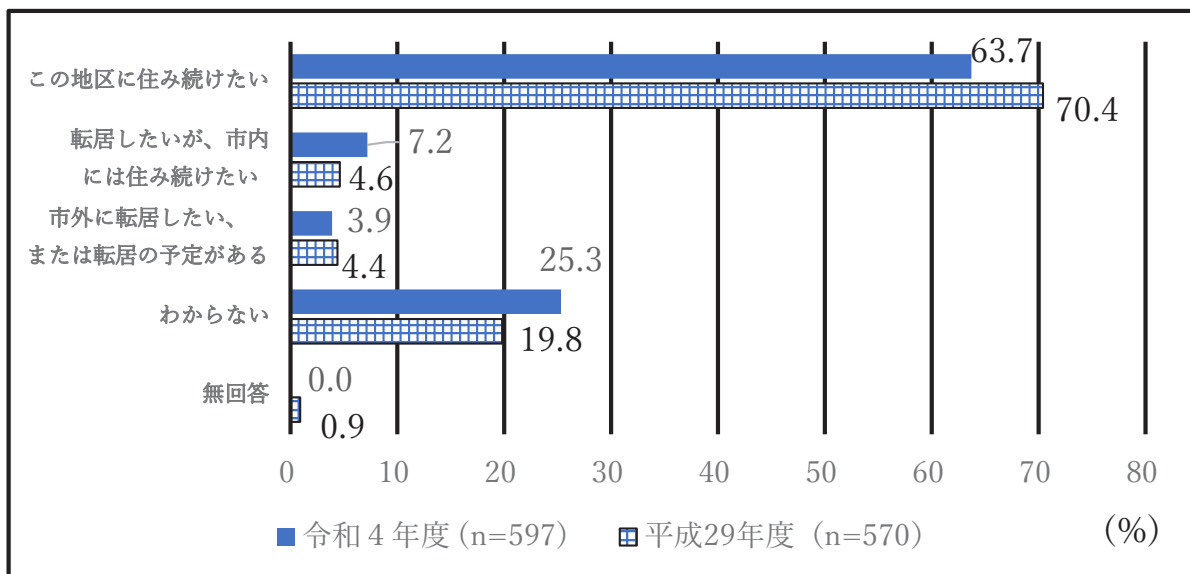
居住年数については、「30年以上」52.3%が最も多く、次いで「20年以上30年未満」17.6%、「10年以上20年未満」13.4%となっており、20年以上居住している方が約7割を占めています。



(問11 愛着心)

「将来も現在の地域で暮らしたい」かについては、「この地区に住み続けたい」63.7%と最も高くなっています。

「この地区で住み続けたい」については、居住地区別では「宮戸地区」85.7%、「赤井地区」74.8%で高く、年齢別では高齢世代になるほど回答した割合が多くなっていますが、前回調査時と比較すると6.7ポイント減少しています。

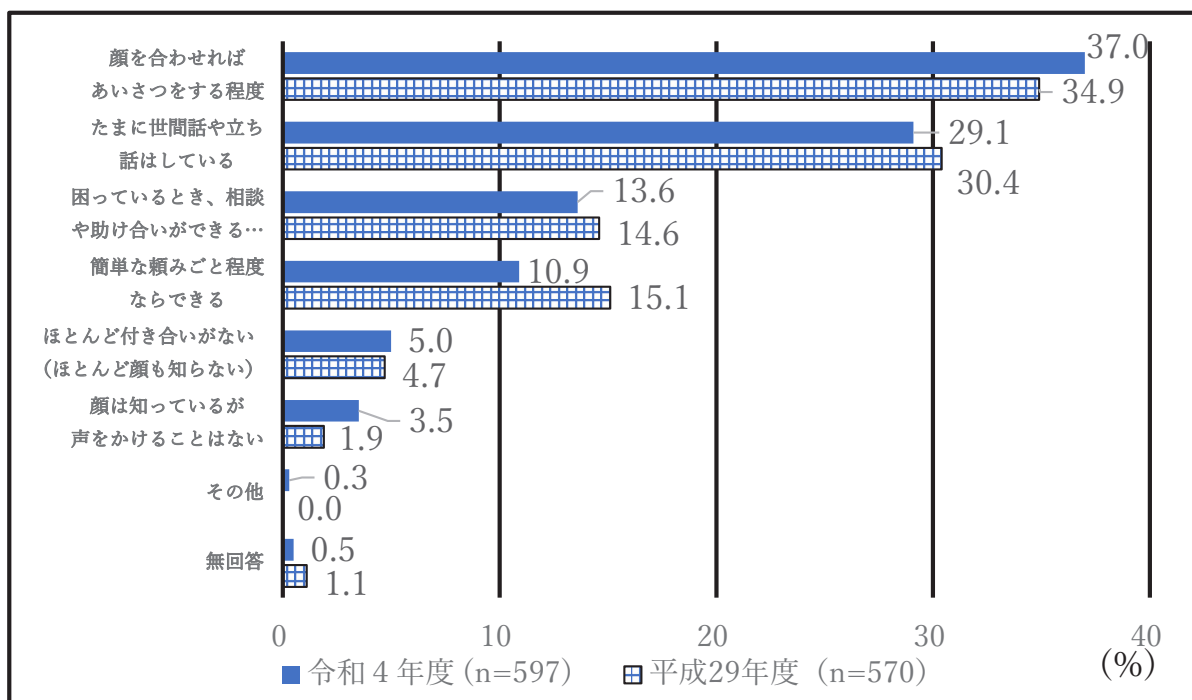


②“地域とあなたの関わり”について(問8、問9)

(問8 近所との付き合い)

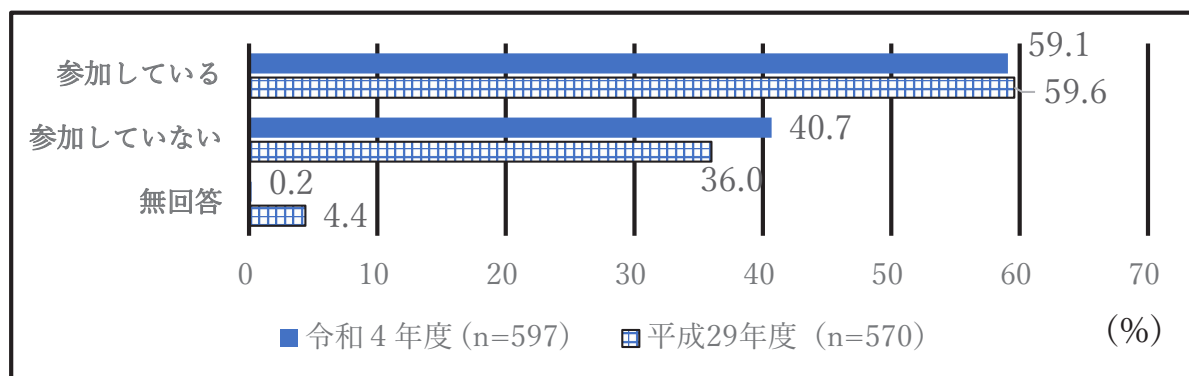
日ごろの近所との付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする程度」37.0%、次いで「たまに世間話や立ち話はしている」29.1%となっています。

前回調査と比較すると、「簡単な頼みごと程度ならできる」は4.2ポイント低下し、「顔を合わせればあいさつをする程度」が2.1ポイント増加しています。



(問9 地域活動への参加)

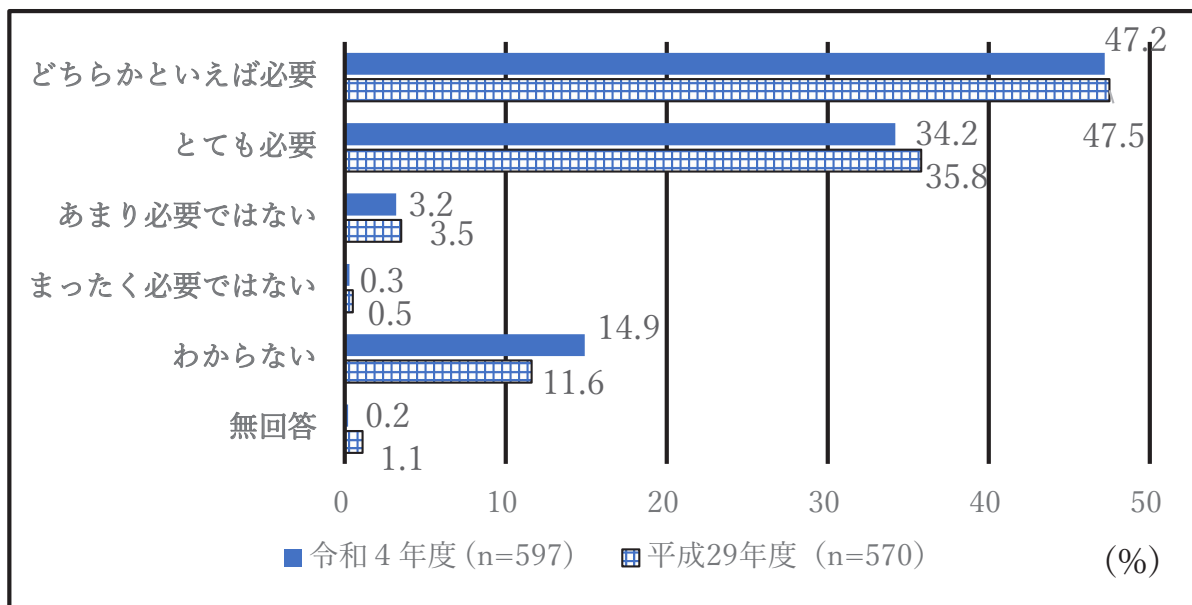
地域活動への参加状況については、「参加している」59.1%、「参加していない」40.7%で「参加している」が「参加していない」を18.4ポイント上回っています。



③地域福祉について(問13、問14)

(問13「地域福祉」の必要性)

「地域福祉」の推進の考え方については、「どちらかといえば必要」47.2%、「とても必要」34.2%で合計すると81.4%と高い割合を示しており、前回調査時と比較しても同様の結果となっています。

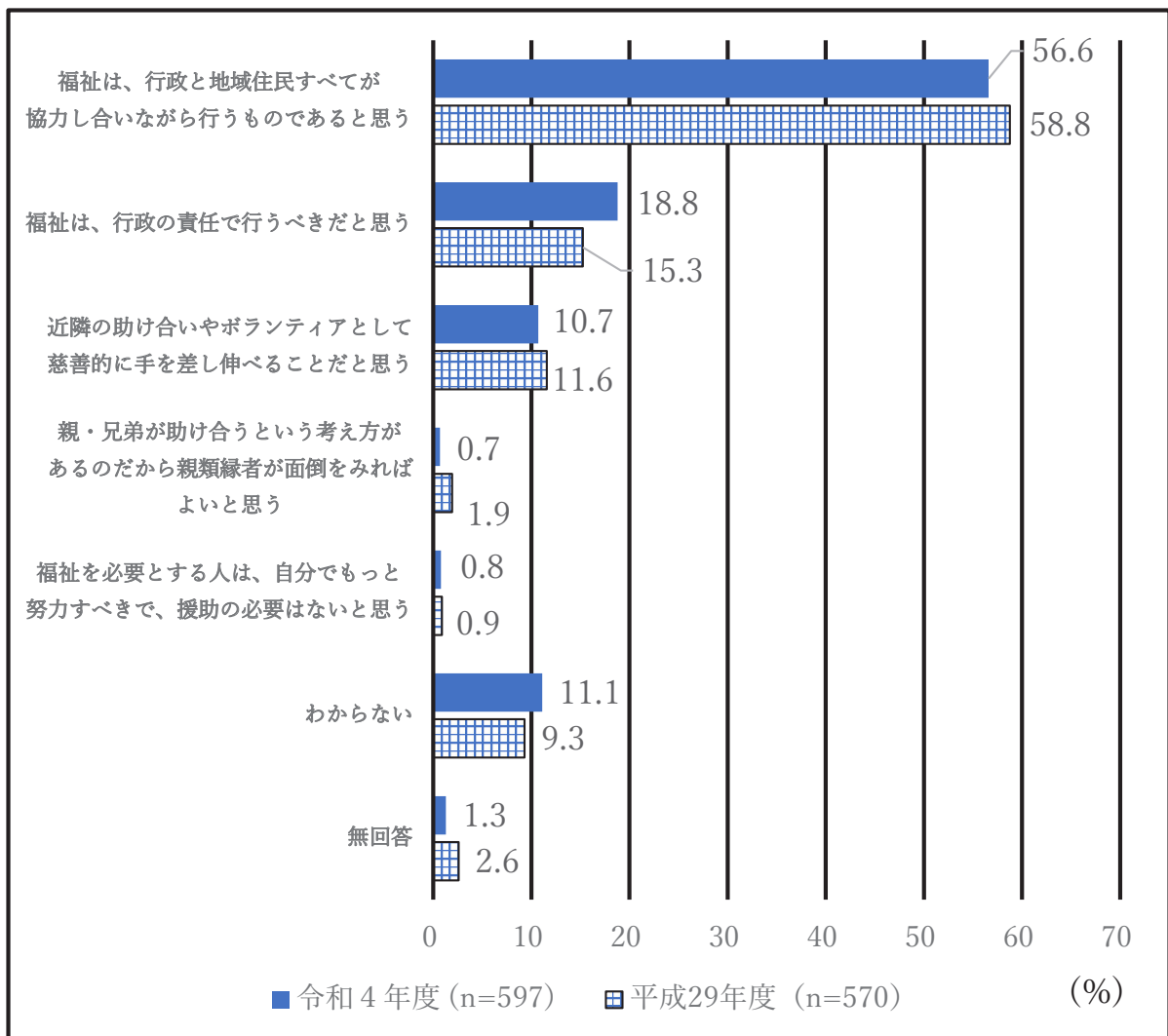


(問 14 地域福祉に対する考え方)

「地域における福祉」の考え方については、「福祉は、行政と地域住民(住民組織)すべてが協力し合いながら行うものであると思う」56.6%が最も多く、次に「福祉は、行政(国や地方自治体)の責任で行うべきだと思う」18.8%となっています。

「福祉は、行政と地域住民(住民組織)すべてが協力し合いながら行うものであると思う」の回答の割合を居住地区別にみると、高い順に「宮戸地区」「野蒜地区」「赤井地区」となっています。

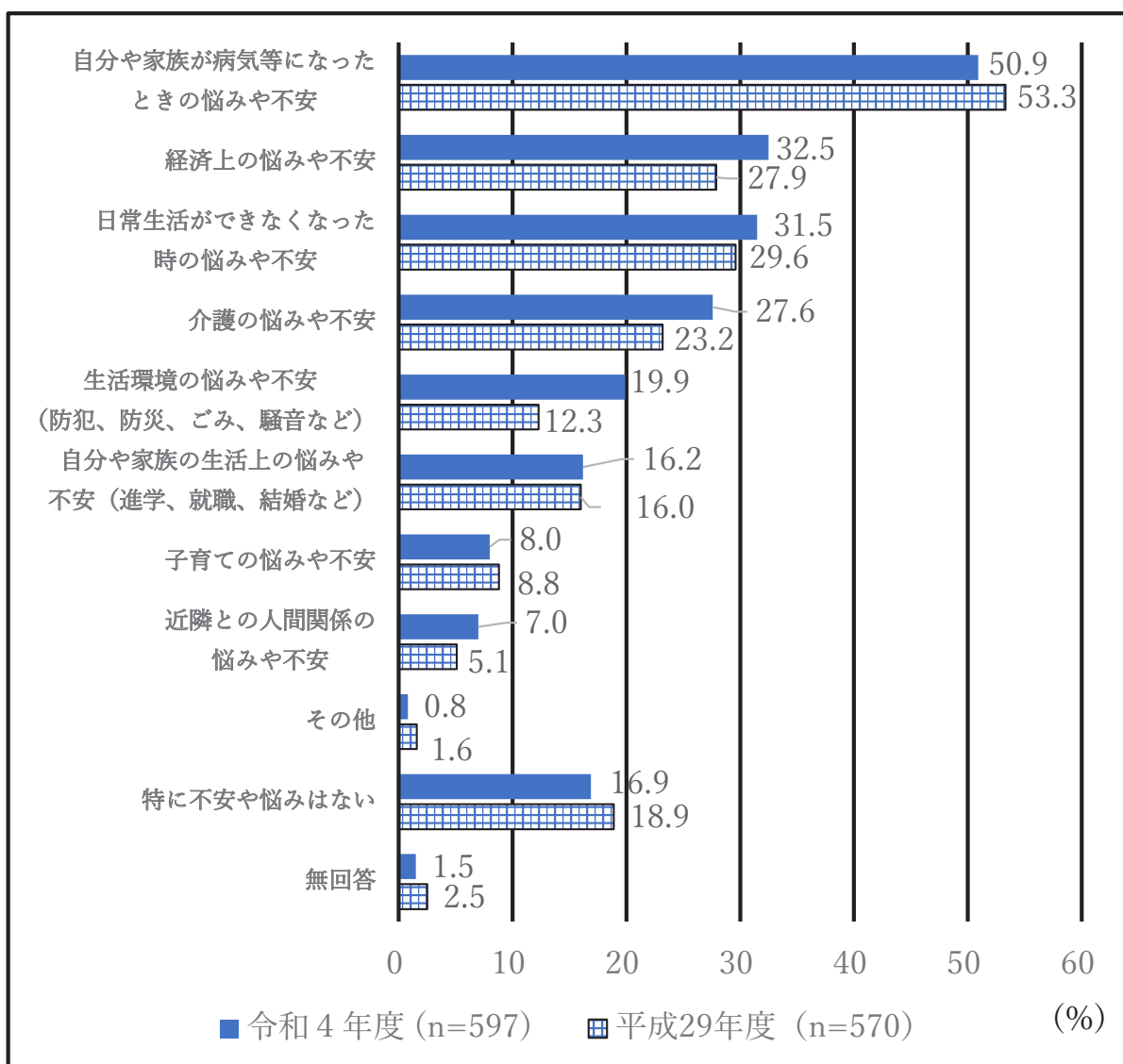
「福祉は、行政(国や地方自治体)の責任で行うべきだと思う」の回答の割合を居住地区別にみると、高い順に「矢本東地区」「大曲地区」「大塩地区」となっています。



④地域での助け合い、支え合いについて(問15、問16・17)

(問15 現在感じている悩みや不安)

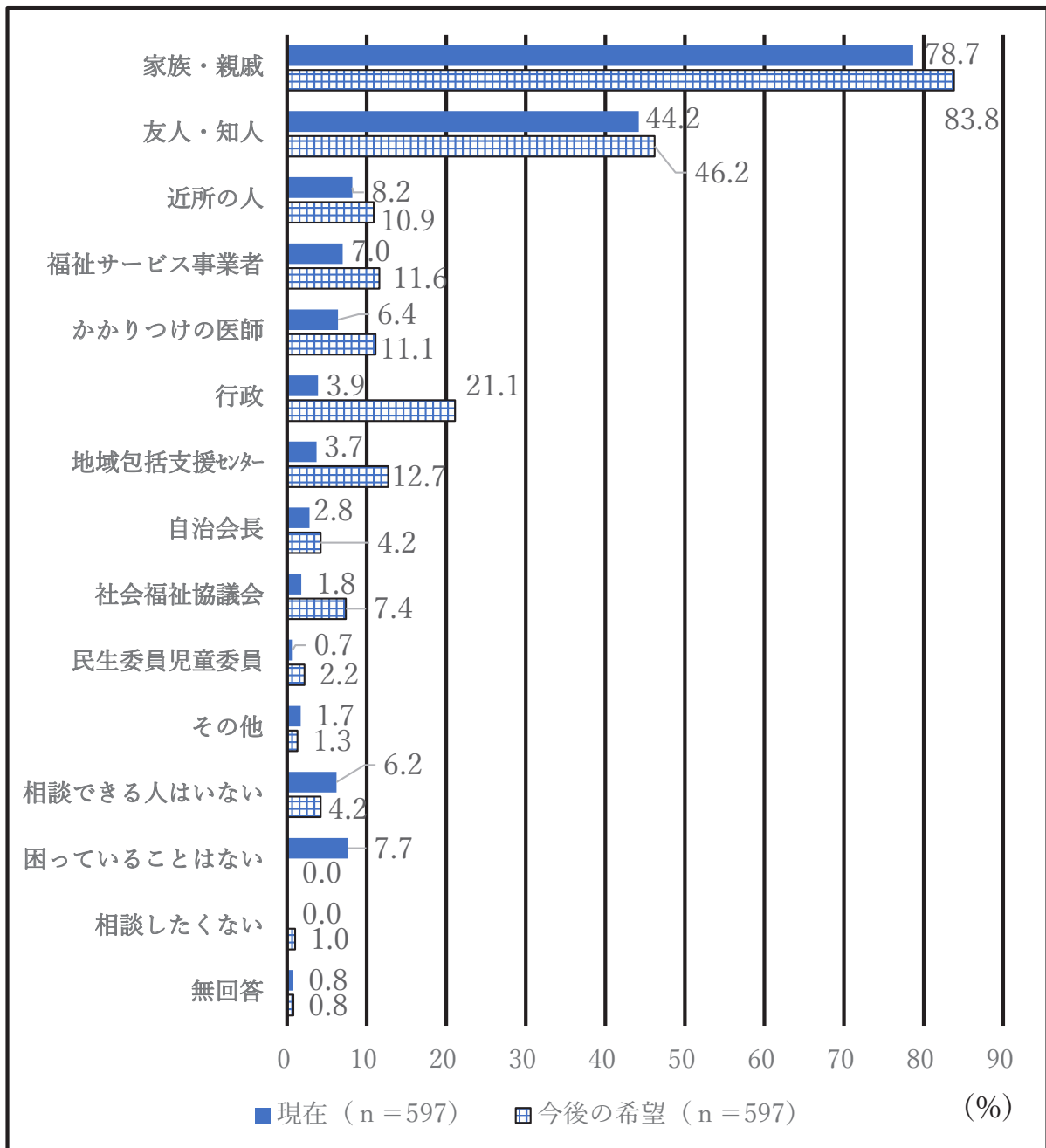
現在感じている悩みや不安については、多い順に「自分や家族が病気等になったときの悩みや不安」50.9%、「経済上の悩みや不安」32.5%、「日常生活(買い物や家事など)ができなくなった時の悩みや不安」31.5%、「介護の悩みや不安」27.6%となっています。



(問 16・17 日常の困りごとについての相談者)

「現在の日常生活の困りごとの相談」については、「家族・親戚」が78.7%と多くの回答となっており、次いで、「友人・知人」44.2%、「近所の人」8.2%となっていることから、日常生活の困りごとはより身近な信頼できる方に相談していることがわかります。

「今後の相談先」についても同様の傾向が見られますが、「行政」「地域包括支援センター*」「社会福祉協議会」と回答した割合は、現状より31.8%増加しています。



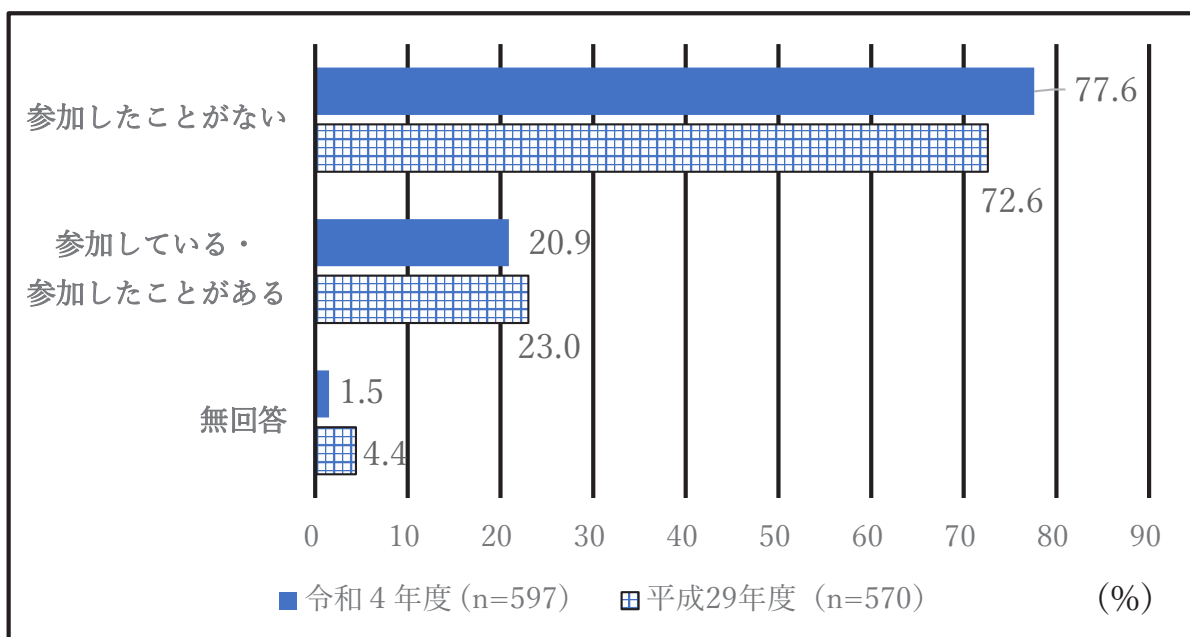
⑤ ボランティア活動等について(問 26、問 26-3)

(問 26 ボランティア活動等への参加の有無)

ボランティアやNPO活動の参加状況では、「参加している・参加したことがある」が20.9%となっています。

「参加している・参加したことがある」を居住地区別で見ると、「小野地区」「野蒜地区」の割合が高く、年齢別では「10～20歳代」が最も高くなっています。

前回調査時と比較すると、「参加している・参加したことがある」と回答した割合が2.1ポイント減少し、逆に「参加したことがない」は5.0ポイント増加しています。

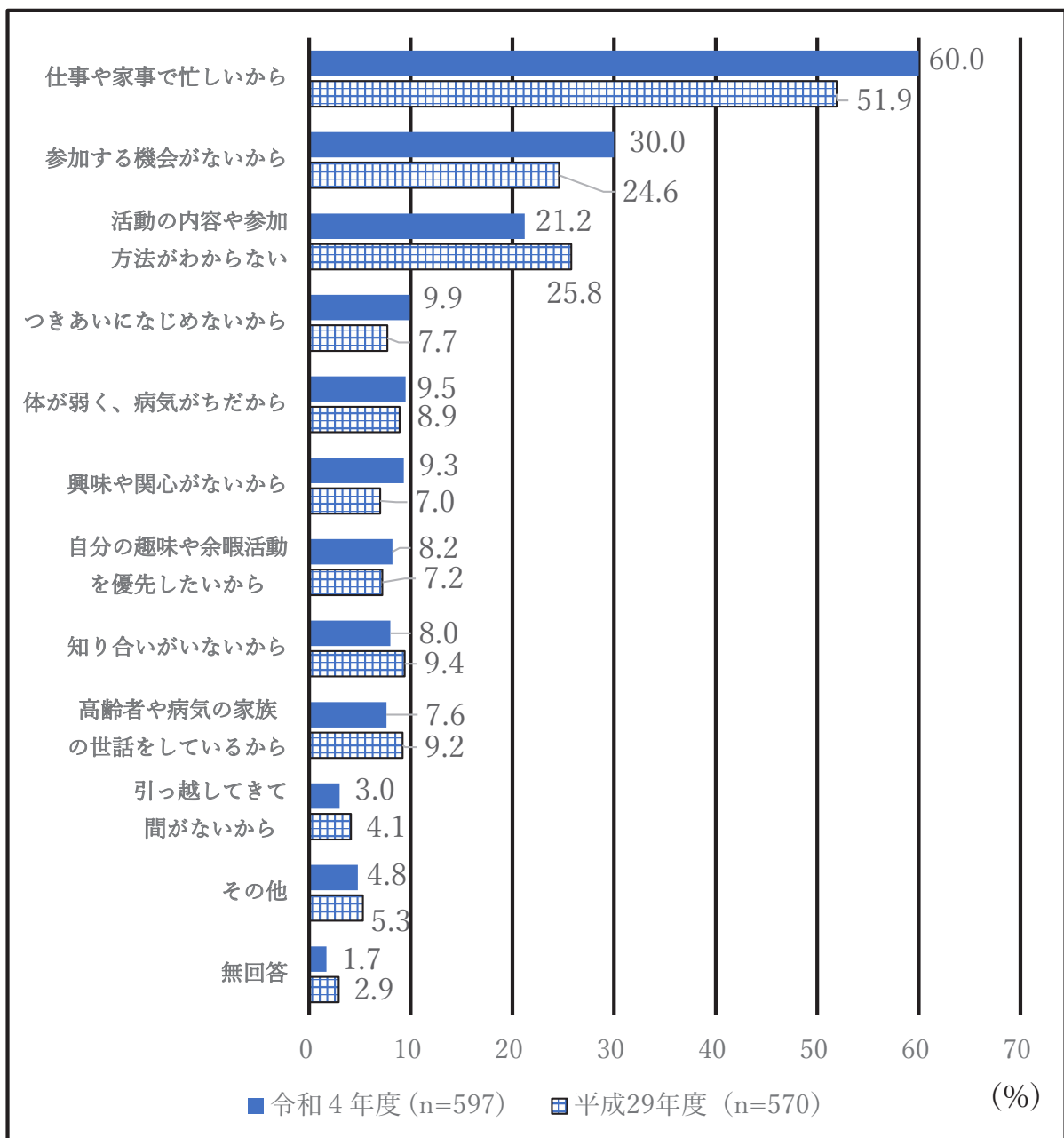


(問 26-3 参加したことがない理由)

「ボランティアやNPOの活動に参加したことがない」と回答した方に、その理由を尋ねたところ、「仕事や家事で忙しいから」「参加する機会がないから」が特に多い理由となっています。

年齢別で見ると、「仕事や家事で忙しいから」は「30歳代」と「40歳代」で70%以上であり、「参加する機会がないから」は「10～20歳代」と「60歳以上」で30%以上となっています。

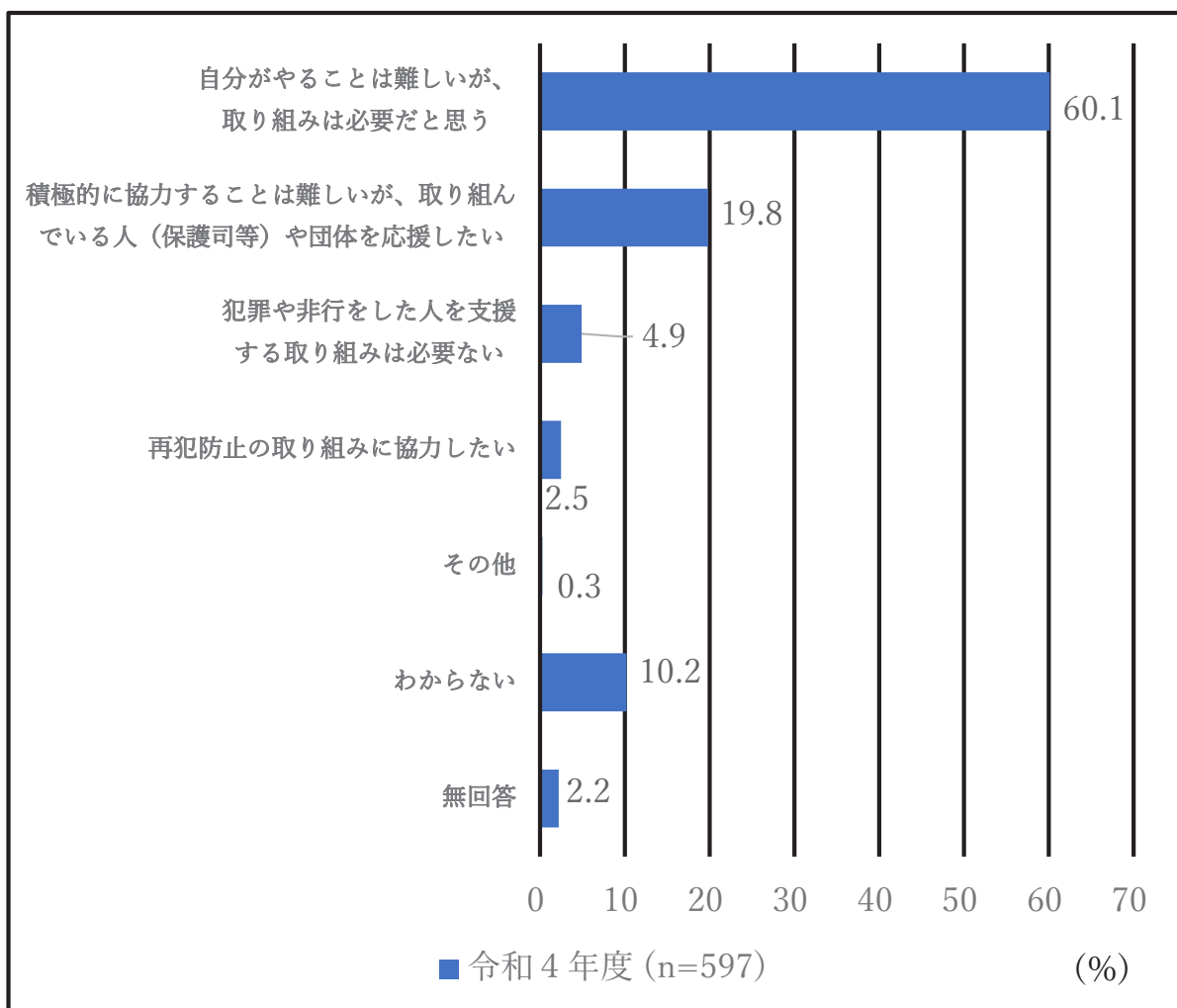
前回調査時と比較すると、回答者の割合が増加した主なものは「仕事や家事で忙しいから」「参加する機会がないから」であり、回答者が減少した主なものは「活動の内容や参加方法がわからないから」「高齢者や病気の家族の世話をしているから」となっています。



⑥再犯防止について(問 29、問 30)

(問 29 再犯防止の取組に対する考え方)

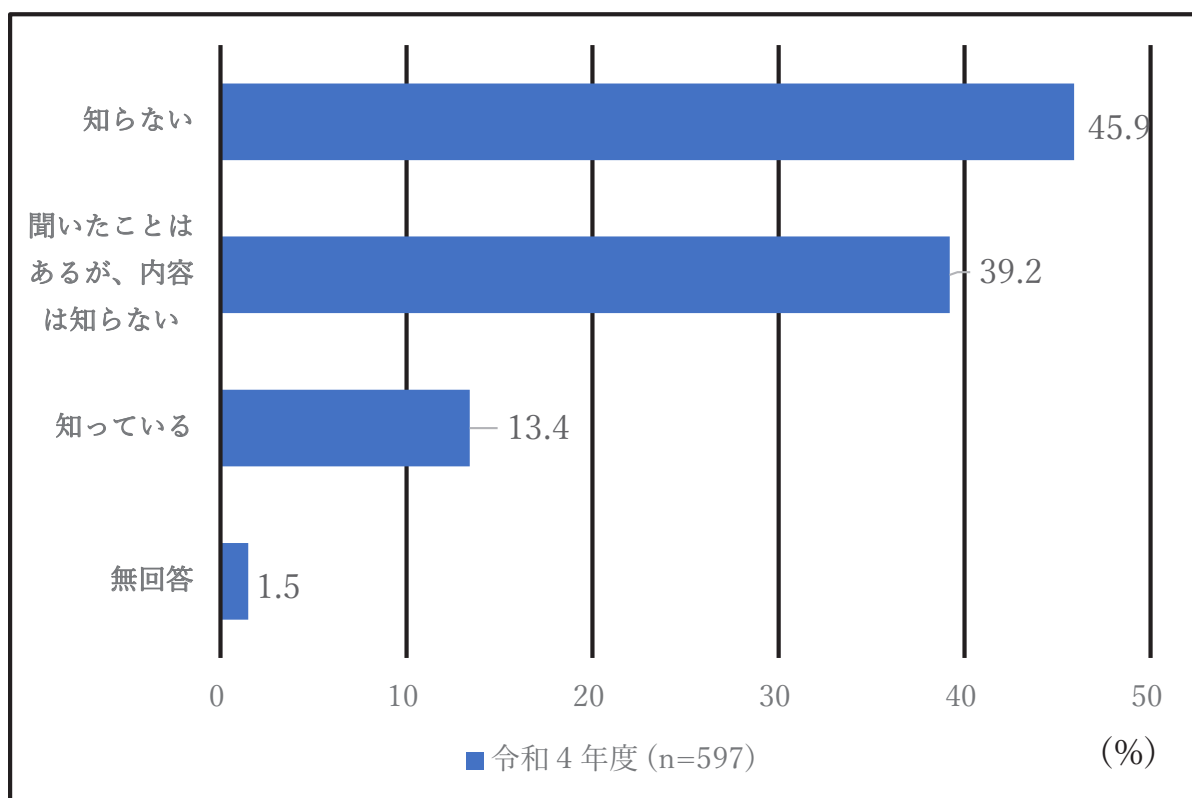
「再犯防止の取組についての考え方」については、「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」60.1%が最も多い回答となっています。次に、「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人(保護司*等)や団体を応援したい」19.8%、「わからない」10.2%となっています。



(問 30 社会を明るくする運動*の認知度)

「社会を明るくする運動の認知度」については、「知らない」45.9%が最も多い回答となっています。次に「聞いたことはあるが、内容は知らない」39.2%、「知っている」13.4%となっています。

「知らない」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人は、85.1%でした。

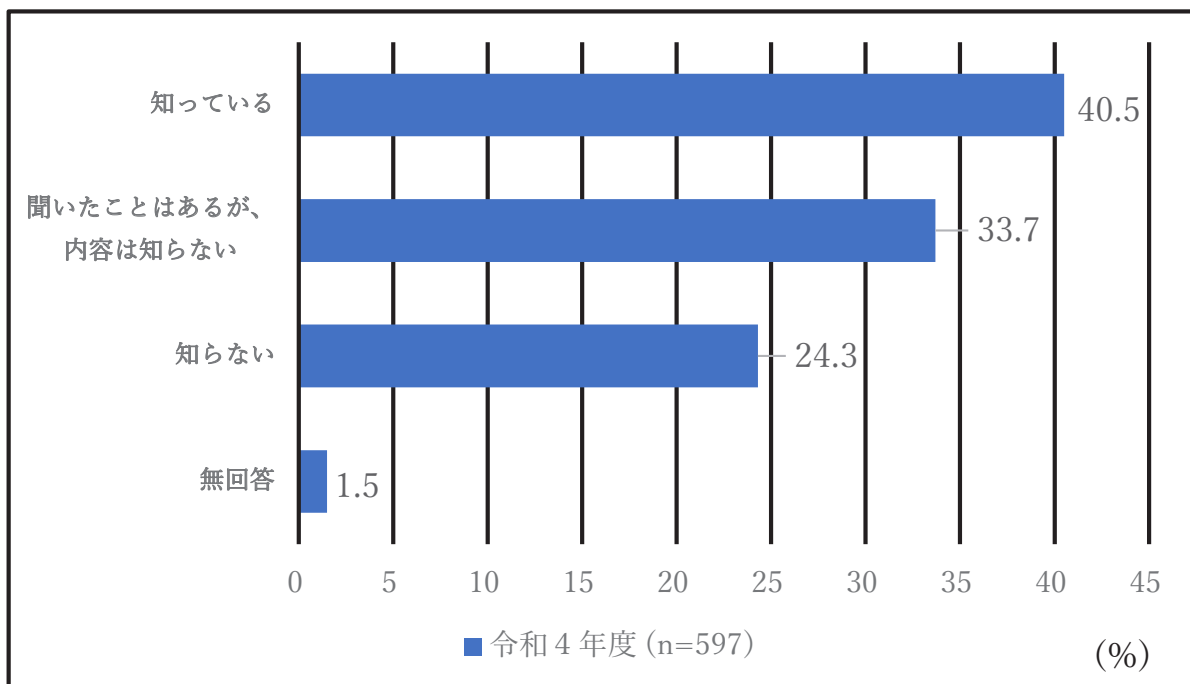


⑦成年後見制度について(問31、問32)

(問31 成年後見制度の認知度)

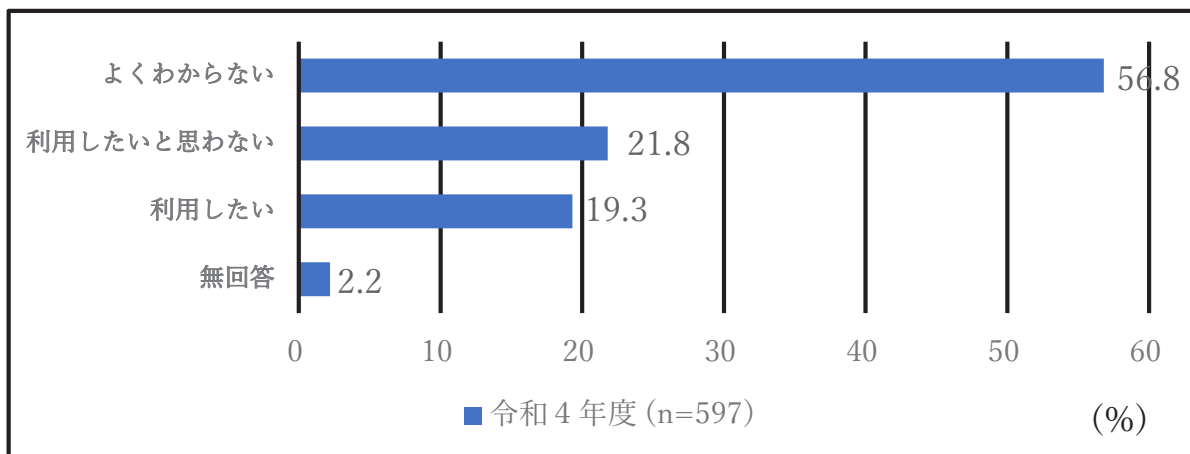
成年後見制度の認知度については、「知っている」40.5%が最も多い回答となっています。次いで「聞いたことがあるが、内容は知らない」33.7%、「知らない」24.3%となっています。

「聞いたことがあるが、内容は知らない」、「知らない」と回答した人は58.0%でした。



(問32 成年後見制度を利用したいか)

成年後見制度利用の有無は、「よくわからない」56.8%が最も多い回答となっています。次いで「利用したいと思わない」21.8%、「利用したい」19.3%となっています。



3.地区別座談会や当事者団体等とのヒアリング結果

(1)地区別座談会

「東松島市地域福祉推進計画」の策定における基礎資料とすることを目的に、各地区の現状や生活の困りごと、福祉の課題を把握するために市社会福祉協議会が中心となって地区別座談会を実施しました。

①実施概要

○令和4(2022)年8月26日(金)～9月28日(水)

○まちづくり協議会(自治協議会)単位 8地区で各1回開催

○開催場所 東松島市内各市民センター

○参加者属性 自治会長(社協支部長)、自治会役員、民生委員・児童委員* 等

○内 容 地域の中で取り組んでいること、課題、解決策

○参加者数 延べ102人

地区	参加人数	開催日	時間	開催場所
矢本東	14人	9月26日	午後1時30分～	矢本東市民センター
矢本西	14人	9月22日	午後1時30分～	矢本西市民センター
大曲	12人	9月28日	午後2時00分～	大曲市民センター
赤井	16人	9月14日	午後1時30分～	赤井市民センター
大塩	14人	9月22日	午後6時30分～	大塩市民センター
小野	9人	8月26日	午後1時30分～	鳴瀬庁舎
野蒜	14人	9月20日	午後1時30分～	野蒜市民センター
宮戸	9人	8月30日	午後4時00分～	宮戸市民センター

②座談会で出た意見と課題

各地区の座談会で話し合われた課題をまとめると、大きく7つに分類されました。

ア) 近所付き合い・地域活動に関すること【取組55件・課題62件・解決策66件】

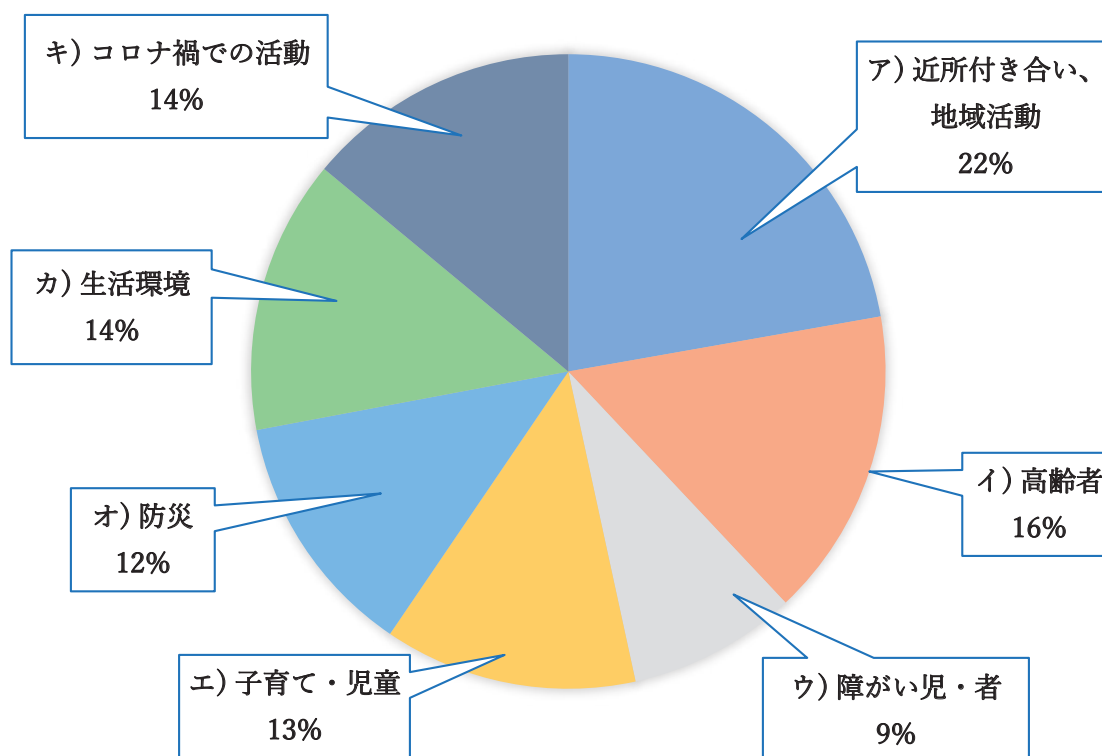
- ・若い世代、子育て世代との関係性の希薄化、担い手不足
- ・地域活動の周知不足(広報の仕方)
- ・一部の役員への地域活動に関する負担

イ) 高齢者に関すること 【取組55件・課題44件・解決策44件】

- ・集まりに来ない人(移動手段の問題や身体的な問題)が心配
- ・認知症等介護が必要になった時のよりどころが少ない
- ・助けを求められない人が地域で孤立しやすい

- ウ) 障がい者に関すること 【取組 6 件・課題 24 件・解決策 7 件】
- ・障がい者の実態を地域で把握するのが難しい(分からない)
 - ・障がい者と分かっている、どう関わっていいか分からない
- エ) 子育て・児童に関すること 【取組 30 件・課題 36 件・解決策 28 件】
- ・育成会加入者が減ってきており、地域も子育て世代との関わりが少ない
 - ・子どもが集まる機会が少なく、子どもが地域を知る機会が少ない
- オ) 防災に関すること 【取組 33 件・課題 35 件・解決策 39 件】
- ・防災訓練への参加者が少なくなった
 - ・要支援者等へ支援をする際、どこまで関わっていいのかわからない
 - ・防災についても一部の人へ負担がかかっている
- カ) 生活環境に関すること 【取組 23 件・課題 39 件・解決策 29 件】
- ・高齢化が進み地区の班当番を辞退する人が増えている
 - ・ゴミ出しなどの地区のルールを守らない人がいる(ルールが分からない)
 - ・地区役員の一部に負担が多い、誰が何を担当しているかが分からない
- キ) コロナ禍での活動に関すること 【取組 16 件・課題 39 件・解決策 17 件】
- ・コロナ禍で外出機会が減ってしまった人が心配
 - ・地域の集まりが縮小され、人との交流機会が減った
 - ・コロナ収束後、行事が今まで通り再開できるか心配

③課題の分類割合



(2)地区別の状況

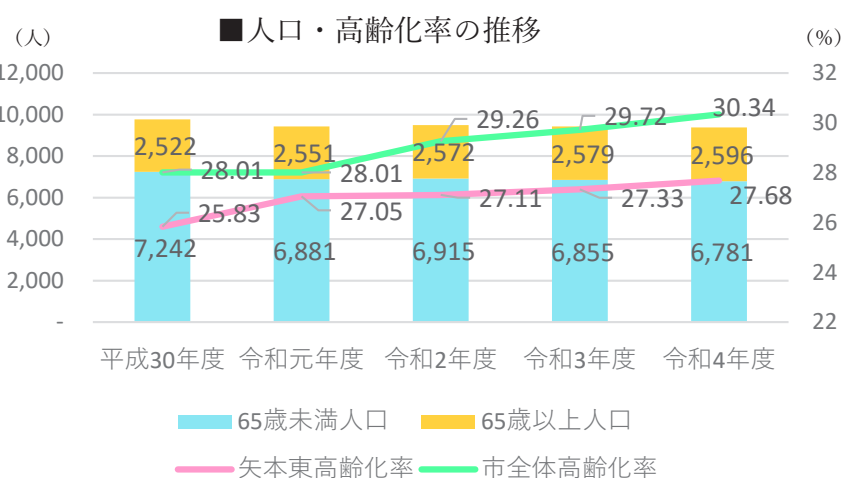
表記する地区については、地域活動圏域(自治協議会)を指し、地区の概要や人口等の統計についても同圏域を基準に記載しています。

①矢本東地区

○地区の概要

市の中心部に位置する地域で、公共施設や商店なども多くあり、転勤などで転入出が多い地域です。高齢化率については、市内の中でも低く、若い世代や子育て世代が多い地域で、高齢者サロンや子育てサロンの活動なども行われていますが地域活動への参加状況割合は市全体と比較すると低い地域です。

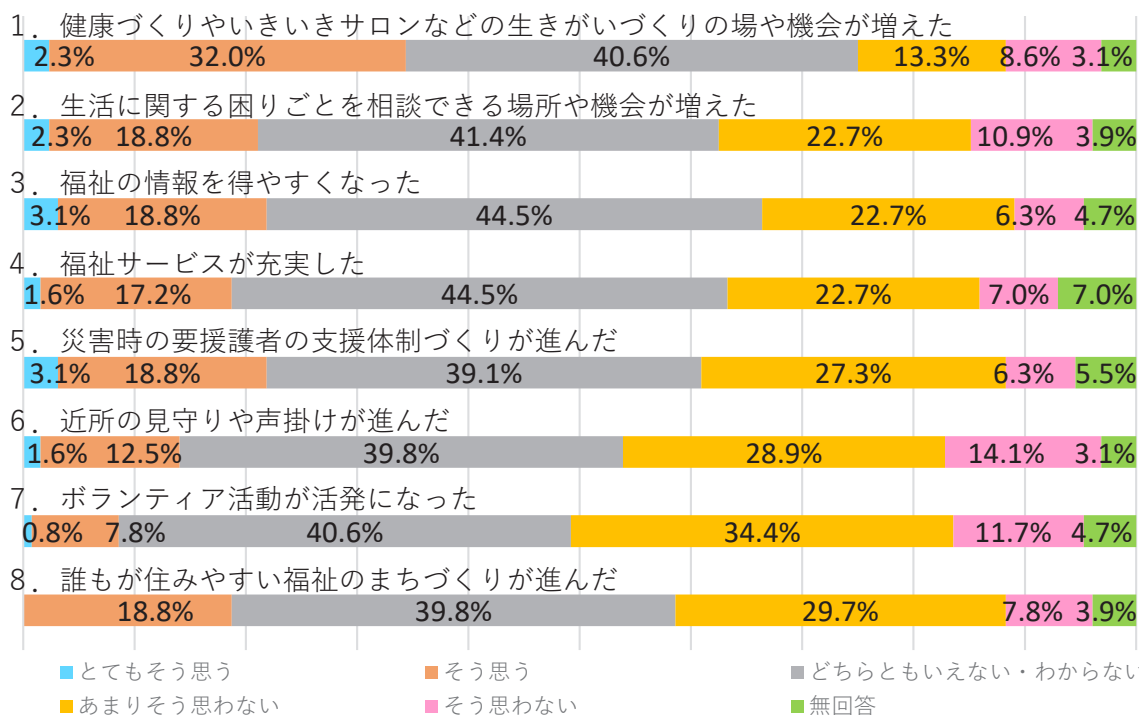
■位置



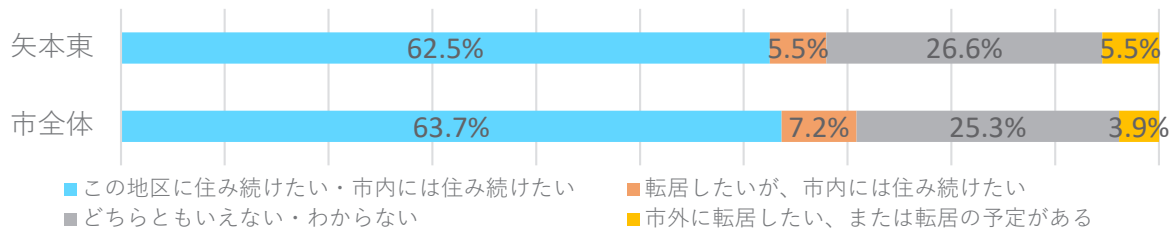
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

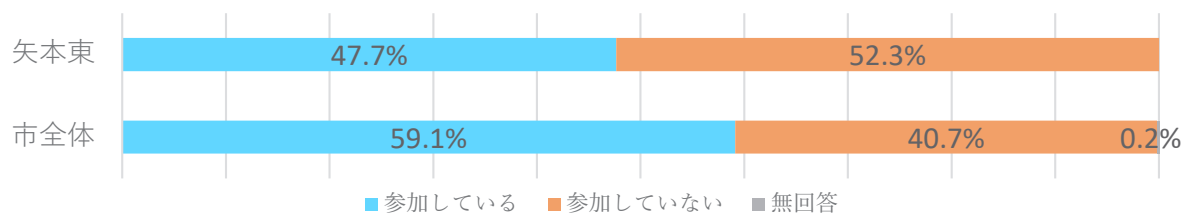
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



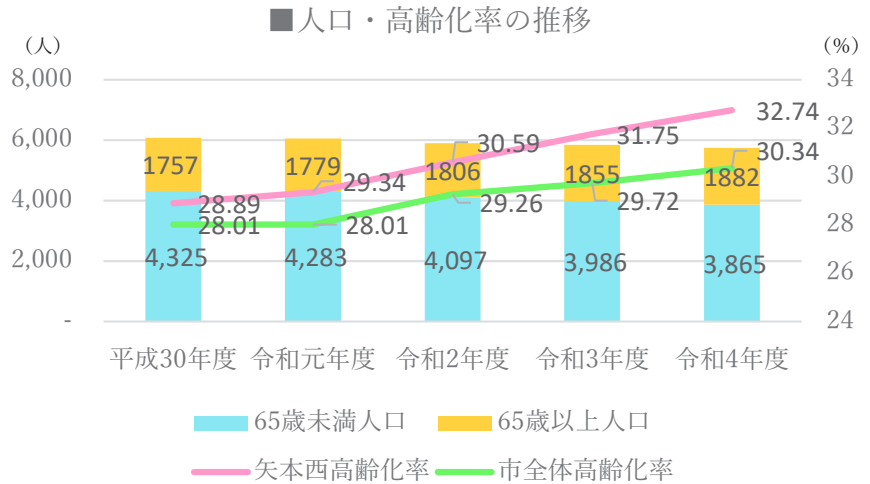
○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の不参加、次の世代の担い手への不安 ・地域活動を積極的に啓発する。(自治会新聞等の発行)
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での認知症高齢者への対応が不安 ・顔の見える関係づくりや福祉に関する情報の提供
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の実態が地域では把握できていない
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・育成会活動がなく、不満を持っている ・母子家庭が多く、PTA や育成会に入らない ・他市町村から転入してくる方が多く分からない人もいる
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品を配布の際、住民の状況を確認 ・すぐ避難できるように事前に準備しておく ・隣近所との交流を密にしておく
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・班の当番をできない高齢者が増えている
コロナ禍での生活	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ前のように行事や取組ができるか心配

②矢本西地区
○地区の概要

矢本東地区と同様市の中心部に位置する地区で、商店街などがある市街地と農業が盛んな地区に分かれています。地域の顔の見える関係づくりで、地域共生食堂の「ひだまり食堂」などを開催し、子育てに力を入れている地域です。

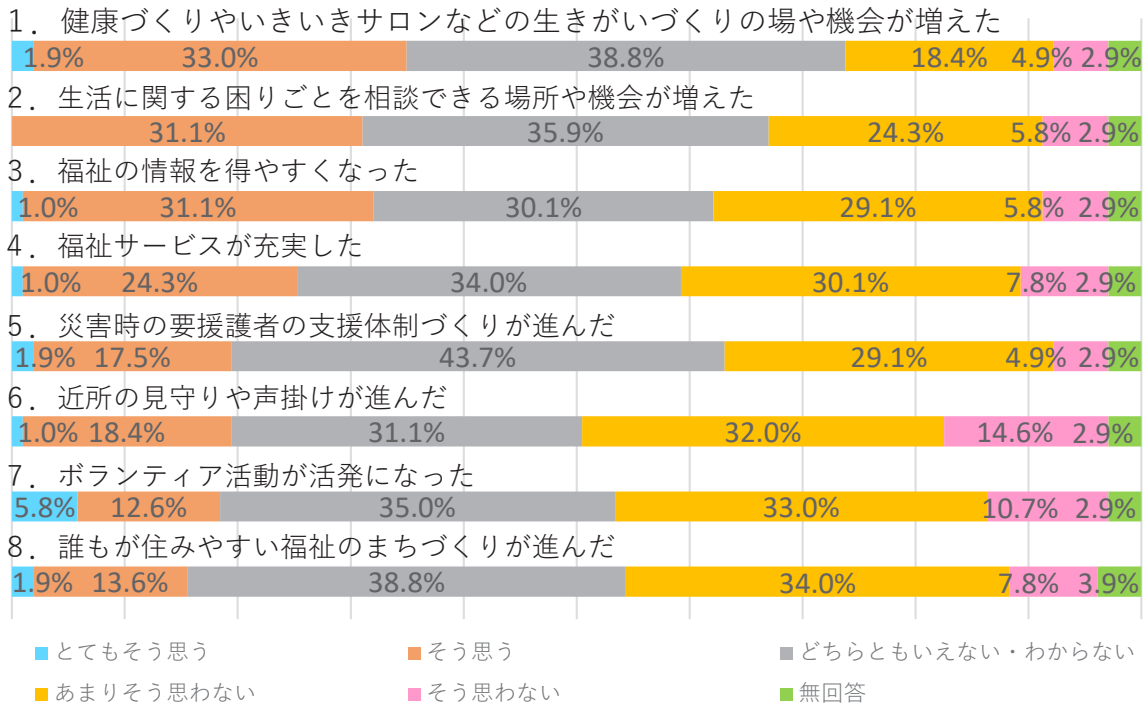
■位置



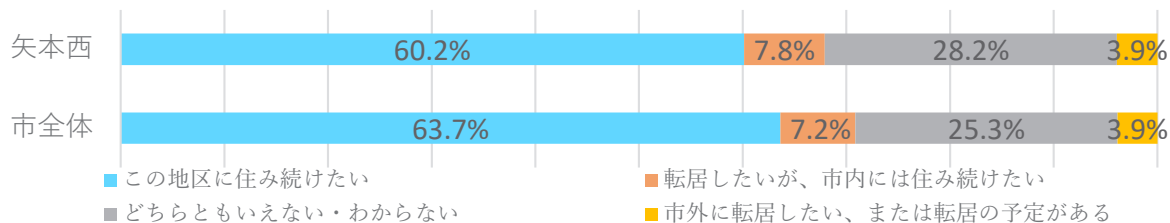
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

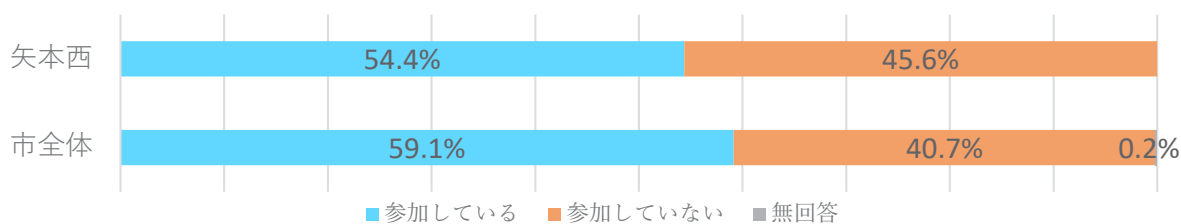
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

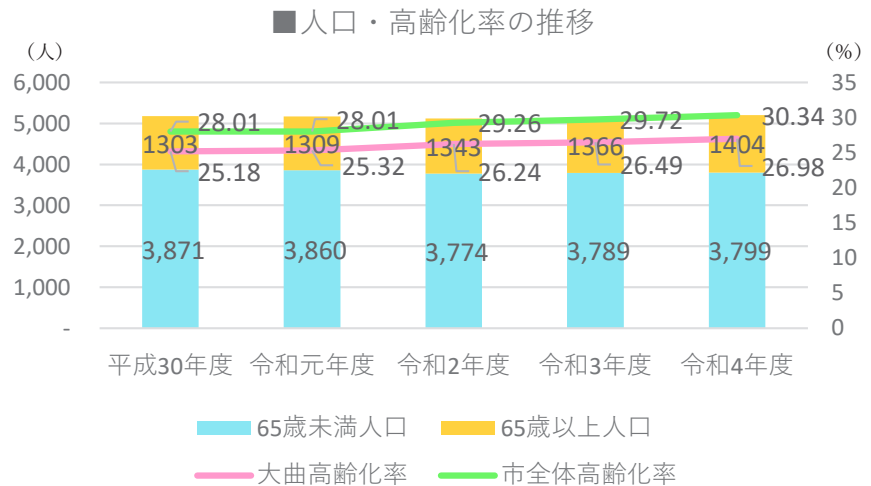
区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	・百歳体操などのサロンへの参加者が減った(コロナや移動手段) ・無理なく地域活動が継続できるよう、負担のないよう役割を分担する
高齢者	・公営住宅に単身高齢者が多い ・集まりにこない人が心配、地域の人が訪問して声掛けをする
障がい者	・障がい者の把握が地域では難しい ・学校以外の地域内で障がい者が交流できる場をつくる
子育て・児童	・自治会と育成会との関わりが少ない ・育成会への加入者が減ってきており資金不足などで活動が減少している
防災	・要支援者名簿を作成しているが、以前より登録者が少ない ・日中若い世代は仕事をしていて不在、近隣の見守りが難しい ・災害時避難が完了した家は黄色旗を掲げる取組をしている
生活環境	・一人暮らしなどで班の当番を辞退する人が増えている ・空き家が多く、管理がされず雑草が伸びている
コロナ禍での生活	・コロナ禍で人と会う機会が減った人がいる

③大曲地区

○地区の概要

4つの自治会で構成されている地域。自治会ごとに地域での見守り活動を展開しており、大曲地区では福祉推進員、五味倉地区では地域支え合い検討委員会を設置。まちづくり協議会にも安心づくり事業部を設置し、地域内の支え合いについて取組を展開している地域です。

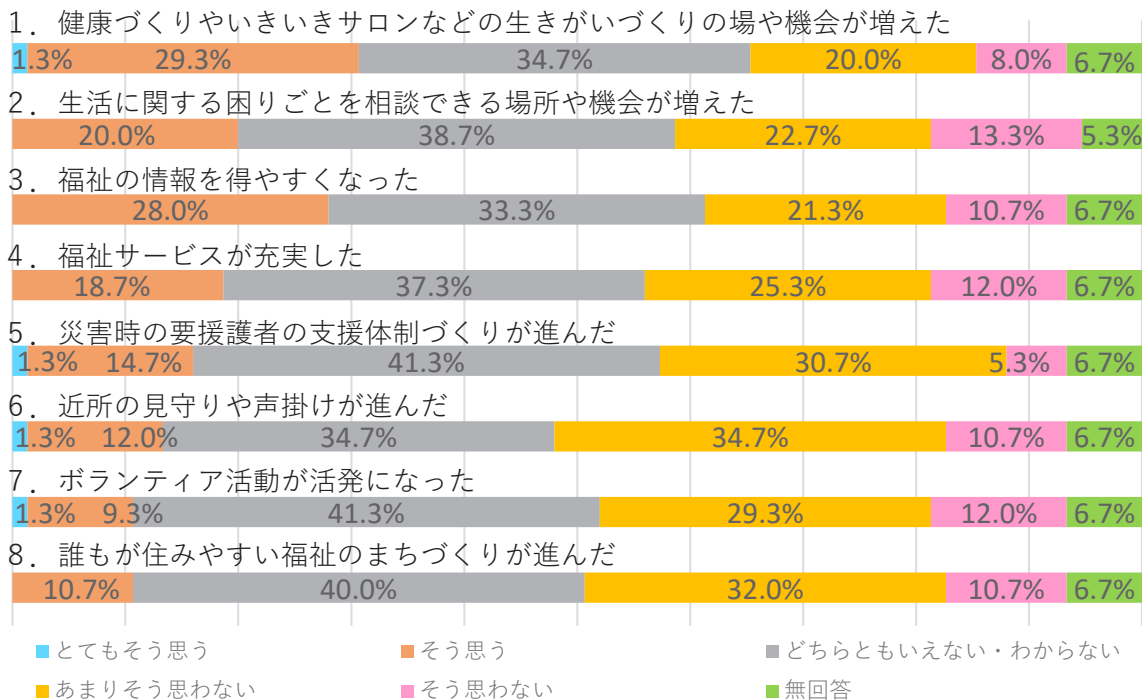
■位置



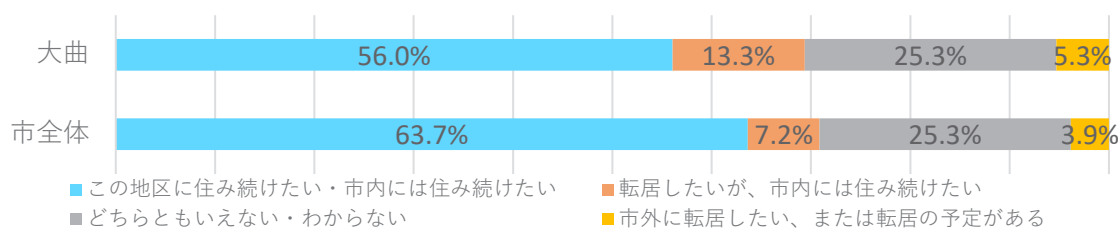
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

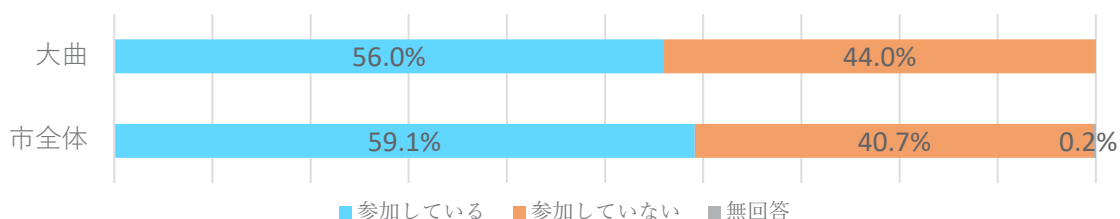
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に入りたくないという人が増えてきており、そのような人が自治会のルールを守らず孤立化している状況がある ・顔の見える関係づくり(イベントや行事の開催)
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・アパートに住んでいる単身高齢者が増えてきており、もともと地域と関わっていないから孤立化している人がいる ・地区の当番を輪番で回しているが辞退する人が多くなっている
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の実態が地域では把握できていない ・家族がいると安心と思ってしまい、関わり方が分からない
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの相談事についてどこに相談すればいいか分からない ・地域として子育て世代の親への関わり方が難しい
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者台帳の利用方法が分からない ・普段からの地域での関係づくりを行うことで、災害にも対応できる
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・転入してきた人が地域とつながらず、地域のルールを守らない人がいる
コロナ禍での生活	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナを気にして見守り訪問する機会が減った ・閉じこもりの高齢者が増えた、来なくなった人への声掛けの工夫

④赤井地区

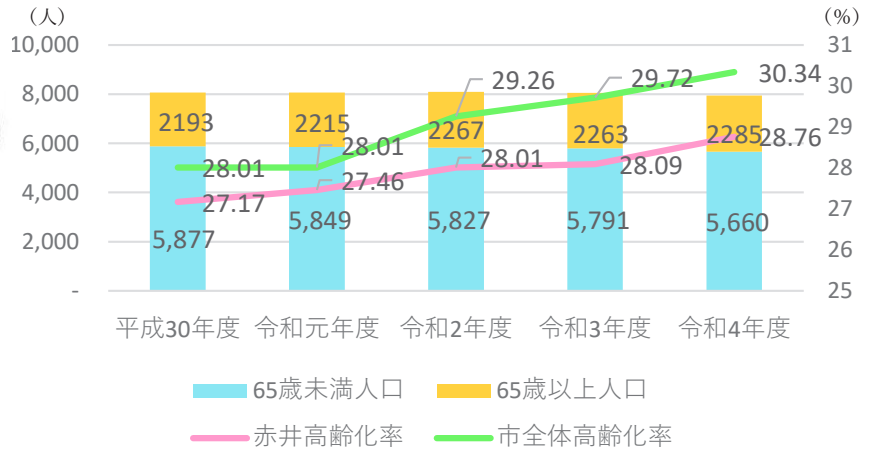
○地区の概要

農業が盛んな北部地域と住宅街の南地域があり、地区内に2つの小学校がある。自治協議会として赤井はひとつをスローガンに様々な活動を展開している地域です。地域への愛着度や地域活動への参加状況割合も市全体と比較して高い地域です。

■位置



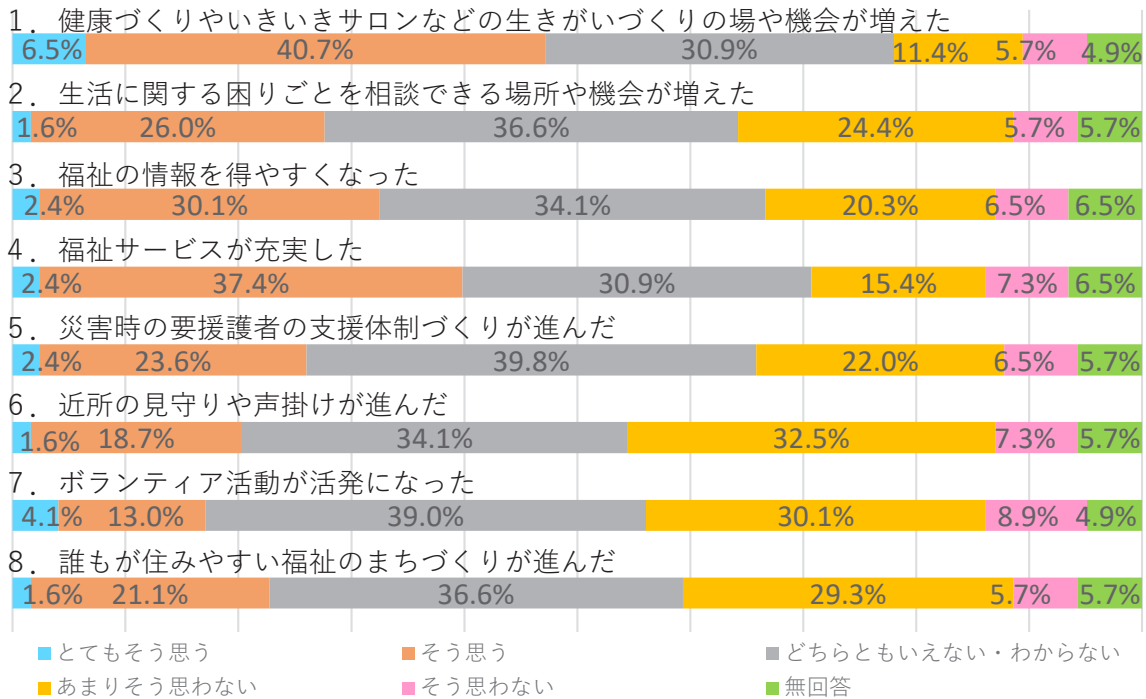
■人口・高齢化率の推移



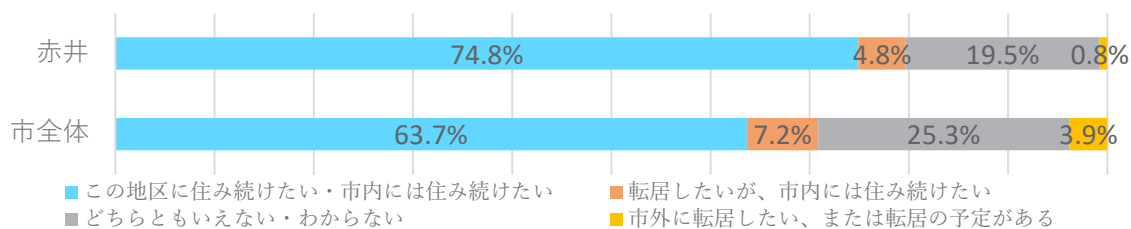
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

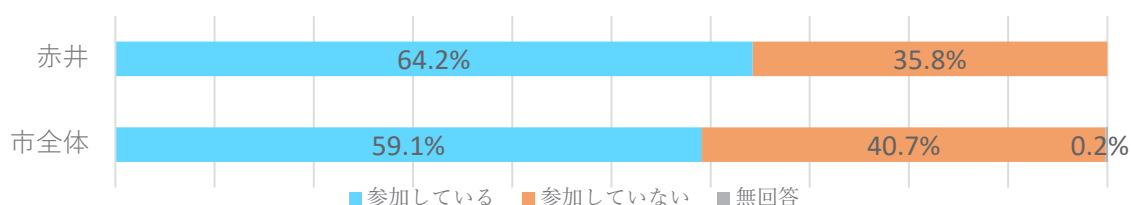
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

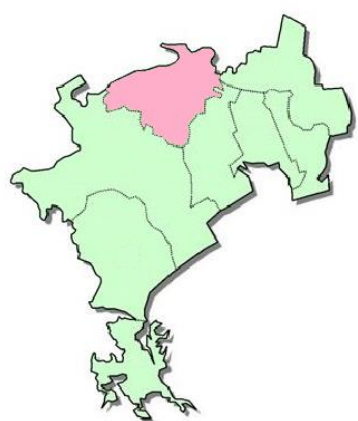
区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いについて話し合う場面がない ・災害公営住宅入居者と、もともとの地域住民の交流がない ・自治会や老人クラブの次の担い手がいない、ボランティアの人員不足 ・地区の小さい単位での顔の見える関係づくりの行事の実施
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーや個人情報保護の関係から情報共有が難しい ・助けを求められない人が地域で孤立しやすい
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の実態が地域では把握できていない
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが集まる機会が少ない、公園で遊ぶ姿もあまり見なくなった ・子育て世代への情報提供や学ぶ機会の確保
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の活動は年齢制限があるが担い手がいない ・要支援者台帳はあるが、登録されていない人で気になる人が多い
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の中で空き家が増えてきている ・地区のルールを守らず、地区外からごみを捨てていく人がいる
コロナ禍での生活	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で行事が実施できず交流の場が少なくなっている

⑤大塩地区

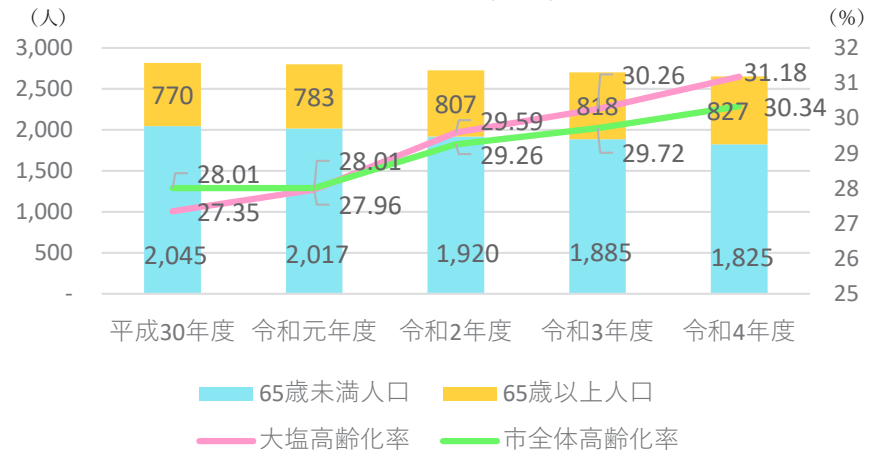
○地区の概要

東松島市の北西部に位置し、美里町と隣接する地域。以前よりコミュニティ活動が盛んで、地域の桜まつりなどコミュニティ活動を展開してきた地域です。コミュニティのつながりが強く、地域活動への参加割合についても、市全体と比較しても高い地域です。

■位置



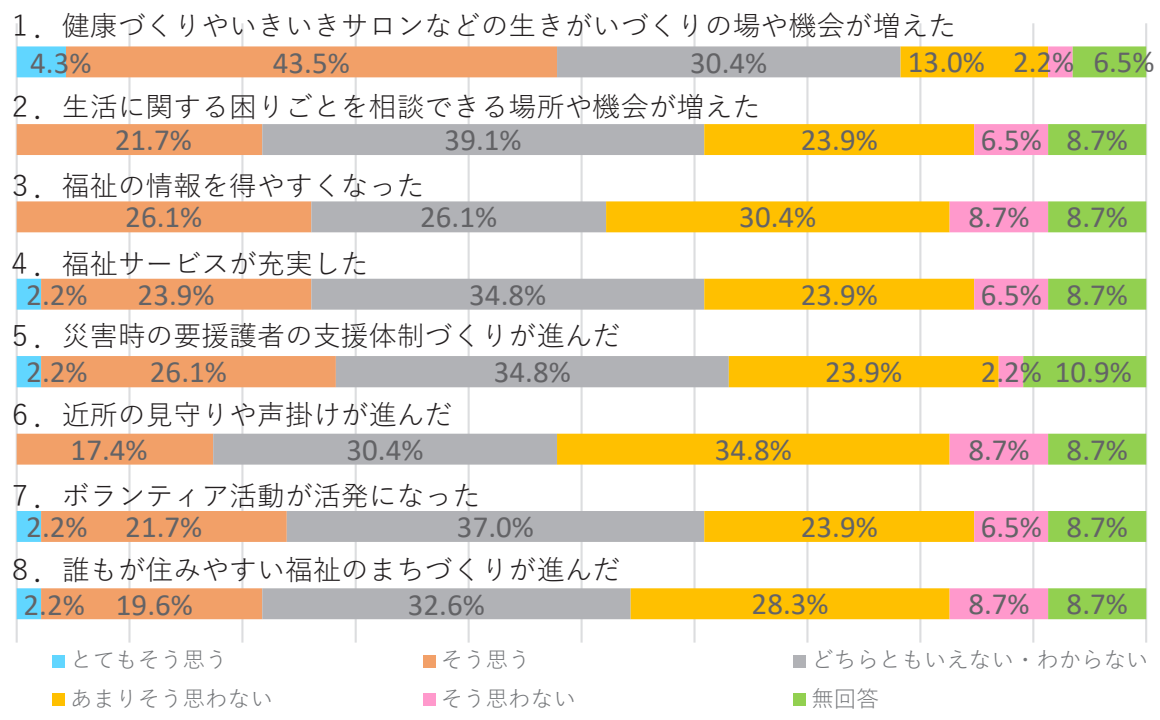
■人口・高齢化率の推移



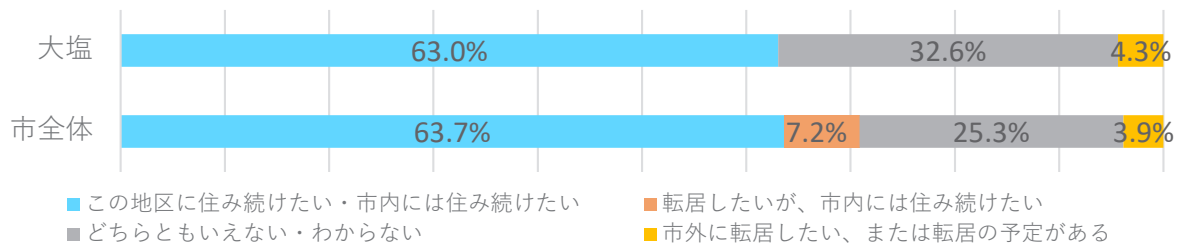
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

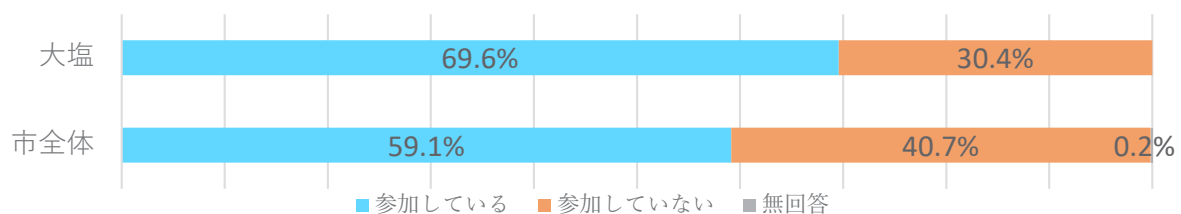
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

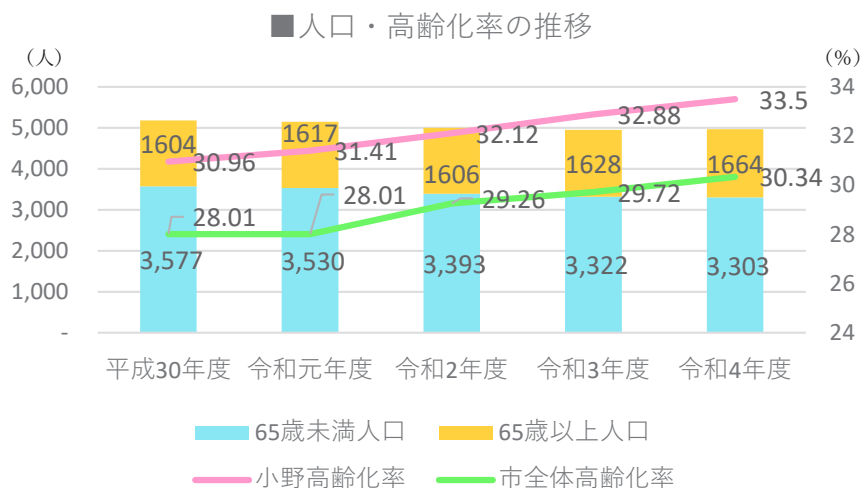
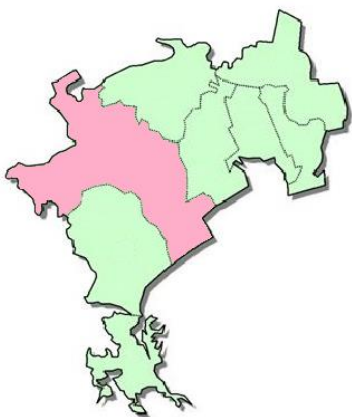
区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティのつながりが強い分、近隣トラブルも多く対応が困難 ・地域事業がマンネリ化し若い世代の参加が少ない ・仲間意識を高められるような顔の見える事業の実施
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスにつながると地域とのつながりがなくなる人がある ・移動が大変な方を支援したいが事故が心配
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の実態が地域では把握できていない ・障がいがある方の地域への要望を聞く機会を作る
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数が減ってきている気がする(子どもが少ない) ・若い世代、子育て世代と自治会が繋がらない(将来担い手が心配) ・若い人たちが行事で活躍できる場づくり
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で防災訓練の規模が小さくなり災害への意識が低下 ・要支援者が多いが支援をする人の一部に負担がいき安否確認が大変 ・自主防災組織と民生委員・児童委員の連携
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地区のごみ捨てルールを守らず一部の人に負担がかかっている
コロナ禍での生活	<ul style="list-style-type: none"> ・行事が縮小され、顔をあわせる機会が減った

⑥小野地区

○地区の概要

旧鳴瀬地区に位置し、市内で一番面積の広い地域。内陸部では農業に従事する人が多く、地域内のつながりも強い。しかし面積が広いため、集会所まで距離がありサロン活動などの集まりへの参加など移動についての課題も多い地域です。

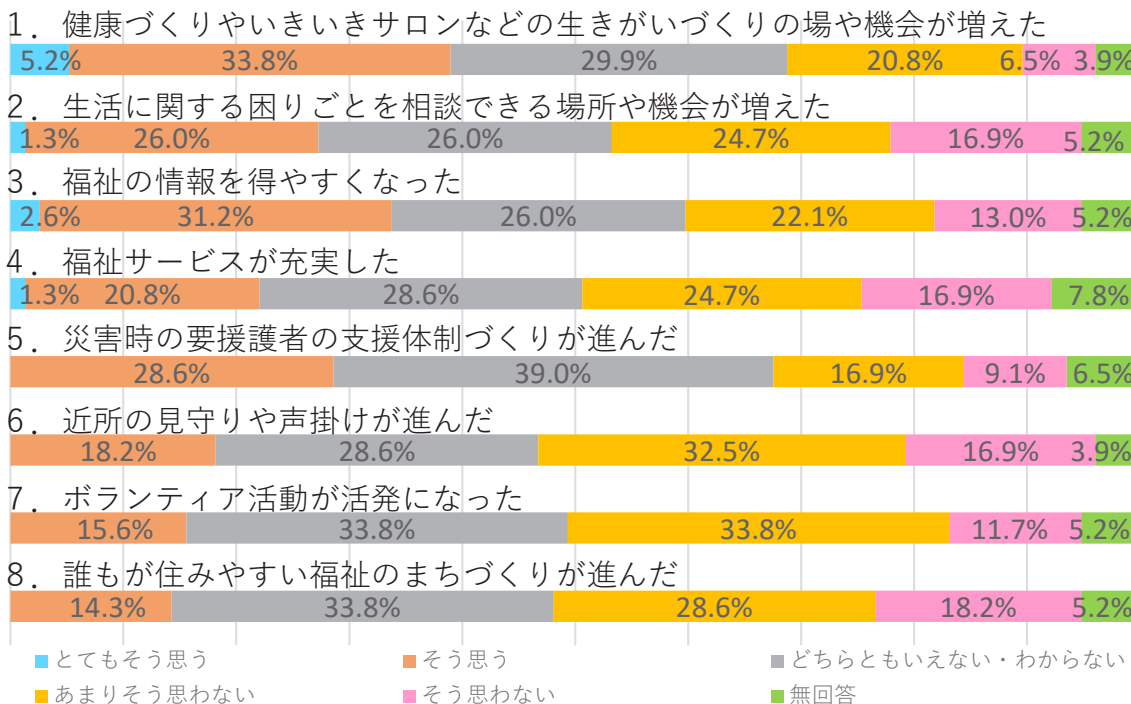
■位置



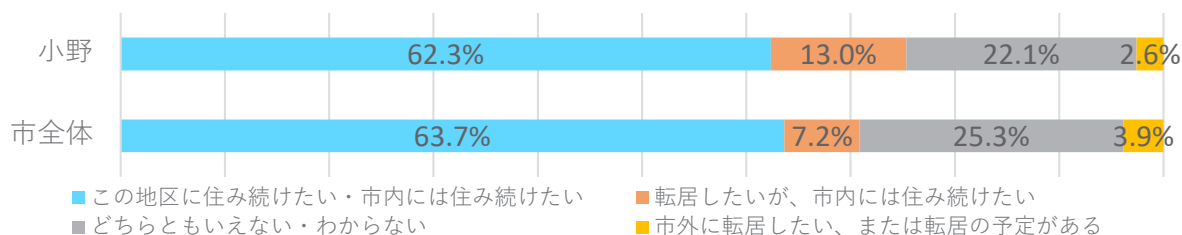
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

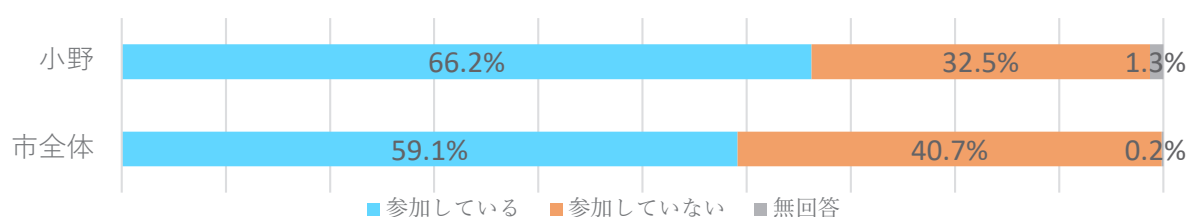
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員のなり手を探すのが難しい ・関係性をつくるイベントや行事の企画、団体との連携 ・気軽に地域活動に参加できる仕組みをつくる(ボランティア)
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに気軽に相談できる地域の人がない ・専門職に頼りたくない高齢者が心配。 ・家族の理解が得られず地域活動に参加して来ない方がいる ・地域と専門機関の連携を強くする
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の実態が地域では把握できていない
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・育成会がない地区もあり自治会に負担がかかっている ・地域活動への参加を希望しない人との関わるきっかけが難しい ・若い人が地域活動に出ると色んなことをやらされるので敬遠する
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に登録しても具体的な支援方法が見えて来ない ・支援する際にどこまで入っていけばいいか悩む
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ捨てのルールが守られず地区の衛生委員に負担がかかっている
コロナ禍での生活	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ前のように行事や取り組みができるか心配

⑦野蒜地区

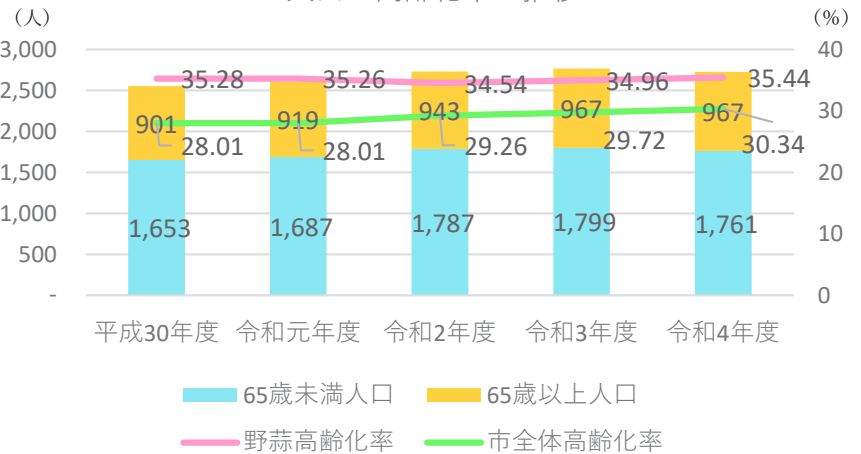
○地区の概要

東日本大震災での被害が多かった地域で、野蒜ヶ丘が整備されコミュニティが再構築された地域です。野蒜みんなの食堂など地域での顔の見える関係を作る取り組みや、学校運営協議会*などの活動が盛んな地域で、地域活動への参加状況割合も市全体と比較して高い地域です。

■位置



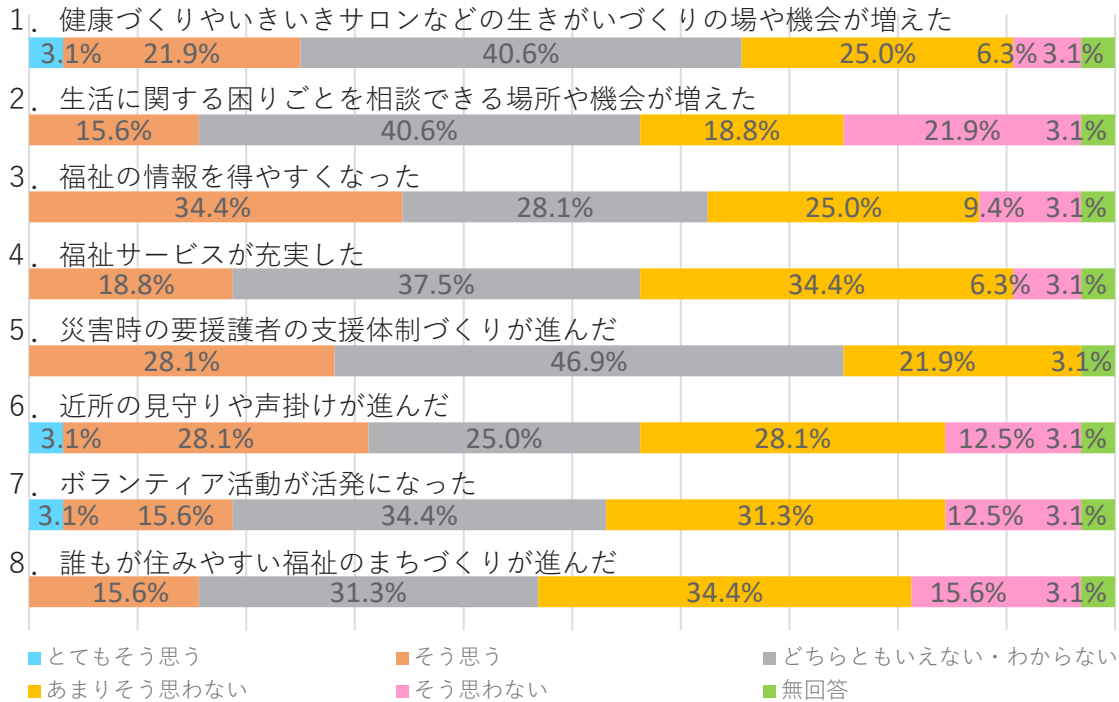
■人口・高齢化率の推移



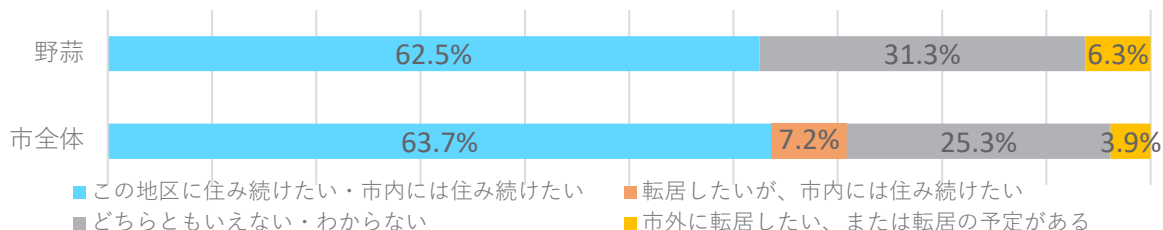
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

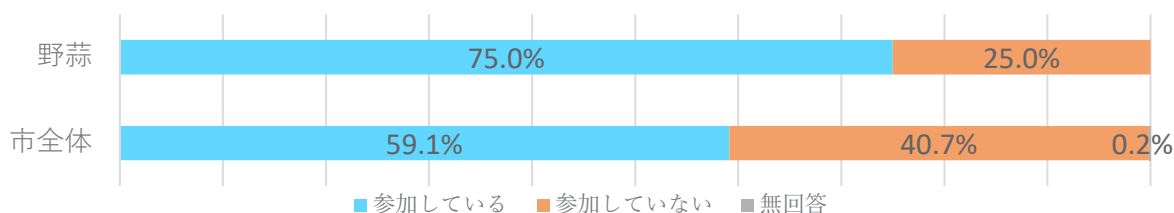
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

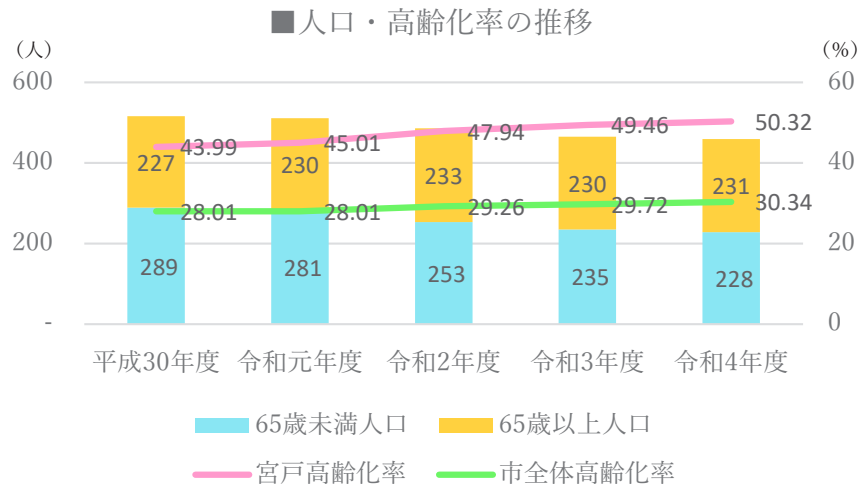
区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく来た人は地域に入りづらい ・若い世代は民生委員・児童委員や自治会とつながりにくく、何か困ったことがあった時にどこに連絡すればいいかわからない ・様々な団体との連携を強化し、地域活動に幅を持たせる
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域から集団移転先に引っ越してきた人は知り合いが少ない ・認知症の家族のよりどころが欲しい
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方にどう接して、どこまで関わればいいのか分からない
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少ないので交流が必要 ・子どもも交えた地域活動を小学校、保育所と連携して行う
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に登録しているがどういう支援があるのか分からない ・防災訓練への参加者が少なくなっている
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の役員を誰が何を担当しているかが分からない ・近隣のつながりを強くすることでちょっとした困りごとを解決する
コロナ禍での生活	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防で事業を縮小して実施したが、それに合わせて人との交流機会が減った

⑧宮戸地区

○地区の概要

漁業が盛んな地域で、観光客も多く訪れる地域です。東日本大震災以降、人口が減少していますが、日頃から地域のつながりも強く、地域の中での支え合い活動も盛んに行われています。住んでいる地域への愛着度、地域活動への参加状況割合についても市全体と比較してもっとも高い地域です。

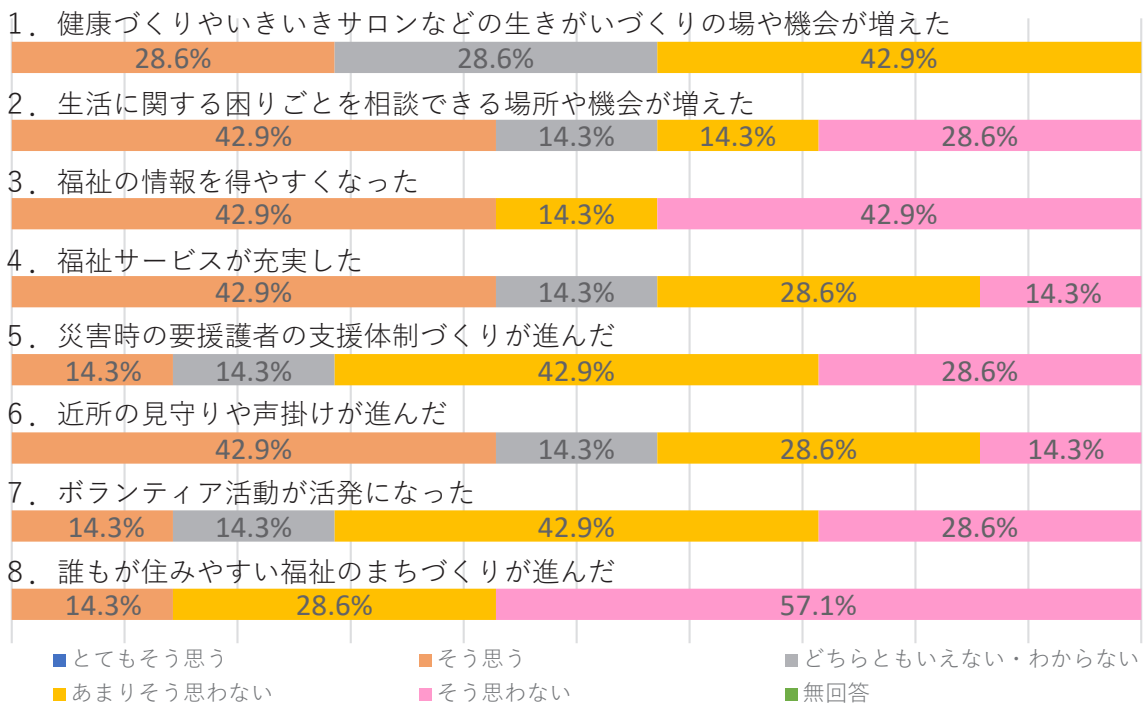
■位置



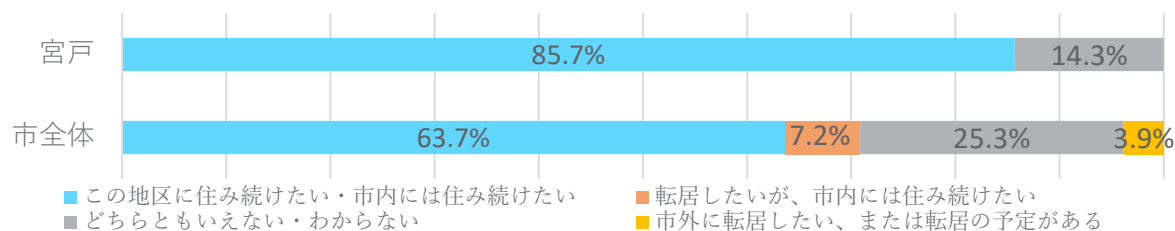
出典：東松島市

○アンケート調査の結果(抜粋)

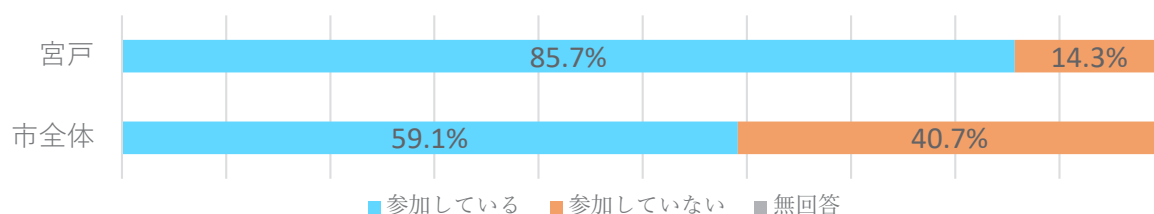
■福祉のまちづくり進捗状況意識



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動への参加状況



○座談会で話し合われた課題、解決策・アイデア(抜粋)

区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢化が進み地域活動を行う人員も減少している ・地域に4つの浜がありそれぞれの浜ごとに個性がある ・市内の団体との連携
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み集まりに参加する人が減ってきている ・福祉サービスなどが分からない人がいる
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの区別や定義が分からず、どこまで関わっていいか悩む ・声掛けや手伝えることが分かればできることから関わりたい
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが少ない、学校が統合される前は登下校時に声掛けができたが、今はスクールバス登校で歩いている子どもがいない ・40代の独身が多い
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所まで行くのが遠い(避難時の移動手段の問題)
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化しているので、自分たちができることは手伝いたい
コロナ禍での生活	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で家に閉じこもりがちになっている人が心配 ・地域の集まりが数年中止になっているので再開するのが大変

(3)当事者団体等とのヒアリング結果

まちづくり協議会単位の地域福祉座談会のほか、福祉関係の当事者団体や地域活動(支援)団体等にヒアリングし、活動を通して把握した課題や課題解決のために必要な取組などの意見・回答を得ました。

①実施概要

○令和4(2022)年9月14日(水)～10月7日(金)

○ヒアリング協力団体 民生委員児童委員協議会ほか8団体

○内 容 地域活動を行う上で困っていること・課題、必要な取組

○参加者数 延べ46人

団体名	参加人数	開催日	時間	開催場所
民生委員児童委員協議会	6人	10月5日	午前10時～	市役所南庁舎
子育て支援関係者	9人	9月29日	午前10時～	老人福祉センター
いきいき百歳体操サークル等	9人	10月3日	午後1時30分～	コミュニティセンター
身体障害者福祉協会等	4人	9月14日	午前10時～	老人福祉センター
東松島福寿草福祉会	2人	10月4日	午前10時～	サポートセンター
てあわせのはら石巻	1人	10月6日	午後1時30分～	老人福祉センター
障害相談支援事業所	4人	10月7日	午後1時30分～	老人福祉センター
ボランティア団体	8人	10月4日	午前10時～	老人福祉センター
老人クラブ連合会	3人	9月22日	午前10時～	老人福祉センター



いきいき百歳体操サークル等ヒアリング



子育て支援関係者へのヒアリング

②各団体等から出た主な意見等

○民生委員児童委員協議会

区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員のなり手不足。若い人は仕事や子育てが忙しい ・ご近所同士関係性の希薄化 ・班同士の話し合い、お茶会を開催する。顔の見える関係をつくる
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事に参加できなくなった人(身体機能が低下している) ・サロンや百歳体操など誘っても来ない人がいる ・高齢者が参加できるように会場まで移動手段の確保をする ・百歳体操に来られなくなった方は専門職と一緒に関わり方を考える
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者との関わりや情報を得るのが難しい ・障がい者とどのように付き合えばよいのか分からない ・普通に声を掛けることから関わりをもつ
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター*があることを住民は知らない ・相談体制が一本化しておらず、担当者によって対応が違うことがある ・子育て世代包括支援センターの周知と機能充実
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練がマンネリ化しており、参加者も少ない ・避難行動要支援者名簿*について、手を上げない人の対応の検討が必要 ・子育て世代、高齢者、身体障がい者も含めた避難訓練を実施する
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ捨てのマナーが守られず、回収されないゴミが残っている ・ゴミ集積所にダミーの防犯カメラを設置する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員を支援する「福祉推進委員」を設置する ・生活に困っている情報があれば野菜などを届けたりもできるが、余計なお世話になるかもしれない

○子育て支援関係者(主任児童委員、子育て支援ボランティア、ダブルケア支援団体等)

区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての親と関わる機会が少なく関係性が希薄 ・近所付き合いを嫌がる人がいる ・地域と子ども、子育て世代の顔の見える関係作り
子育て・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターを知らない人が多い。 ・困っていることを素直に伝えてくれない、内緒にしたい家庭が多い ・団体の情報交換や連携の機会づくり

○いきいき百歳体操サークル、サロン団体関係者

区分	課題・解決策やアイデア
近所付き合い ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・けがや病気で1回来なくなると、その後も来なくなる ・地区センターまで遠く通えない人がいる ・送迎サービスなどの生活支援が必要
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の事情(介護など)で参加できない方もいる ・百歳体操の次の担い手(役員)がいない、男性が参加しない ・チラシを作成し、参加者が友人など地域の方に声掛けする

○東松島市身体障害者福祉協会・東松島市視覚障害者福祉協会役員

区分	課題・解決策やアイデア
会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳所持者は多いが会員に入る方が少なく、今後、会が継続できるかが不安 ・身障協会、視覚障害者福祉協会どちらも会員が高齢化しており、会場までの足の確保ができない ・会員を増やすためには楽しい企画が必要であり、楽しかったことを口コミで広げることが会員を増やすことにつながる
個人の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを認めたくない人もおり、障がいがあることを周囲に話すまで時間がかかることがある ・障がいは、それぞれ個々によって違いがあり、個別の対応が必要である ・災害時に避難できる障がい者専用の避難所があればよい

○東松島市福寿草福祉社会役員(精神障害者家族会)

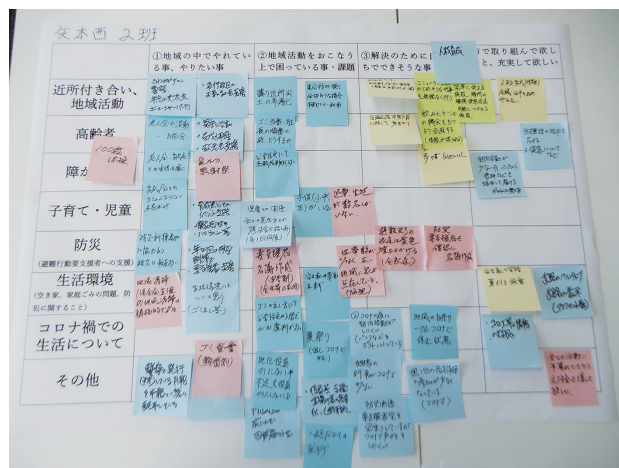
区分	課題・解決策やアイデア
会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会として個別相談を受けることはできるが行政や社協の支援は必要 ・相談支援事業者でも個々の障がいによって、長く利用できないところもある
個人の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・世間を気にせず、障がい者が気軽に行ける場所が必要(喫茶店など) ・家族会を支えてくれる行政や社協のサポートが必要 ・障がいを抱えた方にとっては、地域のサポートはとても必要

○てあわせのはら石巻・東松島代表(障害児・者)

区分	課題・解決策やアイデア
会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・会場となっている市民センターに移動するのにタクシーを利用する人もいて、負担が大きい ・子と親と一緒に参加できる継続した交流の場がほしい
個人の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイを利用することもあるが、空きがなかったり、本人が慣れなかったり、なかなか利用できない ・障害福祉サービスの利用枠を大幅に超えたときの利用者負担額が心配 ・隣近所や自治会長が声を掛けてくれるが、地域の方とつながるのが難しい



地区別座談会 (ワークショップ)



地区別座談会 (意見の整理)

○障害者相談支援事業所(障害者支援)

区 分	課題・解決策やアイデア
事業所活動	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいの人が多く、一人に対する支援に時間を要し、職員の負担が大きくなっている ・障がいがある方が安心して過ごせる避難場所を設置してほしい ・避難行動について地域と連携した支援体制づくりが必要である ・関係機関と連携してケース検討会議などに参加し、民生委員・児童委員や自治会の方との交流もできるようになってきたが、まだまだ地域に入りにくいと感じている ・現在もお茶会を開催しているが、複数の地域で開催し居場所を広めていきたい

○ボランティア団体

区 分(団体名)	課題・解決策やアイデア
視覚障がい者支援 (G・うさぎ)	<ul style="list-style-type: none"> ・共働きが増え、ボランティアに携われる時間がない人が多いと感じる ・CDが必要な方(視覚障がい者)を探し出すことが困難 ・運営資金が不足することがある ・担い手(会員)の高齢化 ・今までボランティアに関わったことのない人に関わってもらおうきっかけづくり
(点訳サークル)	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が高齢になり、今後の活動に不安がある ・点訳プリンターの設置箇所を早めに決めてほしい
聴覚障がい者支援 (手話サークル)	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の高齢化 ・聴覚障がい者の外出支援が必要(コロナ禍で外出の機会が減ったように感じている) ・交流のある人は隣近所が声掛けしているが、災害時の支援が課題 ・障がいがあっても安心して交流ができる場をつくりたい
地域交流支援 (大鷹会)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響で思うような活動ができていない ・不登校、児童虐待、DV*などに課題を感じている ・ひきこもり者の実態把握とその人を社会参加させる手立てを考える

区分	課題・解決策やアイデア
高齢者活動支援 (やよい会)	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフが高齢となっており。活動がマンネリ化している ・参加者も高齢化し、認知症状がある人もいる ・持続可能な活動にするために魅力あるものを企画したい
(赤十字奉仕団東松島市さくら会)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で施設訪問ができない ・若い会員が入って来ない ・市の施設などでいつでも使えるフリーな場所があるとよい
(ボランティア・「優遊」)	<ul style="list-style-type: none"> ・資材を購入する資金が足りない ・代表を代わってくれる人がいない ・喫茶店、食堂、売店などがある道の駅のようなものを作り、そこにボランティアが手伝うという運営方法の検討
文化伝承 (NPO 法人いろどり・みんなのみち)	<ul style="list-style-type: none"> ・「早く活動して欲しい」と要望はあるが、コロナ禍で介護施設での活動が難しい ・施設以外で、気軽に集まれる場所があると良い ・着物の端切れで小物を作って費用を賄っている、多少補助金があれば良い

○東松島市老人クラブ連合会

区分	課題・解決策やアイデア
会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の減少。人数が集まらなると運営が難しい ・60代の会員が少ない(平均年齢は82歳くらい) ・会員の減少については、行政でも会員募集の支援をしてもらいたい ・東日本大震災後にコミュニティが変容、別の団体(お茶っこ会、百歳体操など)も立ち上り、そちらに所属しているので老人クラブに入らないという人もいる ・老人クラブで仕事をもらい、その対価を資金にする仕組みも必要 ・コロナの影響などもあり、集まる機会が減っている

4.前計画の主な取組内容と課題

基本目標1「顔の見える」関係をつくり、地域福祉活動の担い手を増やす

(主な取組内容)

地域住民がより身近な圏域で、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*や民生委員・児童委員、その他の関係者と支え合いの地域づくりについて話し合う場が広がりました。平成29年度時点では市内全域を対象とする第1層協議体*の設置に留まっていたましたが、令和元年度からより身近な圏域である、市内8か所の地域活動圏域(自治協議会)単位の第2層協議体*の設置が進み、令和4年度には8か所すべてに設置されています。さらに令和3年度からは、住民にとって最も身近な地域活動の基盤である自治会を単位とする地区自治組織圏域(自治会)において自治会役員や民生委員・児童委員、交流サロン代表者、CSW、相談支援包括化推進員*、地域包括支援センター職員が地域のひとり暮らし高齢者等の見守りについて話し合う地域支え合い会議(第3層協議体)*が立ち上がり、令和4年度現在、市内70か所の地区自治組織圏域(自治会)のおよそ5割に相当する34か所にまで広がっています。

地域での居場所づくりについては、平成30年度から「ふれあいサロン*活動推進事業」が始まり、初年度98団体が登録、令和4年度には109団体まで広がり、70か所全ての地区自治組織圏域(自治会)でサロン活動が活発に行われています。このうち、いきいき百歳体操*サークルについては、平成29年度の40団体から令和4年度には66団体まで増加しています。また、毎年、全てのいきいき百歳体操サークルが参加する交流大会を開催し、活動の活性化を図っています。コロナ禍においては、各団体に対して感染防止対策に関する啓発チラシの配布などを行いました。団体の中には、感染拡大により活動を休止している時に啓発チラシの配布を兼ねて参加者を訪問するなど、主体的に見守り活動を行う取組も見られました。

このような住民主体の活動を広く周知し、住民理解の一層の促進を図るため、市内全戸配布の社協だより「ふれあいねっと」(平成28年10月より隔月発行から毎月発行に切り替え)を活用し、情報発信を行いました。

地域福祉活動の担い手づくりについては、小学校を対象とした、障がいによる不自由さを理解してもらうためのキャップハンディ体験*教室や認知症サポーター*養成講座、障害者総合支援協議会*による研修会などの福祉教育やボランティア活動へのきっかけづくりのためのボランティア入門講座に取り組みました。また、ボランティア・市民活動センター*に登録しているボランティア団体の交流や情報交換を促進するため、毎年、ボランティア登録団体長会議を開催しています。

(課題)

- 地域の話し合いの場が広がる中で、各圏域を担当するCSW等の業務負担の増加が見込まれます。
- サロン団体においては、参加者の高齢化や次世代のリーダー育成が課題となっています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により活動を休止したサロン団体の中には、参加者の減少などにより活動再開が難しく、一部には解散に至る団体も出てきています。
- 居場所づくりについては、高齢者中心のサロン団体以外の住民活動について十分に把握できていない状況です。
- 地域住民がお互いの活動について、発表し、学び合うことにより市内の地域活動を活発にしていく取組が必要です。
- ホームページやSNS*の活用など、情報発信の多様化や充実が必要です。
- 福祉教育については、障がい者や高齢者の生活を疑似体験する従来の福祉教育に留まらず、地域の一員としての自覚(市民性)や地域づくりへの主体的な参加を促すため、新たな手法を取り入れていくことも大切です。
- 福祉教育の充実を図るためには、学校、教育委員会と福祉部門との連携強化が課題です。
- ボランティア講座の受講が個人ボランティアの登録者数の増加につながっていません。講座の開催で終わらず、受講者がボランティア活動を体験できる場づくりが必要です。



地域支え合い研修会



認知症サポーター養成講座

基本目標 2 助け合いのできる地域をつくる

(主な取組内容)

地区自治組織圏域(自治会)での地域支え合い会議(第3層協議体)が広まり、地域住民と専門機関との連携が進んできています。CSWが地域に入っていく中で、自発的に組織的な見守り活動を行っている自治会等の実践も少しずつ行われています。民生委員・児童委員活動を支える地域福祉推進員*を配置し、地域見守り活動を実施している自治会や自治会班長が広報紙配布の際に、さり気なく高齢者の見守りを行うなど地域で工夫しながら取り組んでいます。また、防災集団移転地の見守りを推進するため、見守り部会を設置している自治組織もあり、CSWなどとの定期的な情報交換の場をもつことができました。このことにより、各主体間の顔の見える関係づくりや生活課題の共有が全体的に進みました。

CSWによる第2層協議体の活動支援については、住民支え合い活動の伴走者としての位置付けが地域に定着しつつあり、地域支え合い活動事例集の編集や高齢者の生活実態アンケートの取組に関わるなど、地域住民の身近な存在として連携・協働の調整役として参画できました。

日常生活の中で、高齢者や障がい者が抱えている「ちょっとした困りごと」を住民相互の助け合いによって解決する有償助け合いサービス「ひがまつ・安心サポート事業」(平成30年12月から業務開始)においては、協力会員として40人が登録し、ゴミ出しや庭の草取り、買い物代行などで助け合い活動の参加に結び付きました。

フードドライブ*の実施については、老人福祉センターや被災者サポートセンターに回収ボックスを常設したほか、市役所庁舎内で定期的実施するなどPR活動に努め、多くの市民から食料提供の協力を得ることができました。自治会や団体などで独自に取り組む事例もあり、助け合いの意識を広めることができました。

福祉的視点からの防災・災害対策の推進については、災害時における東松島市災害ボランティアセンター*の設置や運営、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的に、市と社協の間で協定を締結しました。また、これにあわせ、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルも改訂しました。一方、災害ボランティア活動の重要性を啓発していくための講座や研修会は断片的な開催にとどまり、災害時の助け合い活動につながる災害ボランティア登録制度の導入までには至りませんでした。

(課題)

- 担い手の絶対数が不足しており、役割等の固定化や兼務の状況が多く見られ、担い手一人当たりの負担が多くなっています。新たな担い手の発掘や育成に向けた取り組みが求められます。
- 福祉的な地域資源の広がりとそれに関わるコーディネーターの業務量とのバランスを調整する必要があります。
- 若い世代や就労している方々、障がい者の方々等が幅広く参加できる仕組み作りが必要です。
- 施設やNPO、企業など多様な主体と地域団体等の連携・協働がまだ十分に展開されていません。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、見守り活動や助け合い活動の中断が懸念されます。
- ホームページやSNSの活用など、情報発信の多様化や充実が必要です。
- 避難行動要支援者名簿の対象者の中には、制度の趣旨を理解することが難しく同意に結び付きにくい人もいるため、身近な支援者の協力を得て同意を促す必要があります。



手作りマスク製作



地域食堂

基本目標 3 社会的孤立を防ぐ支援の仕組みをつくる

(主な取組内容)

総合相談支援の推進について、重層事業の中核を担う多機関協働事業においては、個別ケース会議の開催や参加を通じて、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める事例の蓄積が進みました。このような中で、東松島市社会福祉法人連絡会*6 法人が協力して、制度の狭間にある市民の入浴や送迎支援を「地域における公益的な取組」として行うという、新たな実践事例も生まれました。

また、市全体で包括的な相談支援体制の構築を進めるため、地域包括支援センターやCSWが参加する多機関ネットワーク会議*や災害公営住宅サポート担当者会議*、地域支え合い会議、民生委員・児童委員との情報交換会等の多様な会議の開催や参加を通じて、関係者間のネットワーク強化を図り、今後、重層事業に関わることが期待される関係者との関係構築が進みました。

参加支援に関しては、コロナ禍で車上生活や家族関係の問題、債務整理等に伴う住居喪失等の問題を抱える相談者が増えている現状を踏まえ、宮城県居住支援協議会*(宮城県土木部事務局)の協力を得て、東松島市居住支援部会(社会福祉協議会事務局)を設置し、地域における住宅確保要配慮者の実態や住まいに関する課題について、行政や不動産会社、地域で活動している居住支援団体等との意見交換等を行い、今後の連携体制強化の基盤を作りました。一方、参加支援において、居住支援と並んで重要な分野である就労支援の「連携・協働の場」づくりについては着手することができず、課題を残しました。

地域づくりについては、生活困窮者の共助の基盤づくり事業として、フードドライブの周知を積極的に行いました。市の地方創生・SDGs推進室の協力による市庁舎内でのフードドライブの実施や「東松島市産業祭」へのブース出展、自治会や第2層協議体等への周知を通じて、本市における生活困窮者の実態や食糧支援の意義等について、住民理解の促進を図りました。このような取組を受け、地域においては自治会や自治協議会、地域団体等が主体となって独自にフードドライブに取り組む事例が生まれてきています。

アウトリーチ等を通じた継続的支援については、単独の事業として取り組むのではなく、くらし安心サポートセンターや地域包括支援センターがアセスメント*やプラン評価を通じて個別ケースごとにアウトリーチの必要性を確認しながら、相談者本人との信頼関係の構築に向けた支援を常に心掛けて取り組みました。また、各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを通じて、まだ支援が届いていない潜在的な相談者の把握に努めました。CSWが中心となり、相談支援包括化推進員が参画する地域支え合い会議の開催を通じて、専門機関がまだ把握

できていない潜在的な相談者について、地域住民が日頃から気に掛けている実態が明らかになり、この会議には潜在的な相談者の把握と専門機関への効果的なつなぎの機能が備わっていることについて、新たな発見がありました。

震災被災者の「孤立防止」「心のケア」については、被災者サポートセンター事業を通して、災害公営住宅の戸別訪問を通じ、個々が抱える生活課題の把握と相談機関へのつなぎに取り組みました。また、住民同士のつながりや生きがいづくりを目的とした「いきいき百歳体操」「ふれあいサロン」の支援、「フラワーアレンジメント教室」や音楽イベント「ピアノコンサート」、「ジャズコンサート」などを開催し、心の復興の推進に努めました。

被災者サポートセンター事業については、被災者支援から地域福祉の推進へ体制移行する時期に入っており、段階的に事業規模を縮小してきました。そのため、生活支援相談員*による個別訪問と並行し、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなど地域の身近な相談機関と地域生活課題等の情報共有を図って参りました。

(課題)

- 人権意識を高めるための学習や交流の場への参加を促す機会をつくり、誰もが興味・関心を持てるテーマ設定や、参加しやすい実施方法の検討が必要です。
- 高齢者や障がいのある人が利用する福祉施設と地域の交流・連携など、多様なふれあいの場を確保することが必要です。
- 将来、成年後見制度の利用が望ましい日常生活自立支援事業(まもりーぶ)*の利用者について、円滑に移行できるよう関係機関同士の連携が必要です。
- 虐待事案に対応できるよう、関係機関との連携をさらに進めるなど体制整備が必要です。
- 経済的に困窮する家庭に対する相談支援において、アセスメントの充実を図り、必要な支援を届けることが必要です。
- ひとり親家庭など経済的に困窮している家庭に対し、貧困の連鎖に陥らぬよう、保護者への就労支援や子どもの学習支援など、子どもの健やかな育ちへの支援が必要です。
- 地域福祉座談会において、障がい者への理解は市民に浸透していないとの認識が示されています。
- ひきこもりの状態にある方に対する居場所づくりや社会参加の支援の仕組みが必要です。また、庁内連携の強化や相談窓口のさらなる周知も必要です。
- 保護司等による更生保護*活動の支援のほか、生きづらさを抱える罪を犯した人の社会復帰を支援するため、関係機関の連携による福祉課題の解決に向けた取組が必要です。

基本目標 4 地域福祉を推進するための基盤整備を進める

(主な取組内容)

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの増設(1カ所から3カ所へ)や生活困窮者自立支援事業*の任意事業の拡充(就労準備支援事業*)、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応する子育て世代包括支援センターの設置、複雑化・複合化している相談ケースについて多機関協働のコーディネートを行う相談支援包括化推進員の配置など、相談支援体制の充実に取り組みました。

「地域共生社会」の実現に向けた多様な主体の参画による重層的な「連携・協働の場」の中核的な拠点として、旧中央幼稚園施設を活用し、「断らない相談支援」「地域づくり・ボランティア活動」「参加支援」「災害時福祉支援活動」の4つの機能を備えた拠点として整備していく方針を固めました。

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、また、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するために、地域包括ケアICTシステム*の導入を図りました。これにより、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる仕組みをより強化することができるようになりました。また、地域包括支援センターの機能強化、自治会単位ごとの地域ケア会議の開催等により、地域のニーズにきめ細かく対応する地域包括ケアシステムの推進に努めました。

社協においては、「まるごと連携会議」を設置し、各部署から選任した職員が社協支部(自治会単位)を支援するあり方を調査・検討しました。全社協が策定した「市町村社協経営指針」(令和2年7月、第2次改定)に基づき、本会の支部を同指針における「地域福祉推進基礎組織」と位置付け、その活動を支援することが社協の役割であることについて改めて職員間で共通認識の形成を図りました。



就労準備支援(職場見学)

(課題)

- 幅広く多様なネットワークをつくり、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」の充実を図る必要があります。
- 地域のニーズに即した事業の立ち上げや、施設・設備の提供が求められます。
- 地域住民が抱える生活課題が多様化・複雑化する中で、民生委員・児童委員を支える体制を強化する必要があります。
- 住民一人ひとりが適切にサービスを選択できる情報基盤の整備が必要です。
- 全国的にも不足している福祉人材の確保・定着の取組の充実が必要です。
- 庁内の各部署が連携する仕組みづくりを進め、分野横断的な情報共有と連携の体制を構築することが必要です。
- 地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会と市の連携をより一層強化することが必要です。



東松島市社会福祉法人連絡会



福祉の魅力発見セミナー

5.東松島市の地域福祉をめぐる主な課題

(1)地域活動の担い手を育成することが必要です。

市民アンケート調査の結果をみると、地域活動に「参加している」と答えた人はおよそ6割と、前回調査とほぼ同じ割合にとどまり、今後の地域活動への参加意向を見ても参加したいという割合が前回は下回っています。

地域福祉座談会においては、近所付き合いや地域活動に関心を持たない人がいたり、地域活動の担い手が高齢化しているなど、住民の地域との関わりが希薄化していることなどが課題として挙げられています。住民同士の支え合いの意識の啓発や地域活動への参加に向けた情報提供の充実、主体的に活動できる人材の育成などを進めていく必要があります。

そのほか、地域において障がい者や子育て世帯等の状況や関わり方が分からないといった意見やプライバシー・個人情報の取扱いについての悩みも挙げられています。

(2)地域で支え合うための仕組みづくりが必要です。

市民アンケート調査の結果をみると、日ごろの近所付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする程度」が最も多く、前回の数値を上回っている一方で、「困っているとき、相談や助け合いができるような付き合い」や「簡単な頼みごと程度なら」が前回調査を下回り、「顔は知っているが声を掛けることはない」が前回は上回っています。

地域福祉座談会においては、若い世代や子育て世代と地域コミュニティのつながりが薄いことなどが地域の課題として多く挙げられています。コロナ禍で地域活動が休止や縮小している中、交流の場や機会の不足により孤立・孤独化の進行も大きな課題となっています。

災害時の住民同士の支援については、市民アンケート調査では、「災害直後の安否確認や声掛け」、「災害や避難に関する情報提供」、「避難所などへの移動の支援」などが高い割合を示しています。一方、地域福祉座談会では、避難行動要支援者名簿の活用に関する課題も多く挙げられています。災害時の住民同士の支援に対する高い関心を効果的な避難支援の取組につなげるための対策が必要です。

このような多様な地域課題について、地域住民や福祉関係者等が話し合う場づくりを進め、地域の特性に応じて、見守りや声掛け、居場所づくり、困りごとの手伝い、災害時の支援などの支え合いの仕組みづくりを進めることが重要です。

(3) 支援を必要とする人が適切な支援を受けられる仕組みづくりが必要です。

東松島市においては、高齢者や単身世帯の増加が見込まれる中、地域福祉座談会では、高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯、子育て世帯などの状況把握が難しく、支援を必要とする人がどこにいるのかわからないという意見が多く挙げられています。

市民アンケート調査の結果を見ると、日常の困りごとについて相談できる人がいない理由として、「気軽に相談できる相手がない」や「誰に相談すればいいかわからないから」と答えた割合が比較的多くなっています。また、地域福祉充実のための優先的な取組としては、「福祉サービスの充実・質の向上」、「地域における災害時の体制整備」、「福祉に関する相談体制の充実」などが上位に挙げられています。

再犯防止の取組については、市民アンケート調査によると、行政が計画的に進めていくことが求められています。「地方再犯防止推進計画策定の手引き(改定版)」(令和3年3月 法務省)によれば、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないと言われており、こうした生きづらさを抱えて地域社会で生活する人の支援に当たっては、刑事司法の関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、地域社会において孤立させない「息の長い」支援が必要だと述べられています。

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える仕組みですが、市民アンケート調査によれば、この制度について「聞いたことがあるが、内容は知らない」、「知らない」と答えた人が6割近くにのぼり、まだまだ制度の認知度が低い状況にあります。国の第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)では、制度の利用促進を図るため、市町村において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みをつくっていく必要があると述べられています。

このように地域の生活課題が多様化・複雑化する中で、誰もが必要な支援につながり、生活課題を解決していくためには、行政の関係部署や関係機関の連携強化や断らない相談支援と伴走型支援*の充実により、包括的に支援する体制を構築していくことが必要です。また、地域やボランティア、各種団体、社会福祉法人、福祉事業者、民間企業などあらゆる人・機関と協働し、地域福祉を推進する体制づくりが求められます。

(4)地域福祉を推進するための基盤づくりが必要です。

地域福祉を推進するためには、地域の多様な主体が自らの役割でできることを明らかにしながら、重層的かつ効果的に連携・協働していくことが重要です。そのための基盤として、幅広く多様なネットワークをつくり、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」の充実を図る必要があります。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手、見守り役として、社会福祉協議会とともに地域福祉推進の中核的な役割を担っています。地域住民が抱える生活課題が複雑化・複合化する中で、民生委員・児童委員を支える体制を強化する必要があります。また現在、民生委員・児童委員が欠員となっている地域もあり、民生委員・児童委員活動への住民理解の促進と担い手の確保が課題となっています。

その他に、地域福祉推進のために、住民一人ひとりが適切にサービス選択ができる情報基盤の整備や全国的にも不足していると言われる福祉人材の確保・定着の取組の強化が必要です。



民生委員児童委員協議会定例会の様子



民生委員児童委員（子育て支援活動）

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 地域福祉圏域の捉え方
- 4 計画の施策体系図

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

誰もが安心して笑顔で暮らせる“支え合い”のまちづくり ～地域共生社会の実現を目指して～

東松島市地域福祉推進計画では、第1期・第2期を通じて、「誰もが安心して笑顔で暮らせる“支え合い”のまちづくり」を基本理念に掲げ、東日本大震災を契機に力強く芽生えた地域の支え合い、助け合いの力を育み、より強くすることにより、性別・年齢、病気や障がいの有無、所得や社会的地位等に関わらず、すべての市民が地域の中で個人として尊重され、安心して笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、地域における支え合い活動や社会的孤立を防ぐ支援の仕組みづくり促進に取り組んできました。

また、東松島市では「住み続けられ持続・発展する東松島市 ー地方創生のトップランナーを目指すー」をまちづくりの将来像として掲げる「東松島市第2次総合計画後期基本計画」を策定し、「多様な主体による地域共生社会の実現」など施策の実現に向けた取組を進めており、さらに「東松島市SDGs未来都市計画」では、2030年のあるべき姿として「全世代に住みよいまち」を掲げ、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向けたSDGsの理念の浸透を図り、地域住民が支え合うコミュニティの実現に向け、地域や個人が抱える様々な生活問題を市と協働し解決する、誰もが居場所と役割を持つ「地域共生社会の実現」に向けた包括的な支援体制を構築していくことを目指しています。

今後も、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめ、地域で暮らすすべての人を誰ひとり取り残すことなく支援するため、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉事業所等による相談支援の充実などの包括的な支援体制の整備を進めるとともに、地域における住民主体の活動を後押しする取組により、地域のつながりや支え合いを基盤とした仕組みづくりを進めることが求められます。

第3期計画では、このような東松島市らしい地域共生社会の実現を目指し、第1期から掲げてきた基本理念を継承し、「誰もが安心して笑顔で暮らせる“支え合い”のまちづくり」を推進していきます。

2. 基本目標

この計画の基本理念を具現化するため、4 つの基本目標を定め、具体的な施策を展開します。

基本目標 1	地域活動を支える人づくり
--------	--------------

地域福祉を推進するためには、その担い手となる人材を確保・育成することが必要です。人権教育や福祉教育、多様な交流の推進により地域への関心や地域における支え合い意識の醸成を図り、住民主体の地域活動やボランティア活動など、多様な活動への参加を促進します。また、地域活動やボランティア活動の核となり、牽引役となるリーダーの育成に努めます。

基本目標 2	支え合いの輪が広がる地域づくり
--------	-----------------

ひとり暮らしの高齢者や子育ての不安に悩む親、障がい者など、地域には見守りや支援が必要な人が暮らしています。平常時はもとより特に災害時などには、互いに助け合うことも大切です。安心して暮らせる地域をつくるために、困ったときに支え合ったり、助け合ったりできる地域のつながりづくりを推進します。

基本目標 3	誰もが必要な支援につながり、自分らしく暮らせる仕組みづくり
--------	-------------------------------

複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、あらゆる生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築に努めるとともに、行政内や福祉関係者、地域住民、民間事業者、司法関係者、医療関係者等の連携体制の充実を図ります。また、多機関の連携により、再犯防止推進の取組や成年後見制度利用促進の取組を推進します。

生きづらさを抱える住民が社会に居場所を見つけ、自分らしく社会と関わることができる支援の創出を図り、高齢者を対象とした地域包括ケアの理念を普遍化した、東松島市らしい地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に努めます。

基本目標 4	地域福祉を推進するための基盤づくり
--------	-------------------

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会(社会福祉法第109条)と、地域住民の身近な相談相手、見守り役である民生委員・児童委員は、地域福祉の充実を担う「車の両輪」として、密接な連携を図ることが必要です。行政とのパートナーシップを強化し、それぞれの活動基盤を強化するとともに、連携の強化を図ります。

また、住民が個々のニーズに応じて適切にサービスを選択できるような取組や福祉サービス提供の根幹である福祉人材の確保・定着のための取組を推進します。

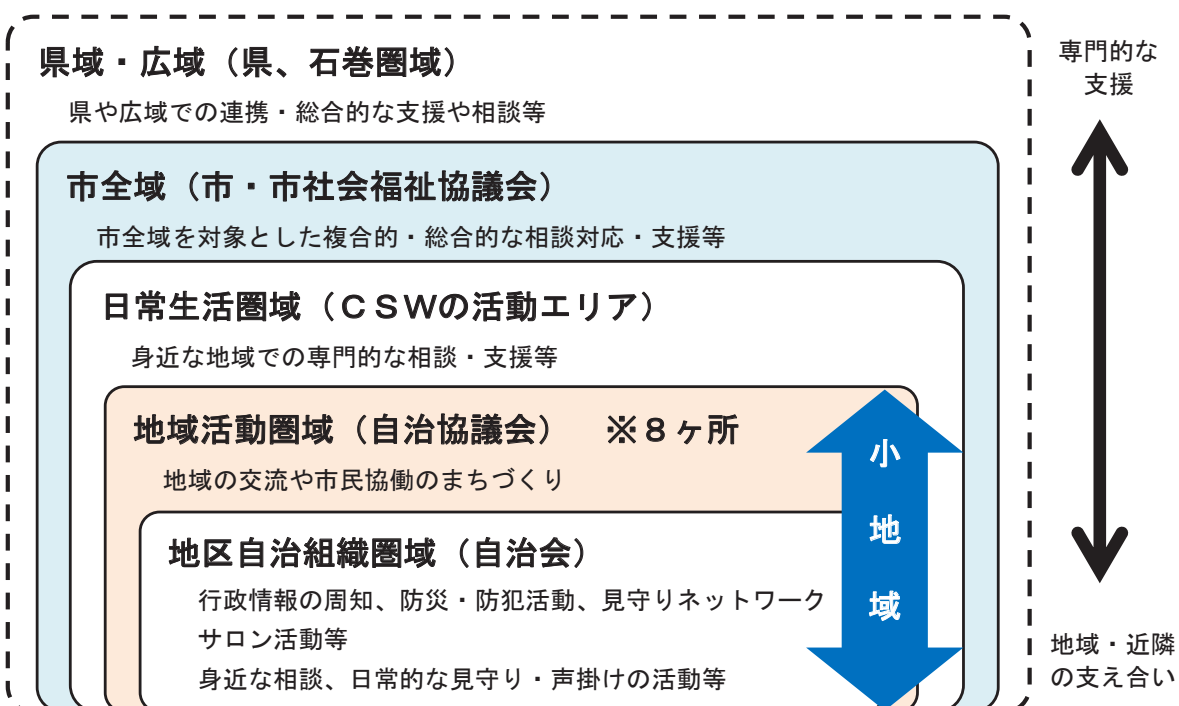
3. 地域福祉圏域の捉え方

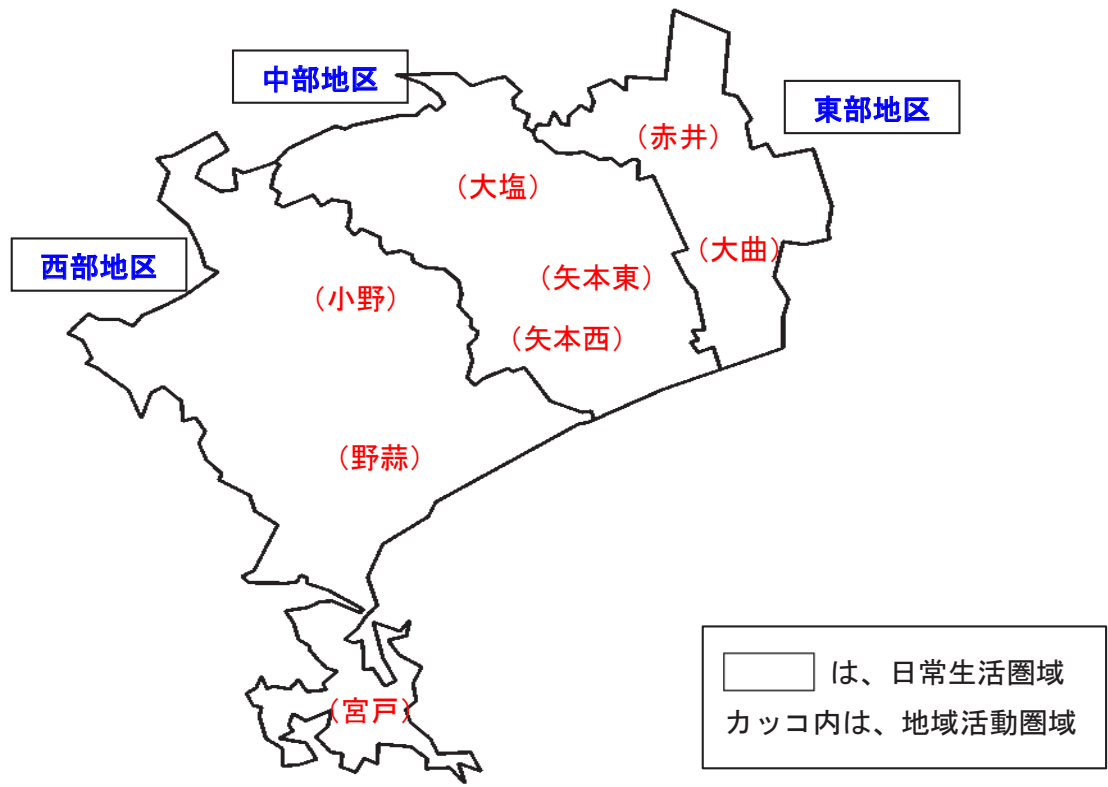
本計画においては、基本理念を具現化するために地域における住民の自主的組織としての最小の活動範囲を「地区自治組織圏域(自治会)」として設定します。

また、地域の交流や市民協働のまちづくりの拠点となる自治協議会の活動範囲を「地域活動圏域」として設定します。これらの地域は、①地域福祉におけるきめ細かな課題把握が容易にできること、②住民間において課題に対する関心と共有が得やすいこと、③住民参加の可能な範囲であること、④住民主体の課題解決に向けた活動が具体的に展開しやすいことから「小地域」として、本計画の主たる対象圏域として位置付けます。

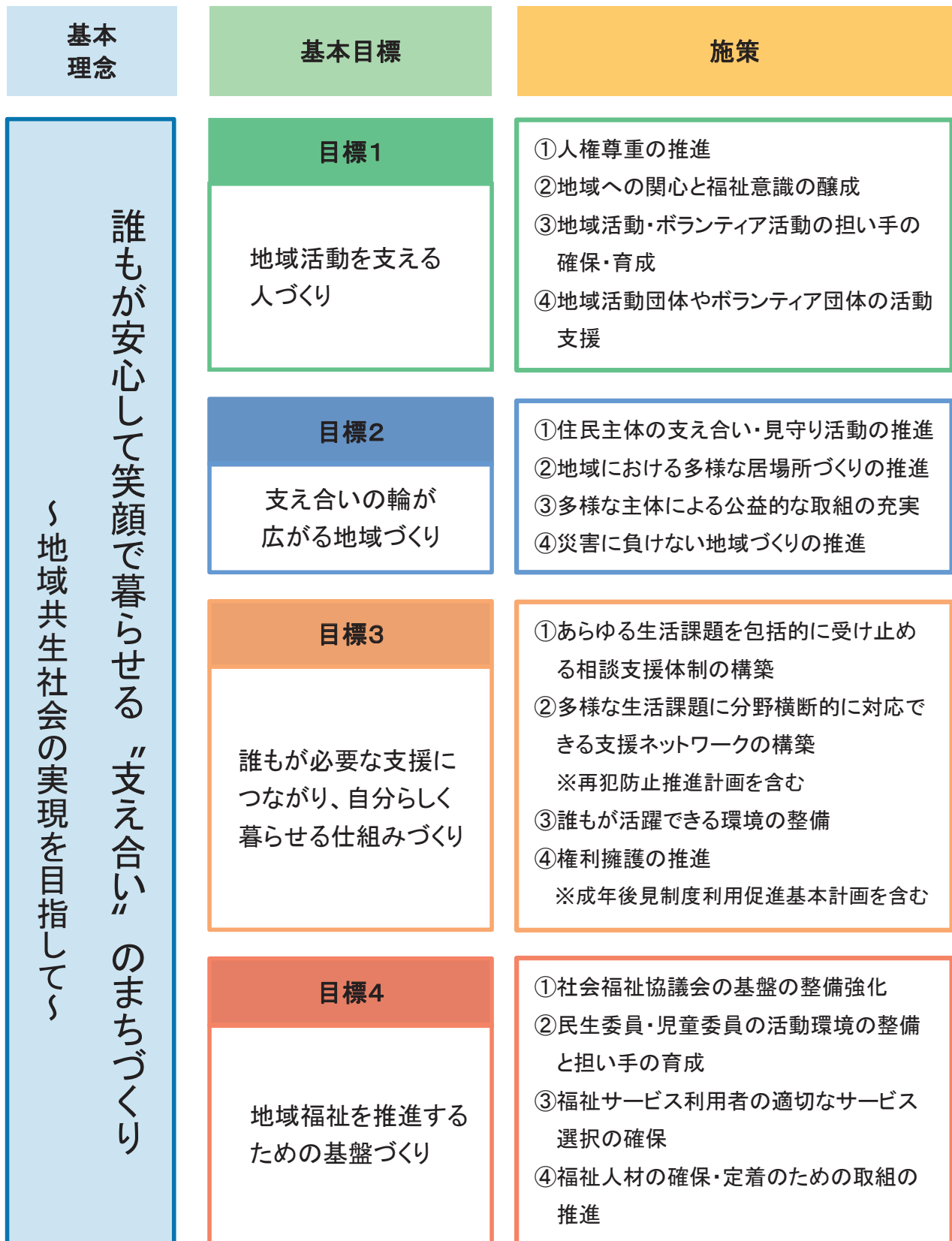
また、身近な地域において専門的な相談や福祉サービス等を提供する機能やCSWの活動を通じて「小地域」と「市全域」を媒介する機能を持つ「日常生活圏域」や「市全域」などの、より広い範囲での圏域を設けることで課題を段階的に共有し、新たな活動の開発につなげていきます。なお、日常生活圏域については、介護保険事業計画との整合性を考慮し、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、福祉サービス等の整備状況などを総合的に勘案し、合併前の旧矢本を東部地区、中部地区の2地区に分け、旧鳴瀬地区を西部地区とします。

このように重層的な圏域を設定することにより、小地域における住民主体の福祉活動やボランティア活動の展開、福祉サービスの一体的提供、地域活動の拠点づくりやネットワーク構築など、市民協働による地域福祉活動のシステム構築の更なる推進を目指します。





4. 計画の施策体系図



第4章 施策の展開

基本目標1 地域活動を支える人づくり

基本目標2 支え合いの輪が広がる地域づくり

基本目標3 誰もが必要な支援につながり、
自分らしく暮らせる仕組みづくり

基本目標4 地域福祉を推進するための基盤づくり

第4章 施策の展開

基本目標1 地域活動を支える人づくり

この基本目標に関連するSDGsの主な目標



1-1

人権尊重の推進

住民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域を築くためには、一人ひとりがかけがえのない存在であることを互いに認め合う人権尊重の精神を育んでいくことが大切です。

そのため、差別や偏見をなくし、住民が年齢や性別、障がいの有無、国籍など、それぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが共に支え合うことができるよう、人権に関する正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 人権に関する勉強会や研修などに積極的に参加しましょう。
- ◇ 職場における人権教育の機会づくりに積極的に取り組みましょう。
- ◇ 多様な住民が参加できる交流の場づくりを進めましょう。

社協が取り組むこと

- ① あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
 - ◇ あらゆる差別の撤廃や人権擁護の意識を高めるため、住民やボランティア、福祉関係団体に対して人権啓発や研修を実施します。
 - ◇ 役職員に対する人権教育を進めます。

- ② 多様性のある交流・社会参加の機会の促進
 - ◇ 誰もが参加しやすいイベントを企画・開催します。
 - ◇ 住民やボランティア、福祉関係団体等が企画するイベントにおいて、誰もが参加しやすい場づくりを支援します。

市が取り組むこと

- ① あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
 - ◇ 対象者や地域の実情に応じたセミナーや講座の開催、広報等による啓発を行い、差別や偏見の解消や合理的配慮*の推進を図ります。
 - ◇ 地域の団体等と連携し、地域、学校、事業所等における人権教育を進めます。
- ② 多様性のある交流・社会参加の機会の促進
 - ◇ 誰もが参加しやすい事業を企画・開催します。
 - ◇ 誰もが行政情報にアクセスできる環境の整備を図ります。

1-2 地域への関心と福祉意識の醸成

互いに支え合う地域をつくるには、地域で実践されている様々な住民主体の地域福祉活動やボランティア活動への関心を高めるとともに、困りごとを抱える人の存在に気付き、手を差し伸べることができる心を育むことが必要です。

そのためには、子どものころから福祉やボランティア活動を身近に感じられるよう、学校や家庭、地域など多様な機会を通じて福祉教育を行うことが大切です。学校や職場、地域などで福祉を学ぶ機会をつくり、福祉に対する意識の醸成を図ります。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 地域で実践されている住民主体の地域福祉活動やボランティア活動を知り、地域のつながりを大切にしましょう。
- ◇ 福祉やボランティア活動についての学習会や講座に積極的に参加しましょう。
- ◇ 職場の事業を通じて、地域との連携を深め、地域の福祉力向上に取り組みましょう。
- ◇ 学校や様々な場で実施される福祉教育に協力しましょう。

社協が取り組むこと

① 地域への関心の喚起

- ◇ 広報や地域福祉推進大会等のイベントを通じて、住民が主体となって取り組む地域福祉活動やボランティア活動を広く紹介し、住民が地域の活動を知る機会の充実を図ります。
- ◇ 住民が地域活動について主体的に情報発信できるよう、学びの機会の提供などの支援の充実を図ります。

② 福祉教育の推進

- ◇ 日常生活の中にある福祉課題に気付き、そのことを様々な人と共に考え、実際に行動するための力を育むために、小中学校をはじめ、学校・企業・地域住民に対する福祉教育を推進します。
- ◇ 社会福祉法人と連携し、各法人が有する資源(施設設備、専門人材である職員、個別支援を積み重ねてきた実践経験)を広く活かした、「地域における公益的な取組」による福祉教育の展開に努めます。

市が取り組むこと

① 地域への関心の喚起

- ◇ 広報や住民が集まる機会を通じて、地域福祉に関する情報提供の充実と理解の促進を図ります。
- ◇ 自治協議会や自治会等が行う地域に関心を持つ住民の育成に関する取組を支援します。

② 福祉教育の推進

- ◇ 学校や社会教育、地域での集まりといった様々な場を活用して、出前講座などにより、子どもたちやより多くの市民が福祉について学ぶ機会の充実を図ります。
- ◇ 社協が学校教育や社会教育の中で推進する地域福祉に関わる学習や体験の取組との連携・協働や支援の充実を図ります。

1-3

地域活動・ボランティア活動の担い手の確保・育成

地域共生社会を実現するためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが生きがいを持って、地域を共につくっていくことが必要です。また、複雑化・複合化する社会において、地域活動やボランティア活動への期待が高まっています。

誰もが地域の中で役割を持ち、個性や能力を発揮できるよう、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくりや環境づくりに取り組みます。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 地域活動やボランティア活動に日頃から関心を持ち、日々の暮らしとのつながりを意識するとともに、発信される情報を取得しましょう。
- ◇ 福祉やボランティア活動についての学習会や講座に積極的に参加しましょう。
- ◇ 地域行事や自治会活動、地域課題を解決するためのボランティア活動に積極的に参加しましょう。

社協が取り組むこと

① 地域活動・ボランティア活動の担い手の育成

- ◇ 地域活動の研修会や各種のボランティア養成講座の充実により、担い手の育成と確保を推進します。
- ◇ 地域活動やボランティア活動を行う団体による担い手の育成と確保を支援します。
- ◇ ボランティアコーディネーターを配置し、人材育成の充実を図ります。

② ボランティア活動への参加の機会の充実

- ◇ ボランティア登録への呼び掛けを強化し、ボランティア活動への参加の機会の充実に努めます。
- ◇ 地域における活動が活発になるよう、広報やイベント等を通じて、地域活動やボランティア活動を行う団体等の活動紹介や情報発信の支援を行います。
- ◇ 社協が実施するイベント等へのボランティア参加を促進します。
- ◇ 社会福祉法人等のボランティアニーズへの対応力を強化し、住民参加の機会の充実を図ります。

市が取り組むこと

- ① 地域活動・ボランティア活動の担い手の育成
 - ◇ 地域活動の研修会や各種のボランティア養成講座の充実による、担い手の育成と確保に係る事業を支援します。
 - ◇ 地域活動やボランティア活動に関わる多様な部門間で担い手育成に関する施策相互の連携・調整を進め、効果的に事業を遂行するための庁内連携及び社協等との連携を推進します。

- ② ボランティア活動への参加の機会の充実
 - ◇ 地域における活動が活発になるよう、広報やイベント等を通じて、地域活動やボランティア活動を行う団体等の活動紹介や情報発信の支援を行います。
 - ◇ 市が実施するイベント等へのボランティア参加を促進します。
 - ◇ 庁内で把握したボランティアニーズに関する情報共有を進め、ボランティアセンターの効果的な活用や連携を推進します。

1-4

地域活動団体やボランティア団体の活動支援

地域住民が主体的に活動する地域活動団体やボランティア団体による地域に根差した活動は、地域共生社会を実現するために重要な役割を果たしています。

これらの団体の活動基盤の充実を図り、持続的に活動を行っていくことができるように支援します。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 地域活動団体やボランティア団体に関心を持ち、活動内容などの情報を積極的に取得しましょう。また、参加や協力できることについて考えてみましょう。
- ◇ 地域活動やボランティア活動に関する講座等に参加し、知識の向上とスキルアップを図りましょう。
- ◇ 地域活動団体やボランティア団体と積極的に連携し、協働で活動しましょう。
- ◇ 募金や寄付など、様々なかたちでの支え合いの活動に関心を持ち、協力しましょう。

社協が取り組むこと

- ① 団体活動の支援の充実
 - ◇ 社協や共同募金による助成制度やその他の社会資源の活用により団体活動を支援します。
 - ◇ 多様な地域活動団体やボランティア団体の実態を調査して把握します。
 - ◇ 地域活動団体やボランティア団体が抱える様々な課題を把握し、各団体が主体的に課題を解決できるように支援します。
 - ◇ 各団体の活動の充実と持続可能な運営のため、リーダー等の人材育成や組織運営に資する取組を推進します。
 - ◇ 東松島市老人クラブ連合会や東松島市身体障害者福祉協会のほか、事務支援を行う団体の事務局として、円滑な団体運営を支援します。
 - ◇ 共同募金委員会の活動の活性化を図り、募金や寄付による支え合いの活動への理解や寄付文化の発展と地域課題解決を一層進めるための助成事業を推進し、共同募金の「運動性の再生」*を図ります。

② ボランティアセンターの機能強化

- ◇ ボランティアコーディネーターの人材育成の強化・充実を図ります。
- ◇ 地域活動団体やボランティア団体の活動充実のため、市との連携により、中核的な拠点の整備を進めます。
- ◇ ボランティアセンターのより良い運営と活用のため、ボランティア団体等による連携・協働の仕組づくりを進めます。

③ 情報発信や交流機会の充実

- ◇ 地域活動やボランティア活動への市民の参加や活用につながるように、積極的な情報提供を図ります。
- ◇ 地域活動団体やボランティア団体の情報発信を支援するとともに、市との情報共有や交流機会の充実を図ります。

市が取り組むこと

① 団体活動の支援の充実

- ◇ 地域活動やボランティア活動に関わる多様な部門間で団体支援に関する施策相互の連携・調整を進め、効果的に事業を遂行するための庁内連携及び社協等との連携を推進します。
- ◇ 地域活動団体やボランティア団体が活動場所を確保しやすくなる取組を推進します。

② ボランティアセンターの機能強化

- ◇ 活動支援の拠点であるボランティアセンターの機能充実のため、社協との連携強化を図ります。

③ 情報発信や交流機会の充実

- ◇ 地域活動やボランティア活動への市民の参加や活用につながるように、積極的な情報提供を図ります。
- ◇ 地域活動団体やボランティア団体、社協との情報共有や連携の強化、交流機会の充実を図ります。

基本目標 2 支え合いの輪が広がる地域づくり

この基本目標に関連するSDGsの主な目標



2-1

住民主体の支え合い・見守り活動の推進

地域において互いに支え合うためには、日頃から住民同士の顔の見える関係づくりを進め、地域の多様な福祉課題を素早く発見し、地域で見守り、解決策につなげていく“支え合い”が大切です。

そうした地域を実現するためには、多くの市民の参加が求められます。地域住民が気軽に集まり交流できる場づくりや見守り活動の拡充、地域の福祉課題について地域で話し合う場づくりなど、多くの住民が参加できる取組を広げていきます。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 近所で声を掛け合い、あいさつをしましょう。
- ◇ 地域行事やサロン、老人クラブ等に参加して、顔なじみの関係をつくりましょう。
- ◇ 地域課題に関心を持ち、課題の解決に向けて話し合う場づくりを進めましょう。
- ◇ 地域で生活している高齢者・障がい者・子育て家庭などを支えるため、支え合い・見守り活動に取り組みましょう。

社協が取り組むこと

- ① 地域における協議の場づくりの推進
 - ◇ 第2層協議体の運営を支援し、話し合いや活動の活性化に取り組みます。
 - ◇ 自治会と社協、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の福祉機関が連携して、住民主体で地域課題の解決に向けて話し合う地域支え合い会議の立ち上げや運営を支援し、その拡充に取り組みます。
 - ◇ 地域における協議の場同士の交流の機会や各地域における支え合い活動の実践事例の発表の場づくりに取り組みます。

② 地域の宝探しの推進

- ◇ CSWと住民等と連携・協働により、今まで存在しながら光を当てることができなかった地域の宝(「知恵」「人材」「資源」)を発掘し、地域の支え合いの実態を把握します。
- ◇ 地域の宝情報を住民が活用しやすい形で発信します。

③ 住民同士の集いの場づくりの推進

- ◇ 身近な住民同士が気軽に集まれるサロンやお茶会、百歳体操等の集いの場の立ち上げ支援を強化します。
- ◇ 集いの場を運営する団体への助成や人的支援の充実を図ります。
- ◇ 集いの場の参加者や支援者同士の交流の機会を推進します。
- ◇ 集いの場の参加者や支援者が十分な感染対策を行い、安心して活動が継続できるように支援します。

④ 見守り活動の推進

- ◇ 住民主体の見守り活動の仕組みづくりを支援します。
- ◇ 地域住民以外の多様な主体による見守り活動の実態を把握し、関係機関との連携を強化します。
- ◇ 住民や多様な主体による見守り活動が専門機関の支援につながる連携・協働の仕組みを構築します。

⑤ 日常の困りごとを解決する生活支援の充実

- ◇ 公的サービスで対応できない日常の困りごとを解決する住民参加による「ひがまつ・安心サポート事業」の充実を図ります。
- ◇ 身近な住民同士の支え合いにより日常の困りごとを解決する生活支援の取組を推進します。

⑥ 個人情報の適切な活用に関する理解の促進

- ◇ 住民主体の支え合い・見守り活動に関わる住民の個人情報に関する不安や悩みを解消するための取組を推進します。

市が取り組むこと

① 地域における協議の場づくりの推進

- ✧ 自治協議会や自治会等が行う会議など、地域課題の把握と解決に向けて住民等が話し合う場づくりの取組を支援します。
- ✧ 地域における協議の場づくりに関わる多様な部門間で施策相互の連携・調整を進め、効果的に事業を遂行するための庁内連携及び社協等との連携を推進します。

② 地域の宝探しの推進

- ✧ 庁内の多様な部門と連携し、各部門で把握する地域の宝情報を集約し、庁内及び社協等との情報共有を推進します。
- ✧ 地域の宝情報を住民が活用しやすい形で発信します。

③ 住民同士の集いの場づくりの推進

- ✧ 住民同士の集いの場として公共施設を利用しやすくなるよう、庁内連携を推進します。

④ 見守り活動の推進

- ✧ 住民主体の見守り活動の仕組みづくりを支援します。
- ✧ 地域住民以外の多様な主体による見守り活動の連携・調整を進め、効果的に事業を遂行するための庁内連携及び社協等との連携を推進します。
- ✧ 住民や多様な主体による見守り活動が専門機関の支援につながる連携・協働の仕組みを構築します。

⑤ 日常の困りごとを解決する生活支援の充実

- ✧ 身近な住民同士の支え合いにより日常の困りごとを解決する生活支援の取組を推進します。

⑥ 個人情報の適切な活用に関する理解の促進

- ✧ 住民主体の支え合い・見守り活動に関わる住民の個人情報に関する不安や悩みを解消するため、東松島市個人情報保護条例との関係整理など、個人情報の適切な活用のための調査・検討を行います。

2-2

地域における多様な居場所づくりの推進

日常生活環境において人と人との交流を目的として多様なつながりの場となる居場所の確保は、人生のライフステージの段階や属性に応じて孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等にとっては、身近な地域における人とのつながりや自身の役割を持つ場となり、気軽に話や相談をし合ったり早期対応につなげたりする等の場にもなるとともに、支え合いの地域づくりにもつながります。

日常の様々な分野における緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりを推進します。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 近所で声を掛け合い、あいさつをしましょう。
- ◇ 地域で支援を必要としている人に気づき、自分ができるところから実践しましょう。
- ◇ 各種の居場所づくりの取組に関心を持ち、活動内容などの情報を積極的に取得しましょう。また、参加や協力できることについて考えてみましょう。
- ◇ ゲートキーパー*やSOSの出し方に関する研修等に積極的に参加しましょう。
- ◇ 居場所づくりの活動ができる空き家や空きスペースを探しましょう。

社協が取り組むこと

① 多様な居場所づくりの推進

- ◇ 孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等のニーズを把握し、気軽に話や相談をし合ったり早期対応につなぐことができる多様な居場所づくりに取り組みます。
- ◇ 居場所づくりを支援するボランティアの育成を推進します。
- ◇ 当事者や家族の会、地域食堂、フリースペース*など、地域において居場所づくりに取り組む住民等の多様な活動を把握し、福祉関係機関をはじめ多様な主体が参画する連携・協働の場づくりを進めます。

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ◇ 孤独・孤立の問題を抱えているが支援を求める声を上げることができない当事者や家族等に支援を確実に届けることができるよう、その意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進します。

市が取り組むこと

① 多様な居場所づくりの推進

- ◇ 居場所づくりの取組のために公共施設を利用しやすくなるよう、庁内連携を推進します。
- ◇ ゲートキーパーやSOSの出し方に関する研修等の充実を図ります。
- ◇ 多様な居場所づくりに関する連携・協働の場づくりを支援します。

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ◇ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるため、アウトリーチ等を通じた継続的支援の仕組みづくりを進めます。

2-3

多様な主体による公益的な取組の充実

様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくと考えられます。

福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、地域経済・社会全体の中で、多様な主体が社会貢献等の公益的な取組に参画し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠です。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進しましょう。
- ◇ 事業活動を通じて、様々な課題を抱える住民の就労や社会参加、見守り等の取組への協力を進めましょう。
- ◇ 福祉関係者との連携を推進しましょう。

社協が取り組むこと

- ① 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の充実
 - ◇ 東松島市社会福祉法人連絡会の事務局として、「地域における公益的な取組」に関する情報を広く発信し、住民理解の促進を図ります。
 - ◇ 社会福祉法人ネットワークによる地域課題解決の取組を拡充します。
- ② 多様な主体による公益的な取組の把握と推進
 - ◇ 社会福祉法人以外の多様な主体による社会貢献等の公益的な取組の実態を調査し把握します。
 - ◇ 多様な主体による公益的な取組のコーディネートにより、様々な課題を抱える住民の就労や社会参加を推進します。
 - ◇ 福祉・介護事業所や福祉以外の分野の組織等に働き掛け、多様な主体による公益的な取組の拡充を図ります。

市が取り組むこと

- ① 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の充実
 - ◇ 東松島市社会福祉法人連絡会と連携し、「地域における公益的な取組」に関する情報を広く発信し、住民理解の促進を図ります。
- ② 多様な主体による公益的な取組の把握と推進
 - ◇ 庁内の多様な部門と連携し、各部門が把握する多様な主体による公益的な取組を集約し、庁内及び社協等との情報共有を推進します。
 - ◇ 庁内及び社協等との連携を推進し、福祉・介護事業所や福祉以外の分野の組織等に働き掛け、多様な主体による公益的な取組の拡充を図ります。



法人連絡会事例検討会

2-4

災害に負けない地域づくりの推進

地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを進めます。

特に、高齢者や障がい者など配慮が必要な方への支援にあたっては、平時から、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等関係機関と連携し、災害時に適切かつ円滑な支援を実施する体制の整備に努めます。

また、各地から多くの災害ボランティア支援を受けた東日本大震災の被災地として、他地域での災害発生時に応援に駆けつけることができる災害ボランティアの養成を推進します。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 地域の防災訓練に参加しましょう。
- ◇ 住宅の耐震化や家具の転倒防止等の対策を行うとともに地域の危険箇所や避難方法の確認、非常持出品、家庭内備蓄品を確認しておきましょう。
- ◇ 自分や家族に介護の必要や障がいがあり、避難時に支援が必要になると思われる場合、日頃から周りの人に声を掛けておくとともに、避難行動要支援者名簿への登録と個別避難計画*の作成を進めましょう。
- ◇ 災害時や避難の際は、近隣の住民と助け合えるよう、日頃からの関係づくりに積極的に取り組みましょう。
- ◇ 災害ボランティアの養成講座に積極的に参加しましょう。

社協が取り組むこと

- ① 災害時に助け合う地域づくり
 - ◇ 地域支え合い会議等を活用して、避難行動要支援者への対応方法に関する課題や解決策に関する地域の話し合いを推進します。
 - ◇ 地域支え合い会議等を活用して、住民支え合いマップ作りや個別避難計画の普及啓発に取り組みます。

② 災害ボランティアセンターの機能強化

- ◇ 災害ボランティアセンター運営に関わる職員のスキルアップを推進します。
- ◇ 災害ボランティアや災害ボランティアコーディネーターの養成講座を開催します。
- ◇ 災害ボランティア登録制度を創設し、市内外の災害への支援体制の充実を図ります。
- ◇ 地元関係団体(ボランティア、地域自治組織、福祉施設、民生委員児童委員協議会、産業団体等)や市との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。
- ◇ 災害ボランティア登録者や地元関係団体の参加など、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の充実を図ります。
- ◇ 感染対策など衛生管理を徹底した災害ボランティアセンター運営に取り組みます。
- ◇ 災害ボランティアセンター運営の効率化のため、宮城県社会福祉協議会との連携により、災害ボランティアセンター運営における ICT 活用を推進します。

③ 災害時福祉支援活動の推進

- ◇ 宮城県災害派遣福祉チーム(宮城県 DWAT)の養成研修への職員参加と市内福祉専門職への啓発を推進します。
- ◇ 災害ケースマネジメント*の導入に向けた取組に参画します。
- ◇ 災害時福祉支援に関わる関係者との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。

④ 福祉避難所運営の充実

- ◇ 福祉避難所運営に関わる職員のスキルアップを推進します。
- ◇ 幅広い関係者が参加する実践型の福祉避難所の設置・運営訓練の実施に取り組みます。
- ◇ 受入対象者の特性に応じた必要な物資の備蓄や非常用発電機等の設備の準備等を計画的に推進します。
- ◇ 感染症・熱中症、衛生環境対策に取り組みます。

市が取り組むこと

① 災害時に助け合う地域づくり

- ◇ 支援を必要とする人が避難行動要支援者名簿に掲載されるよう、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携を推進します。
- ◇ 個別避難計画に関する自主防災組織や福祉専門職等の理解促進を図ります。
- ◇ 優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画の作成を推進します。
- ◇ 避難を支援する人を幅広く確保するための取組を推進します。
- ◇ 高齢者や障がい者等の要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段等の活用に取り組みます。
- ◇ 避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した防災訓練を推進します。

② 災害ボランティアセンターの機能強化

- ◇ 災害ボランティアセンターの機能充実のため、庁内連携及び社協等との連携を推進します。
- ◇ 災害ボランティアセンターの開設が円滑にできるよう、災害の規模に応じて柔軟にセンター拠点が確保できるように支援します。
- ◇ 地元関係団体(ボランティア、地域自治組織、福祉施設、民生委員児童委員協議会、産業団体等)や社協との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。

③ 災害時福祉支援活動の推進

- ◇ 災害時福祉支援活動に関する庁内理解の促進を図ります。
- ◇ 災害ケースマネジメントの導入に向けた取組を推進します。
- ◇ 災害時福祉支援に関わる関係者との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。

④ 福祉避難所運営の充実

- ◇ 福祉避難所の設置・運営マニュアルを作成します
- ◇ 幅広い関係者が参加する実践型の福祉避難所の設置・運営訓練の実施に取り組みます。
- ◇ 感染症・熱中症、衛生環境対策に取り組みます。
- ◇ 福祉避難所における受入対象者の特性に応じた必要な物資の備蓄や非常用発電機等の設備の準備等を計画的に支援します。
- ◇ 福祉避難所において要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の円滑な確保を支援する体制づくりに取り組みます。

基本目標 3 誰もが必要な支援につながり、自分らしく暮らせる仕組みづくり

この基本目標に関連するSDGsの主な目標



3-1

あらゆる生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築

制度の狭間や複数の分野にまたがる複雑化・複合化した課題がみられており、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援機関が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施等により、当事者に寄り添った「断らない相談支援」の仕組みづくりを進めます。

生きづらさを抱え社会的に孤立している人などに対し、アウトリーチによる支援に取り組みます。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 福祉に関する施設やサービス、相談先に関心を持ち、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- ◇ 困りごと・心配ごとができた時、ひとりで抱えず相談して解決する、また、周りの人の困りごと・心配ごとの相談にのり、必要な支援や相談機関につなげられるよう心掛けましょう。
- ◇ 暮らしの中や地域での困りごと・心配ごとを相談しやすい地域づくり、地域における生活課題の把握と解決に地域住民が関わりやすい体制づくりを考えましょう。

社協が取り組むこと

① 「断らない相談支援」の推進

- ◇ 相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う「断らない相談支援」を推進します。
- ◇ 包括的に受け止めた相談に対応する部門間連携を強化します。
- ◇ 多様な生活課題の解決に取り組むため、住民組織や民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア団体などとの連携強化を図ります。
- ◇ 多様な生活相談に制度や分野を横断した対応と当事者の意思決定に基づく支援ができるように、高い専門性と対応力を備えた職員の育成に取り組みます。
- ◇ 市内社会福祉法人と取り組む「福祉なんでも相談窓口」の充実を図ります。

② アウトリーチ型支援体制の構築(再掲)

- ◇ 孤独・孤立の問題を抱えているが支援を求める声を上げることができない当事者や家族等に支援を確実に届けることができるよう、その意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進します。

③ コロナ禍の影響等に対応した生活困窮者支援の充実

- ◇ コロナ禍や物価高騰の影響により増大している生活困窮者への支援の充実を図るため、関係機関との連携・協働の強化など、相談支援の質の向上を図ります。
- ◇ 生活福祉資金貸付事業の相談体制を整備し、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を推進します。

市が取り組むこと

① 「断らない相談支援」の推進

- ◇ 介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行う包括的相談支援体制づくりを進めます。
- ◇ 包括的に受け止めた相談に対応する庁内連携の仕組みづくりを推進します。

② アウトリーチ型支援体制の構築(再掲)

- ◇ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるため、アウトリーチ等を通じた継続的支援の仕組みづくりを進めます。

③ コロナ禍の影響等に対応した生活困窮者支援の充実

- ◇ コロナ禍や物価高騰の影響により増大している生活困窮者への支援の充実を図るため、自立相談支援機関の機能強化を図ります。



フードドライブの様子



フードドライブ(高校生のボランティア参加)

3-2

多様な生活課題に分野横断的に対応できる支援ネットワークの構築

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、分野ごとの課題解決に向けた支援だけでなく、関連するあらゆる分野と地域が連携して取り組んでいく仕組みをつくります。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 暮らしの中や地域での困りごと・心配ごとを相談しやすい地域づくり、地域における生活課題の把握と解決に地域住民が関わりやすい体制づくりを考えましょう。
- ◇ 犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、社会復帰の支援に努めましょう。

社協が取り組むこと

- ① 多様な支援機関の連携・協働の推進
 - ◇ 複合的な課題を抱える相談者に関わる支援関係機関の役割や支援の方向性を整理して個別ケースにおける連携・協働を推進する取組の充実を図ります。
 - ◇ 多職種が顔の見える関係を構築するための連携・協働の場をつくり、多職種同士の相互理解と連携強化を推進します。
 - ◇ 分野ごとの福祉専門職と民生委員・児童委員、日頃から地域活動を行う住民組織をつなぐことで、より地域に根ざした新たな地域福祉活動を推進します。
- ② 犯罪をした人等の社会復帰を支える取組
 - ◇ 市や保護司等と連携して、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰に関する住民理解の促進を図ります。
 - ◇ 関係機関と連携し、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰の支援の充実を図ります。

市が取り組むこと

① 多様な支援機関の連携・協働の推進

- ◇ 複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、既存の分野ごとの連携の仕組みだけでは対応できないケースについて、分野を越えて多様な支援機関が連携・協働を行うことができる仕組みをつくります。
- ◇ 福祉課題に対応できる専門職の人材育成や確保のため、勉強会や研修を通じて様々な分野の専門職等が顔のみえる関係づくり(支援者支援)を行います。
- ◇ 地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議や多職種連携の仕組み、児童福祉法における要保護児童*対策地域協議会、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議など、既存の施策との連携・調整を進め、効果的に事業を遂行するための庁内連携及び社協との連携を推進します。

② 犯罪をした人等の社会復帰を支える取組

- ◇ 刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族などが、社会において孤立することなく暮らせるように、次ページに掲げる「東松島市再犯防止推進計画」に基づく取組を推進します。

東松島市再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。刑務所出所者等が定職・住居を確保し、地域において孤立することなく、住民の理解と協力を得て再び地域社会の一員となるための支援が必要です。

更生保護の支援者や地域の関係者と連携して再犯防止等の取組を推進し、誰もが安全に安心して暮らせる地域を目指します。

(1) 就労・住居の確保

① 就労の確保

- ◇ 保護観察所や保護司会等の関係機関・団体との連携を強化し、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関による就労支援や就労準備事業等の各種支援の充実を図ります。
- ◇ 保護観察所や商工会等と連携し、市内企業等への支援制度や相談窓口等の普及・啓発に努め、協力雇用主の新規開拓に取り組みます。
- ◇ 入札・契約制度における協力雇用主の受注機会に配慮した取組を推進します。

② 住居の確保

- ◇ 宮城県居住支援協議会との連携を強化し、不動産業者等に対して住宅セーフティネット制度の周知に取り組み、保護観察対象者等を含め、住宅の確保に配慮が必要な人の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。
- ◇ 公営住宅の募集状況などについて、広報誌やホームページなどを活用し情報提供を行います。
- ◇ 住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を支援します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

① 矯正施設等との連携

- ◇ 自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、宮城県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。
- ◇ 関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

② 地域における福祉的支援の推進

◇ 保護司、民生委員・児童委員、自治会長、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を強化し、日常生活における福祉的支援を進めます。

③ 薬物乱用の防止や依存症からの回復への支援

◇ 薬物依存に関する正しい理解を広げるように、様々な関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。

◇ 薬物依存からの回復支援を必要とする人が適切な支援につながるように、様々な手法を活用して、相談窓口の周知に努めます。

◇ 医療・福祉・司法の関係者や自助団体などをはじめ、様々な関係機関と連携し、適切な治療や回復プログラムにつながるよう、相談支援を行います。

(3) 非行の防止と修学支援等

◇ 小中学校のスクールソーシャルワーカー*やスクールカウンセラー*等と連携して児童生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。

◇ 保護司等が学校関係者と日常的な連携・協力体制を構築できるよう支援します。

◇ 非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言等を行う相談支援機関として仙台少年鑑別所に設置されている「法務少年支援センター仙台」の周知を図ります。

◇ 非行を繰り返す少年については、児童相談所や少年サポートセンター(宮城県警)等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

(4) 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

◇ 「社会を明るくする運動」の強調月間(7月)を中心に啓発活動・情報発信に努めるとともに、日常的に、広報紙やホームページなどで、更生保護に関わる団体等の活動状況などを広く周知し、住民理解の促進に努めます。

◇ 保護司会や更生保護女性会、その他の民間協力者による会議や研修等に対して市の施設の会議室を提供する等、その活動を支援します。

◇ 保護司の自宅では面接が困難なケースにおいて、保護司が保護観察対象者と面接できる場所の確保を支援します。

(5) 関係機関との連携強化

- ◇ 更生保護や犯罪・非行防止の取組を支える保護司会や更生保護女性会、その他民間協力者と市、社協、民生委員・児童委員、地区住民等との連携を推進します。
- ◇ 職員や保健・福祉関係者等に対し、更生保護に関する基礎知識や関係者間の適切な連携、情報共有に関する研修を実施します。



社会を明るくする運動

3-3

誰もが活躍できる環境の整備

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域で活動する人や団体等が連携し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援に取り組みます。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 隣近所に困っている人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口等につなぎましょう。
- ◇ ひきこもりや孤立しがちな人を排除しない地域づくりに努めましょう。
- ◇ 就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。
- ◇ 住まいの確保に課題を抱える人がいたら、市や関係機関へつなぎましょう。
- ◇ 関係機関と連携して、地域課題の解決に取り組みましょう。

社協が取り組むこと

- ① 多様な居場所づくりの推進(再掲)
 - ◇ 孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等のニーズを把握し、気軽に話や相談をし合ったり、早期対応につなぐことができる多様な居場所づくりに取り組みます。
 - ◇ 居場所づくりを支援するボランティアの育成を推進します。
 - ◇ 当事者や家族の会、地域食堂、フリースペースなど、地域において居場所づくりに取り組む住民等の多様な活動を把握し、福祉関係機関をはじめ多様な主体が参画する連携・協働の場づくりを進めます。
- ② 就労や社会参加に課題を抱える人への支援の充実
 - ◇ 就労や社会参加に課題を抱える人を受け入れる企業やNPO法人、福祉施設、地域活動団体等の多様な社会資源の把握と拡充を推進します。
 - ◇ 就労や社会参加に課題を抱える人と多様な社会資源をつなげる伴走型の参加支援の取組や多様な社会資源のネットワークづくりを推進します。
 - ◇ 社協の職場を活用した就労体験やボランティア体験の機会創出を推進します。

- ③ 住まいの確保に課題を抱える住民への支援の充実
 - ◇ 不動産業者等への働き掛けを進め、住まいの確保の協力事業者の把握と拡充を推進します。
 - ◇ 住まいの確保に課題を抱える住民と協力事業者をつなげる伴走型の居住支援の取組やネットワークづくりを推進します。
 - ◇ 住まいを失い緊急的に支援が必要な住民に一時的な衣食住等を提供するための支援の充実を図るため、社会資源の把握を推進します。
- ④ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援の創出
 - ◇ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援に活用できる多様な社会資源を把握し、連携・協働の推進を図ります。
 - ◇ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援の創出に取り組みます。
- ⑤ 移動支援の推進
 - ◇ 社会福祉法人やボランティア等との連携により、地域の支え合いによるサロン活動等の移動支援を推進します。

市が取り組むこと

- ① 多様な居場所づくりの推進(再掲)
 - ◇ 居場所づくりの取組のために公共施設を利用しやすくなるよう、庁内連携を推進します。
 - ◇ ゲートキーパーやSOSの出し方に関する研修等の充実を図ります。
 - ◇ 多様な居場所づくりに関する連携・協働の場づくりを支援します。
- ② 就労や社会参加に課題を抱える住民への支援の充実
 - ◇ 企業や NPO 法人、福祉施設、地域活動団体等に対して、就労や社会参加に課題を抱える住民の受け入れに関する啓発を推進します。
 - ◇ 就労や社会参加に課題を抱える住民と多様な社会資源をつなげる伴走型の参加支援の仕組みづくりを推進します。
 - ◇ 市の職場を活用した就労体験やボランティア体験の機会創出を推進します。

- ③ 住まいの確保に課題を抱える住民への支援の充実
- ◇ 不動産業者等への働き掛けを進め、住まいの確保の協力事業者の把握と拡充を推進します。
 - ◇ 住まいの確保に課題を抱える住民と協力事業者をつなげる伴走型の居住支援の仕組みづくりを推進します。
 - ◇ 住まいを失い緊急的に支援が必要な住民に一時的な衣食住等を提供するための支援の充実を図るため、庁内連携及び社協等との連携を推進します。
- ④ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援の創出
- ◇ 子どもの学習・生活支援に関する施策相互の連携・調整を進め、生活困窮世帯の子どもの支援を充実するための庁内連携及び社協等との連携を推進します。
 - ◇ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援の創出に取り組みます。
- ⑤ 移動支援の推進
- ◇ デマンドタクシー*やタクシー券など交通の利便性を高め、高齢者や障がい者等の移動支援の取組を推進します。



子ども・若者の居場所づくり支援



子育て世代の居場所づくり支援

3-4

権利擁護の推進

全ての人は、他者から侵害されず、その人らしく「豊かに生きる権利」を持っています。一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、福祉・介護・医療・司法・地域の関係者、関係機関等と連携し、成年後見制度の利用促進、虐待防止対策等の権利擁護支援の取組を進めます。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 人権教育・啓発の機会を積極的に活用し、人権についての正しい理解と行動を身につけましょう。
- ◇ DV や虐待などの疑いがある場合、早期にしかるべき機関へつなぎ、あらゆる暴力、虐待を許さない地域づくりを目指しましょう。
- ◇ 成年後見制度や日常生活自立支援事業(まもりーぶ)など、権利を守るための制度について関心を持ちましょう。
- ◇ 人権教育・啓発や権利を守るための制度に関する情報共有や、DV や虐待の早期把握や深刻化防止のための認識共有を地域全体で図りましょう。

社協が取り組むこと

- ① 虐待等の暴力の防止
 - ◇ 広報や福祉についての学習会などで、虐待や DV 等の地域生活課題についての住民理解の促進を図り、早期発見・早期対応ができる地域づくりを促進します。
 - ◇ 虐待や DV 等の対応に関する福祉関係者等を交えた職員研修に取り組みます。
- ② 判断能力が十分でない人の権利擁護の推進
 - ◇ 判断能力が不十分な人の権利を守り、地域での生活を支える仕組みの 1 つである成年後見制度や日常生活自立支援事業(まもりーぶ)に関する相談業務や広報啓発に努め、誰もが地域で安心して生活が送れるよう、権利擁護支援の地域づくりを進めます。
 - ◇ 住民同士の新たな支え合いの活動を推進するため、市民後見人の育成や市民後見人への移行を見据えたケースの法人後見の仕組みづくりを検討します。

市が取り組むこと

① 虐待等の暴力の防止

- ◇ 虐待や DV 等の相談窓口の周知に努めるとともに、早期に通報するように啓発活動を積極的に行う等、地域全体で子どもたち等の安全・健康を守る仕組みづくりに努めます。
- ◇ 「要保護児童対策地域協議会」や高齢者虐待に関する「コアメンバー会議」の活用など、関係機関・団体との連携・協働を強化し、高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待の防止と早期の把握や保護、当事者及び養護者への適切な支援などの迅速な対応に努めます。

② 判断能力が十分でない人の権利擁護の推進

- ◇ 認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力に不安がある人の権利を擁護し、地域で安心して暮らし続けられるように、次ページに掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組を推進します。

東松島市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るために、成年後見人*等が支援する制度です。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加により、社会全体で支え合うために重要な手段として、今後、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。

判断能力に不安のある人を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生活し、地域社会に参加することができる地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

(1) 発見・相談体制の充実と意思決定支援を円滑に行う仕組みづくり

- ◇ 成年後見制度や権利擁護支援の窓口を住民にわかりやすく周知するとともに、どの窓口で受け付けた相談でも適切な部署に確実につなげる体制づくりを行います。
- ◇ 住民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員・児童委員、消費生活相談員などが、相談窓口へのつながりやゆるやかな見守りなどを行えるよう、連携の仕組みづくりを推進します。
- ◇ 支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーターとの連携を図ります。
- ◇ 本人の意思決定を尊重するため、本人に対しての制度説明や案内等を丁寧に行うとともに、本人の意思又は本人をよく知る親族や支援関係者等の協力も得ながら推定した本人の意思を確認し、それを尊重して、支援の必要性や支援内容を検討します。
- ◇ 認知症や障がいのため判断能力が不十分で上手く意思表示ができない場合でも、本人の能力を活かした意思決定を支援するため、各種意思決定支援に係るガイドライン等を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。
- ◇ 関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。

(2)本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

- ◇ 成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、本人又は親族申立ての手續が行いやすい環境を整備します。
- ◇ 成年後見制度を利用する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、市長申立てを実施します。
- ◇ 市長申立てについての各部署の役割分担を明確にするとともにマニュアルを整備するなど、実施体制の充実を図ります。
- ◇ 経済的に困難で申立てをすることができないことのないよう、成年後見制度利用支援事業の拡充を図ります。
- ◇ 日常生活自立支援事業(まもりーぶ)等の利用者のうち、認知症や障がい等で判断能力が低下してきた方に対し、本人の状況を見極め、成年後見制度の利用を含めた適切な支援への移行がなされるよう調整します。

(3)権利擁護に取り組むネットワークづくり

- ◇ 権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重し身上保護を重視した支援を行っていくため、庁内連携を強化し、関係機関・団体、専門職、事業所、地域の関係者などが連携・協働する地域連携ネットワークをつくります。
- ◇ 地域連携ネットワークが円滑に機能するためのコーディネートや個々のケースの支援の進行管理を行うための「中核機関」と、関係機関・団体、専門職、事業所等が権利擁護支援の課題を協議し連携を強化するための連携・協働の場づくりを推進します。
- ◇ 成年後見人等選任後の本人、成年後見人等、支援者、親族等がチームとなって見守りや支援を継続していくため、互いのチームとしての認識、情報共有や連携について確認する機会を設けます。

(4)後見人等支援の充実

- ◇ 親族後見人を対象に、後見活動や報告書の作成についての学習会・相談会等を実施します。
- ◇ 成年後見人等が後見活動をする中で判断に迷う場合やトラブルがあった場合などに、相談を受け助言をするなど支援を行います。
- ◇ 本人と近い地域に住む方が、地域の支え合いという視点を持ちながら後見活動を行うことができる市民後見人(社会貢献型後見人)を育成し、後見人等の担い手として活躍できる取組の検討を推進します。
- ◇ 法人後見の担い手育成に取り組みます。

(5)成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

- ◇ 成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレット等を用いた普及啓発に取り組みます。
- ◇ 判断能力が十分ではなくなってきたときの暮らし方や、権利擁護について考えていただくための出前講座等の実施により、成年後見制度の普及啓発を図ります。
- ◇ 知的障がいや精神障がいのため本人の判断能力に不安がある住民の将来の生活やいわゆる「親亡き後問題」に関する啓発や支援の取組を推進します。
- ◇ 権利擁護支援に関わる地域の支援者や専門職に市の取組や実施している権利擁護サービスについて周知を図るための研修会を実施します。
- ◇ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の学習会を行うなど、医療機関や施設、福祉及び介護関係者等と後見人等の職務や権利擁護支援について、同じ理解のもと連携して支援する体制をつくります。
- ◇ 身元保証をする親族がいないことや単身高齢者の入居を拒むオーナーが多いことなど、様々な理由で住居を借りることに困難を抱える住民が、地域で安心して住み続けられるよう、居住支援の取組の検討を推進します。

基本目標 4 地域福祉を推進するための基盤づくり

この基本目標に関連するSDGsの主な目標



4-1

社会福祉協議会の基盤の整備強化

地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を進めるために、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業、さらには福祉以外の分野も含む幅広い関係者が、目指す地域の姿を共有し、それぞれの力を発揮することで地域福祉が推進されるよう、「連携・協働の場」の創出・活性化に取り組む必要があります。

これまでの取組と特性を活かし、協働の中核を担うとともに、セーフティネット*の役割を果たせるよう、経営基盤を強化することが必要です。

社協が取り組むこと

① 組織体制の充実

- ✧ 民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉の推進を図る団体として地域住民から信頼される組織づくりを目指します。
- ✧ 地域社会の総意の中で事業を展開できるよう評議員会、理事会を構成し、その活性化を図ります。
- ✧ 事業に関わる地域住民の参画を促し、地域に開かれた仕組みを構築します。

② 適切な財務管理の推進

- ◇ 会費、寄付金、共同募金配分金、地域福祉推進基金等の「民間財源」、補助金、委託費、指定管理料等の「公費財源」、介護報酬等の「事業収入財源」を効果的に組み合わせ、継続的・安定的に事業を運営します。
- ◇ 継続的・安定的に事業が継続できるよう財源確保に努めます。
- ◇ 地域の実情に応じた多様な財源(民間財源、公費財源等)の確保・活用(ファンディング*)を検討・実施します。

③ 地域の支え合いを推進するための中核的な拠点整備の推進

- ◇ 地域福祉を推進する民間組織としての機能を発揮するために独立した拠点の整備を進めます。
- ◇ 拠点施設を活用し、住民組織やボランティア団体、民生委員・児童委員、各種福祉団体等の連絡調整や総合相談窓口等の機能の充実を図ります。
- ◇ 部門間連携や多様な主体との連携を強化するため、ICT活用を積極的に推進します。

④ 職員体制の充実と人事・労務管理制度の構築

- ◇ 事務局長をはじめ各部門の事業を推進するうえで必要な専任の職員体制の確立を図ります。
- ◇ 社協職員が主体的に取り組むべき課題や目指すべきあり方を明文化した「社協職員行動原則」や「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」等を全職員に徹底します。
- ◇ 採用・配置、能力開発・育成、処遇、評価(人事考課)からなる人事管理制度の一体的な運営を目指す総合的なシステムの構築を図ります。
- ◇ 適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整えます。

市が取り組むこと

① 組織体制の充実

- ◇ 評議員会や理事会への参画を通じて、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉の推進を図る団体として地域住民から信頼される組織づくりに協力します。

② 適切な財務管理の推進

- ◇ 継続的・安定的に事業が継続できるよう社協への財政確保に努めます。
- ◇ 法人の自主性及び自立性を尊重し、法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。

③ 地域の支え合いを推進するための中核的な拠点整備の推進

- ◇ 地域の支え合いを推進するための中核的な拠点を整備します。

④ 職員体制の充実と人事・労務管理制度の構築

- ◇ 地域福祉推進のための持続可能な組織体制の確立を支援します。

4-2

民生委員・児童委員の活動環境の整備と担い手の育成

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認など、地域福祉推進の重要な役割を果たしています。

近年、地域のつながりが希薄化し、ひきこもりや児童虐待など課題が深刻化している中で、民生委員・児童委員の活動が複雑化したり、担い手の確保が難しくなってきたことから、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備が必要です。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 住んでいる地域の民生委員・児童委員の活動を理解しましょう。
- ◇ 地域活動に積極的に参加しましょう。
- ◇ 市や社協が実施する各種養成講座に参加しましょう。

社協が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員の活動環境の整備
 - ◇ 民生委員・児童委員制度やその活動について、広く住民の理解と協力を得ていくために、継続的な広報、PR活動を推進します。
 - ◇ 民生委員・児童委員の負担軽減とともに、時代を担う民生委員・児童委員候補者の確保・養成等のために、民生委員・児童委員と日常的に連携・協力して活動する地域の支援者制度について、その必要性を検討します。
 - ◇ 民生委員児童委員協議会と協力し、民生委員・児童委員についての理解を深めるための職員研修を実施します。
 - ◇ 民生委員児童委員協議会が主催する研修や事例検討会への協力を推進します。
 - ◇ 生活安定資金*貸付にあたっての民生委員・児童委員の意見確認について、民生委員・児童委員が面識のない世帯が増加し、状況確認が困難なケースが増加していることから、その必要性について見直します。

- ② 民生委員・児童委員の担い手の育成・確保の推進
- ◇ 民生委員・児童委員活動に理解と意欲のある住民を確保していくため、地域活動団体やボランティア団体、福祉施設関係者、商工会といった多様な団体等と協力し、人材の発掘を推進します。

市が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員の活動環境の整備
 - ◇ 民生委員・児童委員制度やその活動について、広く住民の理解と協力を得ていくために、継続的な広報、PR活動を推進します。
 - ◇ 民生委員・児童委員の負担軽減とともに、次代を担う民生委員・児童委員候補者の確保・養成等のために、民生委員・児童委員と日常的に連携・協力して活動する地域の支援者制度について検討します。
 - ◇ 民生委員児童委員協議会と協力し、民生委員・児童委員についての理解を深めるための職員研修を実施します。
 - ◇ 民生委員児童委員協議会が主催する研修や事例検討会への協力を推進します。
 - ◇ 学校教育と民生委員・児童委員活動との連携促進を図ります。
 - ◇ 民生委員児童委員協議会の組織基盤の強化のため、事務局職員の配置や各校区民児協を含めた活動拠点の確保を検討します。
- ② 民生委員・児童委員の担い手の育成・確保の推進
 - ◇ 民生委員・児童委員活動に理解と意欲のある住民を確保していくため、社協や地域活動団体、ボランティア団体、福祉施設関係者、商工会といった多様な団体等と地域の連携を推進します。

4-3

福祉サービス利用者の適切なサービス選択の確保

福祉サービス利用者が、必要なサービスを自ら選択するためには、サービス提供事業者の特徴やサービスの質を見極めるための材料として、わかりやすい情報の提供が必要です。

また、情報が必要とする人に必要なときに届き、理解され、利用されるためには、情報の受け手の状況等を踏まえ、多様な方法で提供することが求められています。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 福祉サービスについての情報収集をしましょう。
- ◇ 専門的な相談ができる窓口があることを、日頃から知っておきましょう。
- ◇ 困っている人がいたら、身近な相談窓口を紹介しましょう。

社協が取り組むこと

- ① 福祉サービスに関する情報発信の充実
 - ◇ 広報紙や各種パンフレット、ホームページ、SNS等多様な媒体や出前講座を活用し、制度や事業に関する情報を分かりやすく伝える取組を推進します。
 - ◇ 地域活動団体やボランティア団体の実践事例を住民が活用しやすい形で発信します。
 - ◇ 複雑化・複合化した課題を持ち、自ら情報取得が難しい人に対し、アウトリーチによる情報提供や手続支援に取り組めます。
 - ◇ ボランティア団体と連携して、手話、点訳、通訳、翻訳などを必要とする人への情報提供を充実できるよう、ボランティアの育成や活動支援に努めます。
- ② サービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - ◇ 現況報告書・財務諸表等(社会福祉法)、介護サービス情報(介護保険法)、障害福祉サービス等(障害者総合支援法)の公開サイトに関する情報をホームページや広報誌を通じて周知します。
 - ◇ 福祉サービス第三者評価制度*の受審の必要性について検討します。

市が取り組むこと

- ① 福祉サービスに関する情報発信の充実
 - ◇ 広報紙や各種パンフレット、ホームページ、SNS 等多様な媒体や出前講座を活用し、制度や事業に関する情報を分かりやすく伝える取組を推進します。
 - ◇ 高齢者や障がい者、日本語の十分な理解が困難な外国人が必要な情報を必要なときに入手できるよう、情報提供の取組を推進します。
 - ◇ 複雑化・複合化した課題を持ち、自ら情報取得が難しい人に対し、アウトリーチによる情報提供や手続き支援に取り組めます。
- ② サービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - ◇ 市内で福祉サービスを提供する事業者や医療機関等のサービス内容を一覧できるガイドブック等を作成し、利用者の適切なサービス選択を支援します。
 - ◇ 現況報告書・財務諸表等(社会福祉法)、介護サービス情報(介護保険法)、障害福祉サービス等(障害者総合支援法)の公開サイトに関する情報をホームページや広報誌を通じて周知します。
 - ◇ 利用者の選択と事業者のサービスの質の向上への取組を推進するため、福祉サービス第三者評価制度の促進を図ります。



福祉事業所による福祉なんでも相談

4-4

福祉人材の確保・定着のための取組の推進

少子高齢化の進展やコロナ禍における生活困窮者の増加、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラーの問題など、複雑化・複合化した福祉ニーズが急増している中、福祉の仕事、支えを必要とする人びとを支える仕事の重要性はより高まっています。

このようなときであるからこそ、あらためて福祉の仕事の魅力を積極的に発信し、ともに働く仲間として、多くの多様な人材を迎え入れ、支えを必要とする人を支援する福祉人材の確保・定着を進めることが重要です。

住民・地域・企業等に期待すること

- ◇ 地域と事業者の連携交流を推進しましょう。
- ◇ 福祉や介護の仕事の情報発信に努めましょう。
- ◇ 多様な人に就労の場を設けることに努めましょう。

社協が取り組むこと

- ① 福祉の仕事のイメージアップ、やりがい・魅力に関する発信と理解促進
 - ◇ 福祉分野での就業、また地域福祉に関する活動への住民参加を進めるため、地域の人びとが福祉活動にふれる機会を積極的に設けていきます。
 - ◇ 福祉の仕事に関するイベントや就職支援について、商工会や商店街、事業所等に働き掛けを行います。
 - ◇ ホームページや広報誌等で福祉の仕事に関する情報発信を推進します。
- ② 地域の多様な人材の福祉分野への参入促進
 - ◇ 次世代の福祉を担う子どもたちに福祉を身近なものと感じてもらえるよう、小中高校や教育委員会等と連携し、福祉教育や体験活動等の推進を図ります。
 - ◇ 若者への就労支援を担う地域若者サポートステーション*やハローワーク、福祉人材バンク*等と連携した取組を進めます。
 - ◇ 生活困窮者等の中間的就労*や雇用の促進について検討します。
 - ◇ 地域の多様な人材を対象に、介護に関する入門研修を実施します。
 - ◇ 老人クラブや地域ボランティア団体などと連携し、社会福祉法人や社協に対するボランティア活動の積極的な受け入れを図ります。

- ③ 社会福祉法人のネットワークに基づく職員の確保・育成・定着支援
- ◇ 社会福祉法人ネットワークにより、合同(協働)による福祉の仕事のイメージアップや職場体験会、就職イベントなど、効果的な人材確保の取組を推進します。
- ◇ 社会福祉法人ネットワークにより、人事管理に関する情報交換をはかるとともに、合同(協働)による効果的な職員研修を実施します。
- ◇ 「社会福祉法人による地域における公益的な取組」による活動を地域に「見える化」し、住民理解の促進を図ります。

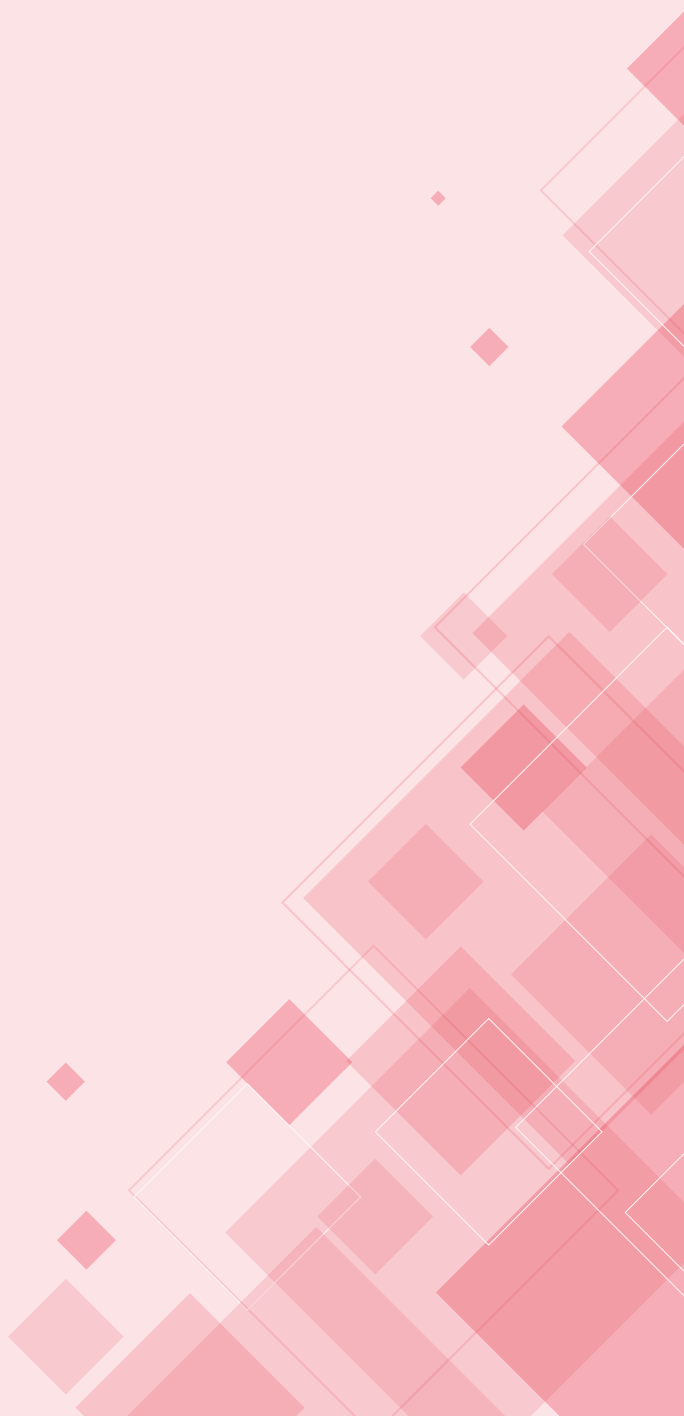
市が取り組むこと

- ① 福祉の仕事のイメージアップ、やりがい・魅力に関する発信と理解促進
- ◇ 福祉分野での就業、また地域福祉に関する活動への住民参加を進めるため、地域の人びとが福祉活動にふれる機会を積極的に設けていきます。
- ◇ 福祉の仕事に関するイベントや就職支援について、商工会や商店街、事業所等に働き掛けを行います。
- ◇ ホームページや広報誌等で福祉の仕事に関する情報発信を推進します。

- ② 地域の多様な人材の福祉分野への参入促進
- ◇ 次世代の福祉を担う子どもたちに福祉を身近なものと感じてもらえるよう、小中高校や教育委員会等と連携し、福祉教育や体験活動等の推進を図ります。
- ◇ 若者への就労支援を担う地域若者サポートステーションやハローワーク、福祉人材バンク等と連携した取組を進めます。
- ◇ 生活困窮者等の就労体験の促進について検討します。
- ◇ 東松島市奨学金返還支援助成金の活用を促進します。

- ③ 社会福祉法人のネットワークに基づく職員の確保・育成・定着支援
- ◇ 社会福祉法人ネットワークによる職員の確保・育成・定着支援の取組を支援します。
- ◇ 「社会福祉法人による地域における公益的な取組」による活動を地域に「見える化」し、住民理解の促進を図ります。

第5章 計画の推進のために

- 1 計画推進を目指すための取組
 - 2 計画の周知及び普及啓発
 - 3 計画の進行管理
- 

第5章 計画推進のために

1. 計画推進を目指すための取組

(1) 市民の取組

日頃からのあいさつや声掛け、いきいき百歳体操や地域サロンなどの通いの場による交流を通じて、顔見知りの関係を築くなど、地域住民の気に掛け合う関係性が生じ広がっていくこと、また、地域で起こる課題を「我が事」として捉え、地域住民自らが解決に向けて協力し合うことを目指します。

(2) 地域団体、関係団体、関係機関等の取組

市民に最も身近な組織である地区自治会やまちづくり協議会等の地域団体には、市民が地域活動に参加するきっかけづくりとしての役割を果たすことに期待します。また、ボランティアや市民活動団体等の関係団体による地域福祉への貢献や、地域包括支援センター等の関係機関による地域や行政との連携を強化します。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、地域住民や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体等による連携・協働の場としての役割を担い、多機関協働による地域福祉の推進に努めます。

(4) 市の役割

市は、全庁的な体制のもと、福祉分野をはじめ様々な分野の団体や機関と連携し、協力体制を図りながら本計画の施策を実施し、地域福祉の推進に努めます。

2. 計画の周知及び普及啓発

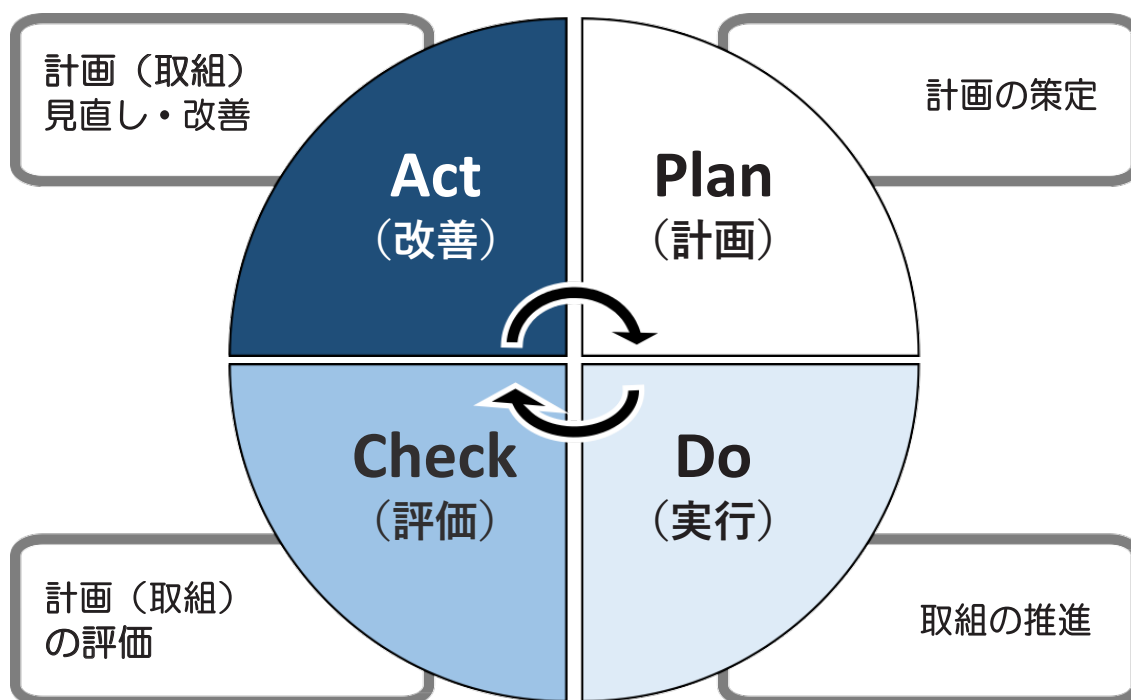
市及び社会福祉協議会は、本計画で示した取組と方向性について、計画の概要版や広報紙、ホームページなどにより公表し、市民への周知啓発に取り組みます。また、より普及を図るため、出前講座やホームページなどを通じて、具体的な取組や活動事例などを紹介します。

3. 計画の進行管理


効果的かつ効率的に地域福祉を推進するために、計画・実行・点検・評価・改善の「Plan(計画)→ Do(実行)→Check(点検・評価)→Action(改善)」サイクルを確立し、計画の進行管理と点検を行います。

計画を推進及び進行管理するための体制として、本市の附属機関である「東松島市地域福祉推進委員会」及び社会福祉協議会が設置する「東松島市地域福祉推進委員会」において、年度ごとに計画の進捗状況を把握、検討するとともに、取組を評価します。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、見直し等を図っていきます。



資料編

- 1 委員名簿
 - 2 計画策定の経過
 - 3 計画の策定体制
 - 4 関連計画の概要
 - 5 用語解説
- 

1. 委員名簿

東松島市地域福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属	備考
【1号委員】 自治組織等に所属する者	大槻 きみ子	矢本東まちづくり協議会	
	奥田 知子	矢本西コミュニティ協議会	
	熊谷 洋一	大曲まちづくり協議会	
	黒田 みえ子	赤井地区自治協議会	
	小野 尚志	大塩自治協議会	
	成澤 正子	小野地域まちづくり協議会	
	佐々木 松子	野蒜まちづくり協議会	
尾形 たみ子	宮戸コミュニティ推進協議会		
【2号委員】 福祉団体等に所属する者	板橋 靖夫	東松島市老人クラブ連合会	
【3号委員】 民生委員児童委員	後藤 隆善	東松島市民生委員児童委員協議会	～令和4年11月30日
	千葉 春雄	東松島市民生委員児童委員協議会	令和5年1月23日～
【4号委員】 当事者又は当事者組織に所属する者	加藤 一枝	東松島市身体障害者福祉協会	
【5号委員】 NPO・ボランティア団体に所属する者	佐藤 まき子	保育ボランティア「サンサンサン」	副委員長
【6号委員】 福祉事業に携わる者	工藤 祐美	障害者日中活動支援施設 共生園	
	千葉 信	特定非営利活動法人 鹿妻・希望の杜	委員長
【7号委員】 社会福祉に関して識見を有する者	東野 紳一	宮城県社会福祉協議会	
	高橋 有香里	石巻専修大学	
【8号委員】 その他本会会長が必要と認める者	齋藤 智	齋藤智法律事務所	
	木村 澄子	東松島市保護司会	

2.計画策定の経過

第3期東松島市地域福祉推進計画策定経過

開催月日	会議事項	備考
令和4年 5月26日	令和4年度第1回地域福祉推進委員会の開催 【諮問】 市長及び社協会長から地域福祉推進委員会委員長へ諮問書を提出「第3期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)の策定について」 (1)第2期計画の進捗状況の報告 (2)第3期計画策定のポイントについて (3)第3期計画の策定スケジュールについて (4)第3期計画策定に係る市民アンケートについて (5)第3期計画策定に係る団体ヒアリングについて	
8月23日	令和4年度第2回地域福祉推進委員会の開催 (1)第3期東松島市地域福祉推進計画策定方針について (2)第3期東松島市地域福祉推進計画構成について (3)第3期東松島市地域福祉推進計画策定スケジュールについて	
12月8日	令和4年度第3回地域福祉推進委員会の開催 (1)市民アンケートについて (2)地区懇談会及び団体ヒアリングについて (3)第3期計画における基本構想及び骨子案について	
令和5年 2月15日	令和4年度第4回地域福祉推進委員会の開催 (1)第3期計画素案について	
2月17日 ～3月2日	パブリックコメントの実施	
3月9日	令和4年度第5回地域福祉推進委員会の開催 (1)第3期地域福祉推進計画(最終案)について	
3月13日	答申	

東松福祉第172号
令和4年5月26日

東松島市地域福祉推進委員会
委員長 千葉 信 様

東松島市長 渥 美 巖

第3期東松島市地域福祉推進計画（地域福祉計画）の策定について（諮問）

東松島市附属機関設置条例（令和2年東松島市条例第21号）第2条の規定により、第3期東松島市地域福祉推進計画（地域福祉計画）を策定するにあたり、当該計画の策定に関して必要な事項について、貴委員会の調査・審議を求めます。

東松社地第35号
令和4年5月26日

東松島市地域福祉推進委員会
委員長 千葉 信 様

社会福祉人 東松島市社会福祉協議会
会 長 阿 部 英 一

第3期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉活動計画)の策定について(諮問)

東松島市地域福祉推進委員会設置要綱(平成27年12月25日、東松社地第262号)第2条の規定により、第3期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉活動計画)の策定するにあたり、当該計画の策定に関して必要な事項について、貴委員会の調査・審議を求めます。

令和5年3月13日

東松島市長 渥美 巖 様

東松島市地域福祉推進委員会
委員長 千葉 信

第3期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉計画)の策定について(答申)

令和4年5月26日付け東松福祉第172号で諮問があった標記の件について、本委員会において慎重・審議を行い、別添のとおり最終案としてとりまとめましたので答申します。

なお、本計画の実施にあたっては、下記事項に十分配慮の上、計画を推進されるよう要望します。

記

1. 本計画を総合的、かつ、計画的に推進するためには、市や社協とともに、住民、地域、企業等との連携・協働が求められていることから、これら関係者等に対する計画内容の周知に努めること。
2. 本計画の着実な推進に努めるとともに、本計画の進捗状況の把握や点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

令和5年3月13日

社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会
会長 阿部 英一様

東松島市地域福祉推進委員会
委員長 千葉 信

第3期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉活動計画)の策定について(答申)

令和4年5月26日付け東松社地第35号で諮問があった標記の件について、本委員会において慎重・審議を行い、別添のとおり最終案としてとりまとめましたので答申します。

なお、本計画の実施にあたっては、下記事項に十分配慮の上、計画を推進されるよう要望します。

記

1. 本計画を総合的、かつ、計画的に推進するためには、市や社協とともに、住民、地域、企業等との連携・協働が求められていることから、これら関係者等に対する計画内容の周知に努めること。
2. 本計画の着実な推進に努めるとともに、本計画の進捗状況の把握や点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

3.計画の策定体制

○東松島市附属機関設置条例

令和2年3月12日

条例第21号

改正 令和3年2月19日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又はこれに基づく政令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関（以下「附属機関」という。）を置き、その名称、担任する事務、人数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員その他の構成員（第6条を除き、以下単に「委員」という。）は、執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長（教育委員会に設置する附属機関にあつては、教育委員会。農業委員会に設置する附属機関にあつては、農業委員会会長。以下次条第2項において同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(特別委員等)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査し、若しくは審議する必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、前条に定める委員のほか、特別委員又は専門委員（以下「特別委員等」という。）を置くことができる。

2 特別委員等は、学識経験のある者その他の執行機関の長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員等は、その調査又は審議が終了したときに解職され、又は解任されるものとする。

(部会)

第5条 附属機関の長は、当該附属機関の会議における特別の事項を調査し、又は審議する必要があると認めるときは、当該附属機関に部会その他のこれに類する合議制の組織（以下単に「部会」という。）を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密保持義務)

第6条 委員（前条の部会の委員及び法令等の定めにより置かれる附属機関の委員、特別委員その他委員を含む。）は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(東松島市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

略

附 則（令和3年2月19日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	名 称	担任する事務	人 数	任 期
市長	略	略	略	略
	東松島市地域福祉推進委員会	地域福祉に関する情報を収集、共有し意見を徴収して福祉推進計画を策定、進捗状況の確認、把握及び評価を行い計画の見直しを実施する。	20人以内	3年
	略	略	略	略

○東松島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成17年4月1日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員で別表第1及び別表第2に掲げるものの受ける報酬の額は、同表の報酬額の欄に掲げる額とする。

2 前項に掲げる者以外の特別職の職員には、予算の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額の報酬を支給する。

(重複給付の禁止)

第3条 一般職の職員が前条の職員の職を兼ねる場合においては、同条の報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、車賃、日当、宿泊料及び食卓料については別表第3のとおりとし、そのほかの旅費の額及び支給方法は一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、別表第1に掲げる者の市内の旅行については、費用弁償として日額1,500円を支給する。

(報酬の計算)

第5条 報酬額が年額をもって定められている場合は、あらたに就職した者にはその月から報酬を支給し、退職、失職又は死亡により特別職の職員でなくなったときはその月までの報酬を支給し、報酬額が月額をもって定められている場合は、あらたに就職した者にはその日から報酬を支給し、退職、失職又は死亡により特別職の職員でなくなったときはその日までの報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬額が年額をもって定められている場合は、報酬額を4期に分けて支給することができるものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

略

附 則（令和4年2月21日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

区 分		報酬額	
		報酬区分	報酬額
略	略	略	略
東松島市地域福祉推進委員会	委員	日額	8,000円（職務の時間が4時間未満の場合は、4,000円）
略	略	略	略

別表第2 略

別表第3（第4条関係）

内国旅行の旅費

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
別表第1に掲げる者	37円	2,400円	12,000円	1,800円
別表第2に掲げる者		2,000円		1,500円

備考

- 1 自家用車を利用した場合の車賃は、一般職の職員の例による。
- 2 別表第1に掲げる者が県内に宿泊をしない旅行をする場合の日当の額は、1,500円とする。
- 3 別表第2に掲げる者が県内に宿泊をしない旅行をする場合については、日当を支給しない。

○東松島市地域福祉推進委員会に関する管理運営規則

令和2年3月31日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松島市附属機関設置条例(令和2年東松島市条例第21号)別表に掲げる東松島市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 自治組織等に所属する者
- (2) 福祉団体等に所属する者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 当事者又は当事者組織に所属する者
- (5) NPO・ボランティア団体に所属する者
- (6) 福祉事業に携わる者
- (7) 社会福祉に関して識見を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長等)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員長その他の委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に東松島市地域福祉推進委員会設置要綱(平成27年東松島市訓令甲第62号。以下「訓令」という。)により委員、委員長及び副委員長(以下「委員等」という。)に委嘱又は選任された者は、この規則に定める委員等に選任又は委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、訓令により選任又は委嘱された当該委員等の残任期間とする。

東松島市地域福祉推進委員会の共同設置及び運営に関する要綱

平成 27 年 12 月 25 日 東松社地第 262 号
改正 令和 4 年 8 月 10 日 東松社地第 105 号

(設置及び運営)

第 1 条 東松島市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、地域福祉に関する情報を収集、共有しながら意見を徴し、東松島市地域福祉推進計画(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく東松島市地域福祉計画及び同法第 109 条の規定に基づく東松島市地域福祉活動計画を合わせた計画をいう。以下「推進計画」という。)の円滑な推進を図るため、東松島市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を東松島市と共同で設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 推進計画の進捗状況の確認、把握及び評価に関すること。
- (2) 推進計画の施策の推進のための支援策の検討に関すること。
- (3) 推進計画の見直しに関すること。
- (4) その他推進計画の推進のため必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、東松島市が委嘱する委員のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 自治組織等に所属する者
- (2) 福祉団体等に所属する者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 当事者又は当事者組織に所属する者
- (5) NPO・ボランティア団体に所属する者
- (6) 福祉事業に携わる者
- (7) 社会福祉に関して識見を有する者
- (8) その他本会会長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、社会福祉法人東松島市社会福祉協議会及び東松島市職員をもって組織する。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(合同事務局の設置)

第8条 委員会に合同事務局を設置し、本会地域福祉課内に設置し、委員会の庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(平成27年12月25日 東松社地第262号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和4年8月10日 東松社地第105号)

この要綱は、公布の日(令和4年8月10日)から施行する。

第3期東松島市地域福祉推進計画策定に係るワーキンググループ運営要綱

令和4年8月22日

東松社地第109号

(目的)

第1条 この要綱は、東松島市地域福祉推進委員会設置要綱(平成27年12月25日東松社地第262号)第7条第3項に定めるワーキンググループの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第3期地域福祉推進計画(以下「推進計画」という。)に必要な資料の収集、調査及び素案の作成に関すること。
- (2) 推進計画を策定するための施策の検討に関すること。
- (3) その他推進計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、社会福祉協議会の職員をもって組織する。

2 委員は、別表のとおりとし、社会福祉協議会会長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から推進計画の策定が完了するまでとする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 ワーキンググループに、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長に事務局長を充て、副委員長に事務局次長を充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、ワーキンググループを総理し、副委員長は、委員の担当分野の指定及び分業による担当分野の進捗管理を行う。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係職員の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 ワーキンググループに、専門の事項について調査及び研究するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 専門部会が検討した事項は、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 ワーキンググループの庶務は、東松島市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

別表

WG職名	所属	職名	氏名
委員長		事務局長兼総務課長	阿部 誠
副委員長		事務局次長兼地域福祉課長	千葉 貴弘
委員	総務課総務係	係長(兼福祉総合相談支援係長)	木村 友子
		主事	西條 貴宣
		事務員	佐藤 誠子
		事務員	阿部 京子
	総務課総務係 訪問介護事業所	管理者兼サービス提供責任者	平野 ゆり子
		サービス提供責任者	及川 明日翔
	総務課総務係 居宅介護支援事業所	管理者兼主任介護支援専門員	渡辺 和佳子
		介護支援専門員	矢代 裕子
	総務課福祉総合相談支援係	相談支援包括化推進員	木村 佳美
	総務課福祉総合相談支援係 くらし安心サポートセンター	所長兼主任相談支援員	及川 貴之
		相談支援員	加来 尊子
		相談支援員	櫻田 千里
	総務課福+祉総合相談支援係 東部地域包括支援センター	所長兼主任介護支援専門員	高田 欽弥
		社会福祉士	山根 紗貴
		社会福祉士	宮田 真衣
		看護師	今泉 ひろみ
	地域福祉課	地域福祉統括監	渥美 敏範
	地域福祉課地域福祉推進係	係長	阿部 和子
		CSW(生活支援コーディネーター)	眞籠 孝史
		CSW(生活支援コーディネーター)	本田 栄子
CSW(生活支援コーディネーター)		渡辺 英人	
サロン活動専門員		小野 尚子	

4.関連計画の概要

関連計画名	概要
総合計画	<p>行政運営の総合的な指針となり、本市のまちづくり計画の最上位の計画として位置付けられています。</p> <p>計画期間を平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間とし、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までを前期計画、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までを後期計画としています。</p>
SDGs 未来都市計画	<p>SDGsの理念に沿った持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進する計画です。</p> <p>平成 30(2018)年 6 月 15 日に本市は国から「SDGs未来都市」に選定されました。</p>
医療福祉サービス復興再生ビジョン	<p>東日本大震災により甚大な被害を受けた医療及び福祉サービス基盤の復興再生を目的とし、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの 5 つのサービスを高齢者への支援体制整備につなげる計画です。</p>
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	<p>老人福祉法第 20 条の規定に基づき、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すものです。介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。</p>
障がい者計画	<p>障害者基本法第 11 条の 3 項の規定に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人が社会の一構成員として障がいのない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置付けたものです。</p>
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条の「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 の「市町村障害児福祉計画」として、障がい者及び障がい児が安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。</p>
子ども・子育て支援事業計画	<p>子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画、並びに母子の健康づくりに係る母子保健計画を一体のもととして策定した計画です。</p>

関連計画名	概要
健康21計画 (自殺対策計画を含む)	健康増進法第8条2項に基づく「市町村健康増進計画」として策定しています。 また、自殺対策基本法第13条に基づく「市町村自殺対策計画」としても位置付けています。
食育推進計画	食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」として、食育を総合的、計画的に推進する計画です。
教育振興基本計画	教育基本法第17条に基づく「市町村教育振興基本計画」として、本市の目指す教育目標や具体的な取組を盛り込んでいます。
宮城県地域福祉支援計画	社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉計画」として、広域的な見地から、市町村の地域福祉の取組の推進を支援するために策定されたものです。

5.用語解説

(用語の後の「P数」は、はじめて記載されたページを指します。)

【あ行】

●ICTシステム P68

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

●アウトリーチ P10

援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者のいる場所に出向いて、積極的な働き掛けを行うこと。

●アセスメント P66

一般的には環境分野において使用される用語であるが、福祉分野では、支援過程の第一段階において、相手が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。支援活動を行う前に行われる評価で、利用者の問題の分析から活動の決定までの事を指し、先立って行われる一連の手続きをいう。

●いきいき百歳体操 P62

「いきいき百歳体操」は、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援することを目指し、高知県高知市で開発された体操のこと。東松島市では、いきいき百歳体操を通じて、住民同士の助け合いに基づく互助活動の拡充を目指している。

●SNS P63

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。「Facebook」(フェイスブック)や、「Twitter」(ツイッター)、「Instagram」(インスタグラム)等が有名。

●SDGs(持続可能な開発目標) P7

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

●NPO P1

「Non Profit Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成10(1998)年に特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

【か行】

●学校運営協議会 P52

コミュニティ・スクールとも呼ばれ、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく協議会のこと。

●キャップハンディ体験 P62

キャップハンディ体験とは、英語で不利な条件を意味する「handycap=ハンディキャップ」を反対にした言葉で、立場を入れ替えて考えてみようという意味が込められて実施している福祉教育のこと。

●共同募金の「運動性の再生」 P85

共同募金会の課題として、元来持っていた寄附を集め、配分するという「運動性」が長い歴史の中で失われつつあることを懸念し、その「運動性」を再生することが共同募金の発展と地域福祉の推進につながるとする考え方(70年を迎えた平成28(2016)年2月、中央共同募金会企画推進委員会答申)。具体的には社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会との連携を基盤としながら、市町村共同募金会への多様な人材の参画を進めるとともに、地域住民が主体となった募金運動の展開を実現することを提言している。

●ケアラー P24

高齢、身体上または精神上的の障がいまたは疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。

●ゲートキーパー P90

自死の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

●権利擁護 P24

高齢者・障がいのある人等とその家族・介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を護る活動。

●更生保護 P67

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。

●合理的配慮 P80

障がいの有無によらず、全ての人の人権を平等に守れるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて生じる困難を取り除くため、社会全体で必要な対応をしていこうという考え方。

●子育て世代包括支援センター P57

全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象に、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、様々な相談に応じ支援を提供するセンターで、保健・医療・福祉・教育など、地域の関係機関が連携し、必要に応じて個別に支援プランを作成して継続的な相談に応じる。

●個別避難計画 P94

高齢者、障がい者等のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対して、個別支援の内容等を作成する計画(避難行動要支援者避難支援計画)。

●コミュニティソーシャルワーカー(CSW) P62

地域で暮らしていく上で何か困りごとを抱えている人に、個別に相談に乗って解決を支援するとともに、その人が暮らす地域の生活環境の整備や住民同士の関係づくり等の地域支援を住民や他の専門職と一緒に行う人。そんな地域を大きな視点で捉えてコーディネートする人が「コミュニティソーシャルワーカー」。

【さ行】**●災害ケースマネジメント P95**

災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせ「生活の復興」を支援する取組。多機関の連携による支援の調整や専門職、専門業の協力を得て被災者の生活復興につなげることも特徴のひとつ。

●災害公営住宅サポート担当者会議 P66

災害公営住宅に住む人の生活課題などについて、関係機関や専門職が連携し課題解決に向けた連絡調整や支援方針について調整する会議のこと。

●災害ボランティアセンター P64

災害発生時に不特定多数のボランティアが集まる現場において、ボランティア活動を効率よく推進し、被災者の復旧・復興を支援する拠点。

●児童扶養手当 P20

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)に支給される手当のこと。

●社会を明るくする運動 P36

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

●重層的支援体制整備事業(重層事業) P9

令和3(2021)年4月の社会福祉法の改正により、新たに創設された市町村の任意事業。市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

●就労準備支援事業 P68

就職活動を行っても採用になかなか至らない人、働いたことのない人に対し、その人に合わせて就労に向けた支援を行う事業のこと。

●障害者総合支援協議会 P62

障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害福祉サービス従事者等で構成する、地域の障害福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場。協議会では関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。

●スクールカウンセラー P103

子どもたちや保護者の心理的問題に対して、カウンセリングやアセスメントを行なう学校外の専門家のこと。

●スクールソーシャルワーカー P103

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など様々な問題を抱える児童生徒について、学校と家庭や関係機関との連携を図りつつ、児童生徒の立場に立って問題の解決を図る社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

●生活安定資金 P116

低所得世帯に対し、生活費、修学費、医療費など困窮する人に、その世帯の自立構成および生活の安定を図ることを目的とした資金のこと。

●生活困窮者自立支援事業 P68

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する等の支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発等も行う。

●生活困窮者自立相談支援機関 P3

生活保護に至る前の段階から困窮者を支援するため、家計や仕事など生活に関する困り事に幅広く対応する相談窓口のこと。

●生活支援相談員 P67

東日本大震災により被災・避難された人、一人ひとりに寄り添いながら、災害公営住宅に住む方々を訪問し、見守り活動や様々な相談を受け関係機関に繋ぐなどして生活の自立に向けた支援を行っている相談員のこと。

●成年後見制度 P24

精神上的の障がい等によって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人(成年後見人等)を付けるしくみ。

●成年後見人 P110

認知症や精神障がい、知的障がいなどが原因で判断能力が不十分になった人をサポートする役割を持つ人のこと。

●セーフティネット P113

失業や病気、高齢といった様々な要因による経済的な困窮などに備える社会保障制度のこと。

●相談支援包括化推進員 P62

相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を実施する者。

【た行】**●第1層協議体 P62**

行政機関や地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等)間の定期的な情報共有及び連携・協働の場で、市全域を対象に実施している。

●第2層協議体 P62

行政機関や地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等)間の定期的な情報共有及び連携・協働の場で、まちづくり協議会を対象に実施している。

●多機関協働事業 P10

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、調整機能の役割を担う事業のこと。

●多機関ネットワーク会議 P66

多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、地域に不足する社会資源の創出を図ることを目的とした会議のこと。

●ダブルケア P5

自分の子どもの子育てと親の介護を一緒に行う状態のこと。

●地域共生社会 P3

高齢者・障がいのある人・子ども等、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域支え合い会議(第3層協議体) P62

行政機関や地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等)間の定期的な情報共有及び連携・協働の場で、自治会及び行政区単位を対象に実施している。

●地域の福祉力 P1

地域の福祉力とは、その地域が持っている福祉の力です。福祉の力とは、地域が自ら支え合い助け合う福祉活動が指標になります。例えば、ふれあいいいききサロンは、地域が自主的に行っている高齢者の相互扶助活動です。また、見守りネットワークと呼ばれる安否確認活動もその一例です。

●地域福祉推進員 P64

地域の見守り活動や「ふれあいサロン」の運営など、地域福祉の推進役として活動し、民生委員・児童委員活動を支える人のこと。

●地域包括ケアシステム P3

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的に日常生活圏域で提供される体制のこと。

●地域包括支援センター P32

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

●地域若者サポートステーション P120

働くことに悩みを抱えている15～49歳までの人を対象に、就労に向けた支援を行う機関のこと。

●地方創生 P7

地方創生とは、各地域がそれぞれの特徴を活かし、自律的かつ持続的で魅力ある社会を作り出すこと。

●中間的就労 P120

様々な理由から長期間仕事に就けず生活保護などを受けている生活困窮者たちが、一般的な職業に就く前にその足掛かりとして、ボランティアや農作業、公的施設の清掃などの軽作業で就労訓練を受け、社会復帰の準備をする「就労訓練事業」のこと。

●デマンドタクシー P107

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。

●DV P60

ドメスティックバイオレンスの略称。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

【な行】**●日常生活自立支援事業(まもりーぶ) P67**

認知症高齢者や知的障がいのある人・精神障がいのある人等判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

●ニッポン一億総活躍(社会) P9

若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会。一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会、また強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によって、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くするという『成長と分配の好循環』を生み出していく新たな経済社会システムのこと。

●認知症サポーター P62

認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。

●認認介護 P24

認知症患者の介護を、同じく認知症である高齢者が行うこと。

●乗合タクシーらくらく号 P21

東松島市でタクシー車両を使用して、乗合で事前に予約した人を自宅から目的地まで運ぶ、平成21年度にスタートした公共交通システムのこと。

【は行】

●8050問題 P5

80代の親と50代のひきこもる子が同居し、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている問題のこと。

●伴走型支援 P71

支援者が、課題を抱えた個人や団体の想いに寄り添いながら進める支援のこと。

●東松島市社会福祉法人連絡会 P66

東松島市内に施設・事業所を持つ社会福祉法人が相互に情報交換を行い、法人同士が連携・協働することで、現行制度では対応できない福祉ニーズや地域公益活動に取り組み、地域福祉の増進に寄与することを目的とした連絡会のこと。

●ひがまつ・安心サポート事業 P22

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などが抱えている、日常生活の“ちょっとした困りごと”を住民相互の助け合いによって解決し、安心して暮らせる地域づくりを目指す事業のこと。

●避難行動要支援者名簿 P57

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など、災害時に一人で避難が難しい住民を名簿にしたもの。

●ファンドレイジング P114

民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。

●フードドライブ P64

主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体や、フードバンク(まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動及び団体)などへ寄付する取組。

●複雑化・複合化した課題 P5

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、様々な分野の課題が絡み合っ
て「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」した
生活課題のこと。

●福祉サービス第三者評価制度 P118

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、指定介護老人福祉施設(特別養
護老人ホーム)、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公
正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みのこと。

●福祉人材バンク P120

社会福祉分野の人材確保を目的として、各都道府県に1か所設置されている都道府県福祉
人材センター、福祉人材センターの支所の位置付けである福祉人材バンク(全国で28か所)、
および全国1か所の中央福祉人材センターが、ネットワークを組んで事業を展開。福祉分野に
特化した無料職業紹介事業を中心として、福祉についての啓発活動や人材確保に関わる調査
研究、社会福祉事業従事者や従事しようとする人への研修など、様々な事業を行っている。

●フリースペース P90

様々な理由から学校に行きにくくなっていたり、家庭の中に安らぎがなかったり、また子ど
もらしく大人に甘えることができなかつたりといった状況にある子どもたちに対し、フリース
ペースは24時間人がいて、あたたかいご飯があつて、お風呂がある地域の社会福祉施設を拠
点に、子どもたちが安心して、信頼できる大人とのびのび過ごせる夜の居場所としてスタート
した取組。子どもを“孤立”させないこと。“ありのまま”を受け入れる大人がそばで寄りそうこ
と。子どもと一緒に大人も悩んで、考えて、子どもと一緒につくる居場所であることを大切に
している。

●ふれあいサロン P62

地区センター等の地域の身近な場所で、定期的集まり、レクリエーション等を通して交流を
図り、楽しく暮らせる地域づくりを進める活動。民生委員・児童委員や地域のボランティア等を
中心に企画し、高齢者を対象として開催されている場合が多いが、世代間の交流等対象を広
げつつある。

●保護司 P35

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じている特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした者等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。また、犯罪を予防するために“社会を明るくする運動”等の啓発活動を行っている。

●ボランティア P1

営利を目的とせず、自主的に社会事業などに参加し、活動をする人。

●ボランティア・市民活動センター P62

社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動・市民活動を応援するために、市社協に設置されており、「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」等の相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催等、様々な面からサポートしている。ボランティアセンターの事業としては、「ボランティアに関する相談・調整」「ボランティア講座の開催」「ボランティアグループの活動支援」「ボランティア保険の加入」「啓発事業」等を行っている。

【ま行】**●宮城県居住支援協議会 P66**

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国籍県民その他住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議等することにより、宮城県における豊かで住みやすい地域づくりと福祉の向上に寄与することを目的とする協議会のこと。

●民生委員・児童委員 P38

「民生委員・児童委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員・児童委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性をもつ一方、地域のボランティアとしての自主性をもつ活動を行う。「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員・児童委員がこれを兼ねる。

【や行】

●ヤングケアラー P24

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。令和3(2021)年3月に報告された国のヤングケアラーの実態に関する調査結果をみると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%となっている。また、世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっており、平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多くなっていますが、「7時間以上」も1割程度となっている。本市においても、ヤングケアラーについて、教育機関や各関係機関等と連携し、実態把握に努め、必要な支援を検討している。

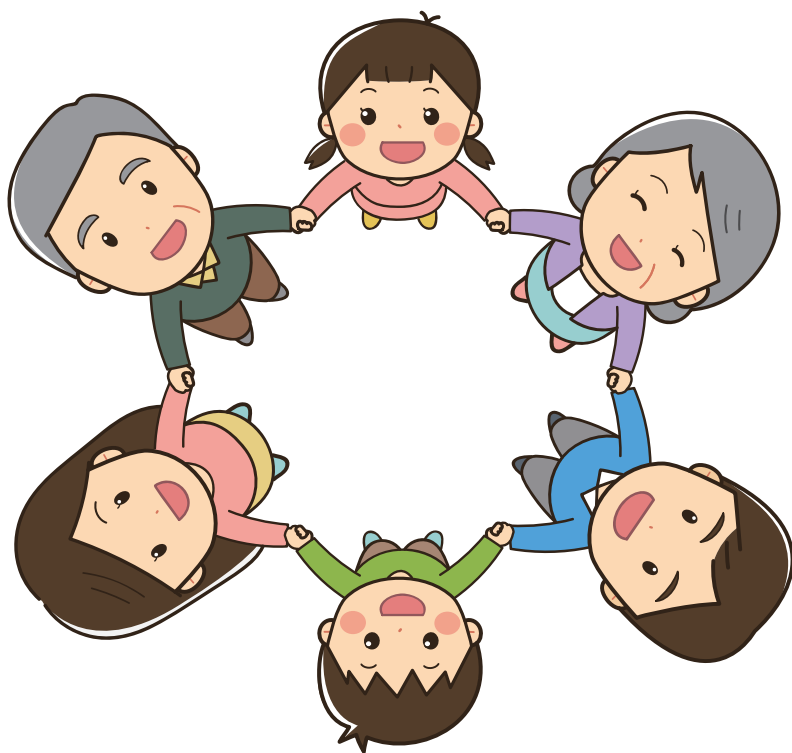
●要保護児童 P101

地域協議会の対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童等も含まれる。

【ら行】

●老老介護 P24

65歳以上の高齢者の介護を65歳以上の高齢者が行うこと。





第3期東松島市地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

発行年月日：令和5(2023)年3月

《発行》

東松島市

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36-1
TEL：0225-82-1111 FAX：0225-82-8143
URL：www.city.higashimatsushima.miyagi.jp

社会福祉法人東松島市社会福祉協議会

〒981-0504 宮城県東松島市小松字上浮足252-3
TEL：0225-83-2851 FAX：0225-83-4561
URL：www.hmfukushi.jp